

新居浜市
第3期障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画



令和3年3月

新 居 浜 市

■ 計画の策定にあたって



近年、障がい者の高齢化や、障がいの状態が重度となり、また複数の障がいを有するほか、多様化が進んでいることに加えて、災害や感染症等が発生した場合の支援体制の確保といった新たな課題やニーズが生まれる中、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支えるシステムの必要性はますます高まっています。

このような中、国においては、障がいに対する理解や障がい者の社会参加の促進に関する取組を着実に進めるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行（平成28年）をはじめ、「発達障害者支援法」及び「障害者総合支援法」「児童福祉法」、がそれぞれ改正されました。

新居浜市におきましては、これら国の法律に基づき、障がい者施策に関する基本的な考え方や障がい福祉サービス確保のための具体的方策を定めた各種計画を策定するなど、様々な障がい福祉施策に関する取組に努めてまいりました。

また、本年は、本市まちづくりの最上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画」がスタートいたします。目指すべき将来都市像「豊かな心で幸せつむぐ 人が輝く あかがねのまち にいはま」をスローガンに掲げ、すべての市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう市民、団体、事業者の皆様方とともに、「一人ひとりが輝き、豊かさ、幸せを実感することができる」まちづくりを進めてまいります。

あわせて、長期総合計画に基づく取組を着実に推進するため、地域共生社会の実現に向けた取組を示した「新居浜市地域福祉推進計画2021」を策定するとともに、国の障がい者施策や制度に関する見直しや計画の進捗状況の検証と評価を踏まえた「新居浜市第3期障がい者計画」「新居浜市第6期障がい福祉計画」「新居浜市第2期障がい児福祉計画」を策定し、地域で暮らす人同士のつながりを大切にするとともに、あるべき福祉のまちづくりの実現に向けた取組指針を示すことといたしました。

今後は、各種計画に沿って、「障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し、共に暮らせる社会の実現」に向け施策を展開してまいりますので、一層のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「新居浜市障がい者自立支援協議会」委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

新居浜市長 石川 勝行

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画の概要	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の留意点	5
第5節 計画の対象	5
第6節 基本理念	6
第7節 計画の基本目標	7
第2章 新居浜市の現状	8
第1節 人口・世帯の推移	8
第2節 障がいのある人の動向	9
第3節 保育・教育環境の状況	18
第4節 雇用・就労の状況	20
第5節 経済的支援受給者の状況	20
第3章 実態調査の概要	21
第1節 アンケート調査結果の概要	21
第2節 事業所・団体等調査結果の概要	27
第2部 第3期障がい者計画	37
第1章 新居浜市における障がい者施策の実施状況と課題	38
第2章 施策体系	41
第3章 具体的施策の方向	42
第3部 第6期障がい福祉計画	67
第1章 基本的な考え方	68
第1節 国の基本方針	68
第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	69
第2章 令和5年度の目標値	71
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	71
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	72
3 地域生活支援拠点等における機能の充実	73
4 福祉施設から一般就労への移行等	73
5 相談体制の充実強化等	74
6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	74
第3章 障がい福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策	75
第1節 訪問系サービス	75
第2節 日中活動系サービス	77
第3節 居住系サービス	80

第4節	相談支援（サービス等利用計画等作成）	82
第4章	地域生活支援事業の充実	84
第1節	実施事業	84
第2節	各年度のサービス見込量とその確保のための方策	86
第4部	第2期障がい児福祉計画	91
第1章	基本的な考え方	92
第2章	令和5年度における支援提供体制	93
第3章	障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の見込量及び確保方策	95
第1節	障がい児通所支援	95
第2節	障がい児相談支援	98
第3節	発達障がい者等に対する支援	99
第4章	地域生活支援事業の充実	100
第1節	実施事業	100
第2節	各年度のサービス見込量とその確保のための方策	101
第5部	計画の推進体制	103
1	計画推進に向けた基本的取組方針	104
2	計画の推進体制	105
3	計画の進行管理	111
【資料】		113
1	福祉避難所	113
2	本計画の策定過程	115
3	新居浜市障がい者自立支援協議会	116
4	用語解説	119

本計画の表記について

■「障害」を「障がい」と表記することについて

新居浜市では、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、本計画書では、法令の名称、法令からの引用、団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

■年号について

平成31年、平成31年度については、令和元年、令和元年度と新年号に統一した表記にしています。

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本市では、地域における現況を踏まえ、障がいのある人を取り巻く制度改革の方向や障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の内容に沿うとともに、「第五次新居浜市長期総合計画」の方針のもとに他の関連計画との調和を図りつつ、平成27年に「新居浜市第2期障がい者計画」を、平成30年に「新居浜市第5期障がい福祉計画・新居浜市第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。

他方で、各計画期間中においてさまざまな法令や制度改正が行われています。

各種の改正内容に対応するとともに、これまでの取組状況や成果を確認し、その結果を今後活かす中で、引き続き障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、総合的、計画的に各種施策を進めることが必要です。令和3年度から5年間の「新居浜市第3期障がい者計画」、3年間の「新居浜市第6期障がい福祉計画・新居浜市第2期障がい児福祉計画」は、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指すことを目的として策定したものです。

■ 法令・制度改正の動向 ■

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H28.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none">障がいを理由とする差別的取扱いの禁止合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律（H28.5.13施行）	<ul style="list-style-type: none">成年後見制度利用促進委員会の設置
発達障害者支援法の改正（H28.8.1施行）	<ul style="list-style-type: none">発達障害者支援地域協議会の設置発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の改正（H30.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none">自立生活援助の創設就労定着支援の創設高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）医療的ケア児に対する支援（H28.6.3施行）
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（R2.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none">報告徴収の規定の新設、書類保存の義務化適正実施勧告の規定の新設国等が率先して障がい者を雇用する責務の明確化「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化週20時間未満の障がい者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設中小事業主（300人以下）の認定制度の新設
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正（R3.4.1施行）	<ul style="list-style-type: none">地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進医療・介護のデータ基盤の整備の推進介護人材確保及び業務効率化の取組の強化社会福祉連携推進法人制度の創設

第2節 計画の位置づけ

「新居浜市第3期障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

■市町村障害者計画の法律上の根拠

障害者基本法 第11条第3項

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

「新居浜市第6期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、国の指針に基づき障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する方策を示します。

■市町村障害福祉計画の法律上の根拠

障害者総合支援法 第88条第1項・第2項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

「新居浜市第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」であり、国の指針に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する方策を示します。

■市町村障害児福祉計画の法律上の根拠

児童福祉法 第33条の20第1項・第2項

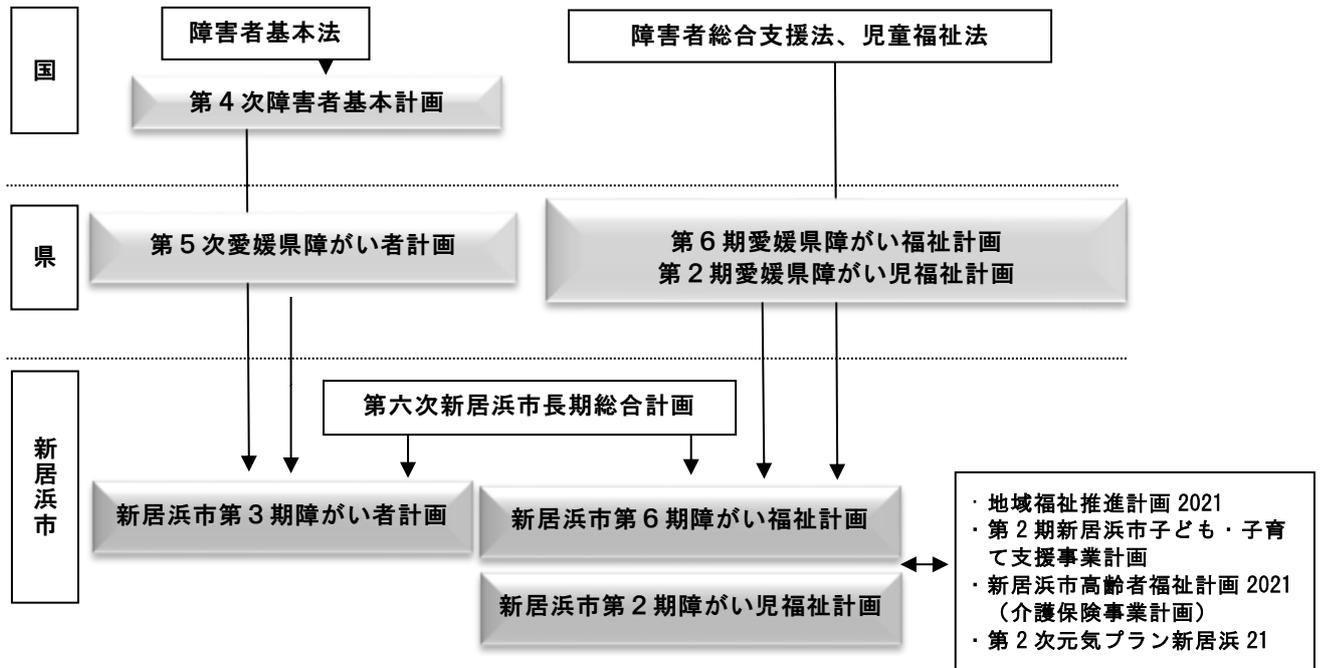
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

また、これら計画は、「第六次新居浜市長期総合計画」の障がい福祉分野における個別計画として位置づけられ、「新居浜市地域福祉推進計画 2021」、「新居浜市高齢者福祉計画 2021」、「第2次元気プラン新居浜21」、「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」等関連する計画との整合性を図り、県の計画も踏まえたものとしします。

■ 国・県計画との関連 ■



第3節 計画の期間

各計画の計画期間は次のとおりです。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			第3期障がい者計画					
			第6期障がい福祉計画					
			第2期障がい児福祉計画					

第4節 計画の留意点

1 障がい者計画の策定にあたっての主な留意点

障害者基本法第1条において、障がい者施策は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指していくことと規定されています。

国においては、平成30年3月に「第4次障害者基本計画」が閣議決定され、5年間にわたる障がい者福祉のあり方が示されています。この計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」を掲げています。

障がいのある人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。これは平成26年に批准された障害者権利条約との整合性を確保する意味も有しており、市町村レベルにおいても、これまで以上に障がいのある人の社会参加を促すための施策が重要となってきます。

こうした考え方を基本に障がい者一人ひとりの多様な生活課題・ニーズに即し、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指し、新たな障がい者計画を策定するものです。

2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定における主な留意点

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】（以下「基本指針」という。）」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、市町村が障がい福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものとされています。今般、都道府県及び市町村が第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項である基本指針が令和2年5月に改正されました。主な改正内容は、地域における生活の維持及び継続の推進をはじめ「地域共生社会」の実現に向けた取組、発達障がいのある人等支援の一層の充実など、計画に加えるべき方向性が示されています。このような改正内容に対応した計画づくりが必要となります。

第5節 計画の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいの人などです。

第6節 基本理念

障害者基本法及び国の障害者基本計画（第4次）では、障がいのある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、当該理念の実現に向けた障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、次のような3つの基本原則を示しています。

基本原則1 地域社会における共生等（みんなと一緒にまちで暮らすこと）

- ①社会のあらゆる分野の活動に参加できるようにすること。
- ②どこで誰と生活するかを自分で選択できて、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること。
- ③手話などのことばや必要なコミュニケーションの方法（点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、わかりやすいことば）を選ぶことができるようにすること。また、情報を入手したり、使ったりする方法を選べるようにすること。

基本原則2 差別の禁止（差別をなくすこと）

- ①障がいを理由とする差別の禁止。
- ②社会的障壁をなくすために必要かつ合理的な配慮を行うこと。
- ③国が、差別の禁止に係る啓発及び知識の普及のため、情報の収集、整理及び提供を行うこと。

基本原則3 国際的協調（世界の人と協力し合うこと）

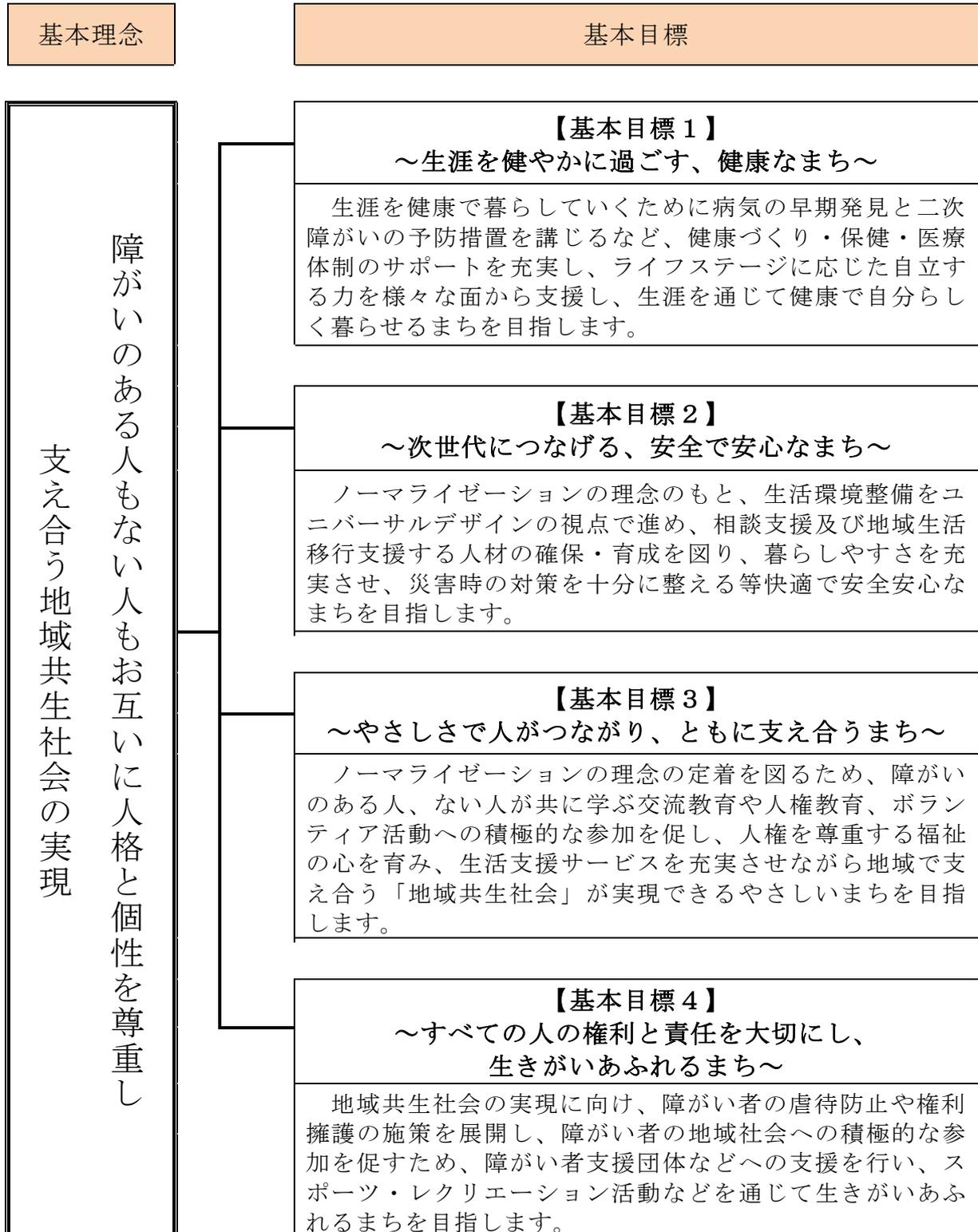
- ①共生社会をつくるために、世界の人と協力し合うこと。

国の障害者基本計画（第4次）や本市におけるこれまでの障がい者施策の継続性等も考慮して、本計画においては、前計画を踏まえ、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」を基本理念として計画の策定を行います。

障がいのある人もない人もお互いに
人格と個性を尊重し支え合う
地域共生社会の実現

第7節 計画の基本目標

本計画の基本理念「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」に向け、「新居浜市地域福祉推進計画 2021」及び「第2期障がい者計画」それぞれの4つの基本目標を踏まえて本計画の基本目標を設定し、施策の展開を図っていきます。



第2章 新居浜市の現状

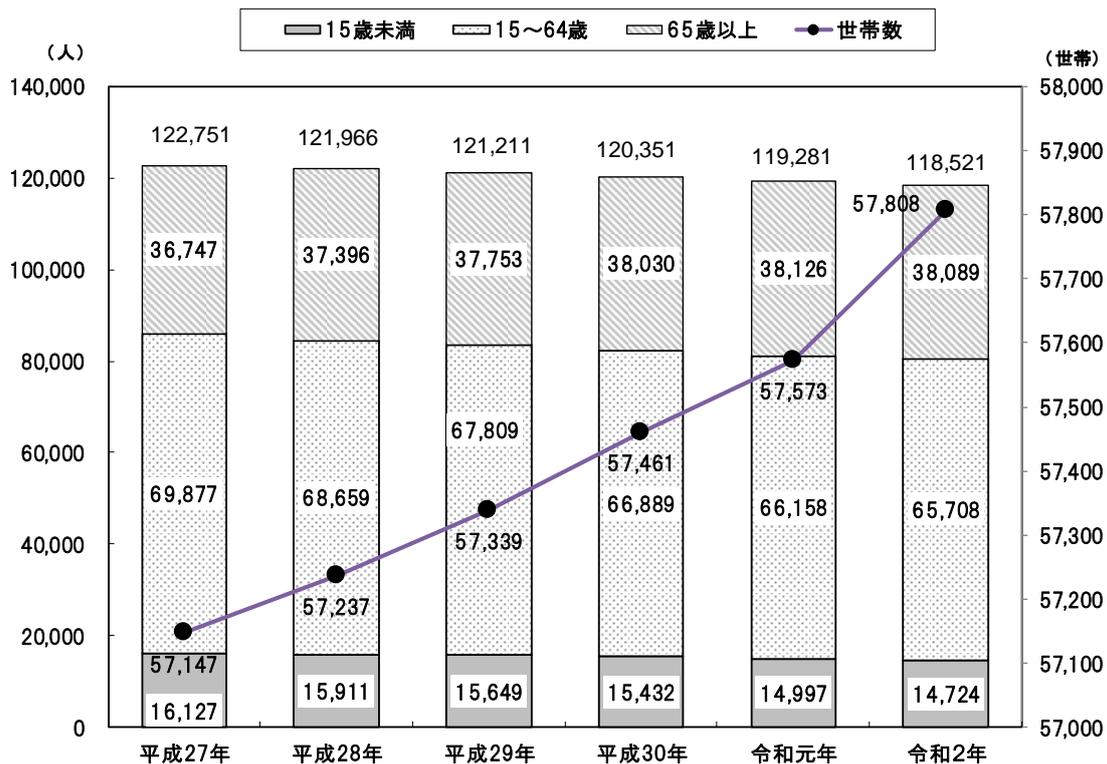
第1節 人口・世帯の推移

人口の推移をみると、本市の総人口は緩やかな減少傾向で推移し、令和2年では118,521人となっています。

年齢3階級別の推移をみると65歳以上人口は微増で推移し、15～64歳人口、15歳未満人口は減少しています。

また、世帯数は、人口が減少する中で増加しており、令和2年では57,808世帯となっています。

■ 人口及び世帯数の推移 ■



資料：住民基本台帳 各4月1日現在

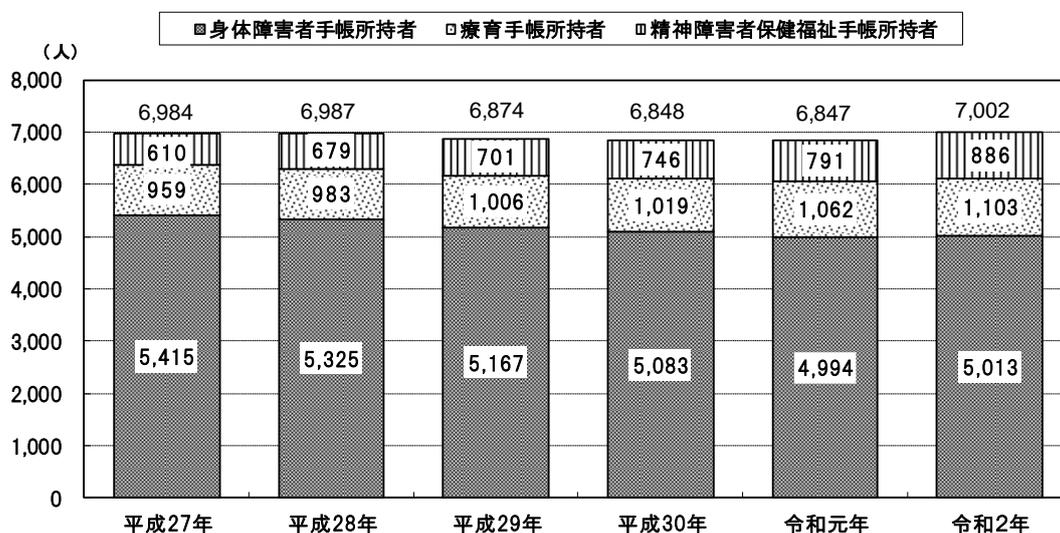
第2節 障がいのある人の動向

1 障害者手帳所持者の推移

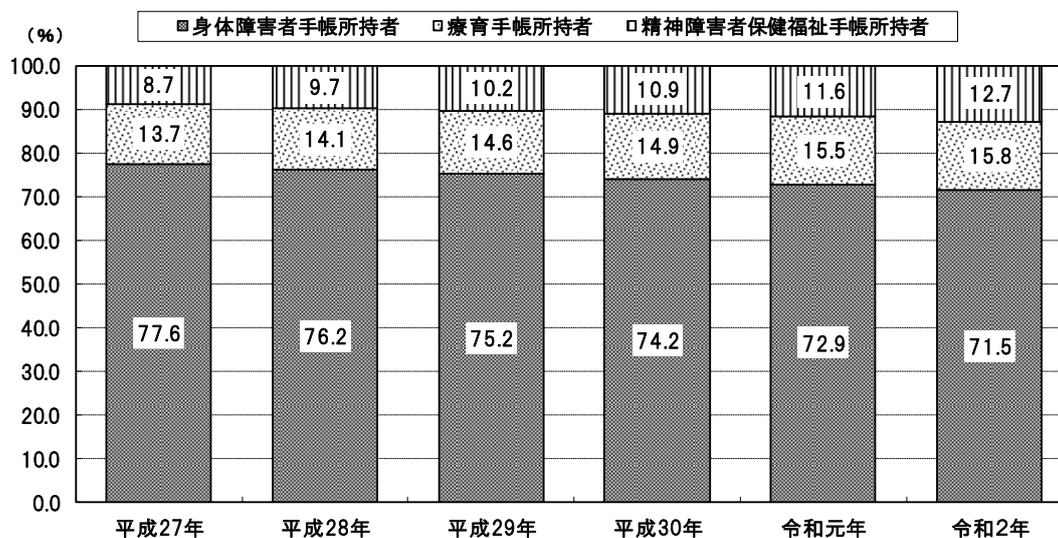
本市における障がいのある人の数は、令和2年現在の身体障がい（身体障害者手帳所持者数）が5,013人で平成27年と比較して402人（7.4%）の減、知的障がい（療育手帳所持者）は1,103人で144人（15%）の増、精神障がい（精神障害者保健福祉手帳所持者）は886人で276人（45.2%）の増となっております。このため構成比でも、身体障がいの割合が減少し、知的障がい、精神障がいの割合が増加しています。

令和2年では、身体障がい者数が前年までの減少傾向から増加と変化しており、状況の把握を進めるとともに今後の動向に注意する必要があります。

■ 障害者手帳所持者数の動向 ■



■ 障害者手帳所持者数の動向（構成比） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

2 3 障がい種類別の年齢構成

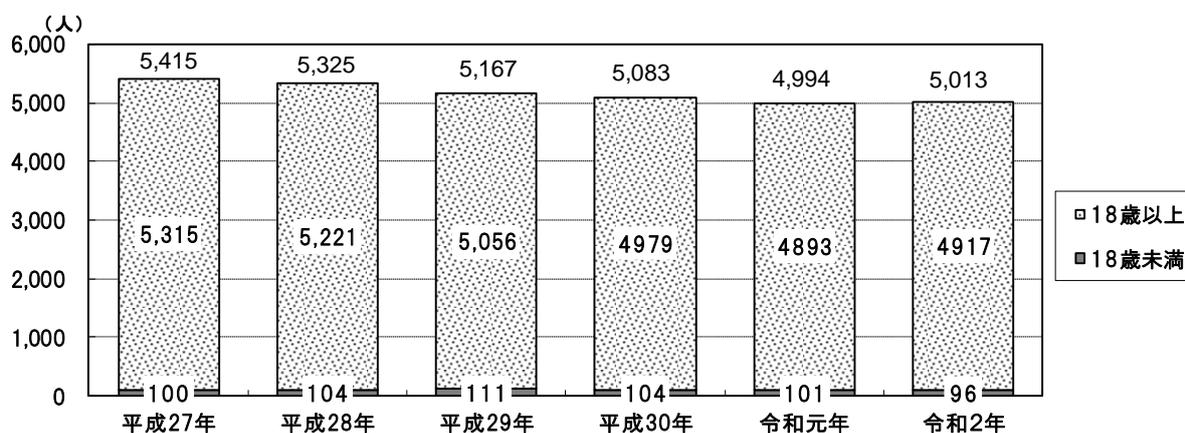
年齢区分別の構成をみると、身体障がいのある人では18歳以上が圧倒的多数で、令和2年現在で5,013人中4,917人と98.1%を占めています。また、令和2年の手帳所持者数が増加となっていますが、これも18歳以上の増加によることがわかります。

年齢別の交付状況では、他の年齢層が概ね減少している中で70歳以上は増加しており、68.6%を占めています

令和2年の新規交付者について調べてみると、平成27年で全348件中70歳以上が217件、令和元年では全420件中324件と、件数、割合ともに増加しており、その部位別内訳では四肢体幹や内部障がいの割合が多くなっていました。

以上のことから、高齢化の進展が身体障がいの状況に影響を及ぼしていることがわかります。

■ 身体障害者手帳所持者数の動向（年齢区分別） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

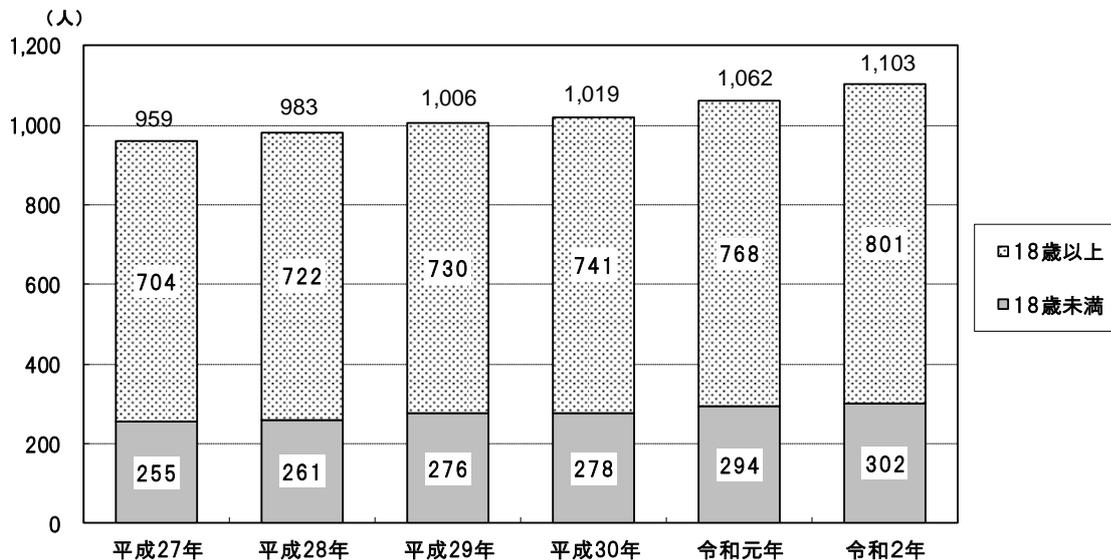
■ 身体障害者手帳所持者数の年齢別交付状況 ■

年齢区分	人数		割合		(参考) 平成27年	
	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	人数	割合
0歳～17歳	96人	96人	1.9%	1.9%	111人	2.1%
18歳～29歳	81人	1,018人	1.6%	20.3%	74人	1.4%
30歳～59歳	657人		13.1%		680人	13.2%
60歳～64歳	280人	3,899人	5.6%	77.8%	360人	7.0%
65歳～69歳	460人		9.2%		618人	12.0%
70歳以上	3,439人		68.6%		3,324人	64.3%
計	5,013人	5,013人	100.0%	100.0%	5,167人	100.0%

令和2年4月1日現在

知的障がいのある人では、18歳以上、18歳未満でそれぞれ増加がみられます。18歳未満に増加がみられることから新規申請者数が増加していることがわかり、また、18歳以上や全体の増加状況から療育手帳所持者の高年齢化の影響がうかがえます。

■療育手帳所持者数の動向（年齢区分別）■

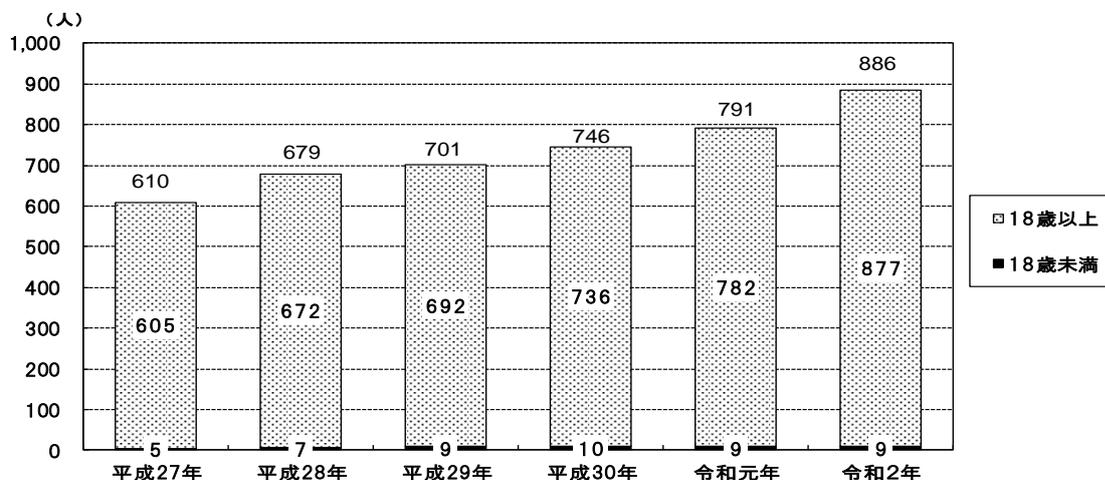


資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

精神障がいのある人では、18歳以上の増加が顕著となっています。

新規交付者を調べてみると、20～50歳代が、令和元年の全体数91件のうち69件で75.8%、6年間の平均では78.5%を占めており、社会人になってから発達障がいと診断されるケースの増加や効率化を求める社会構造その他の影響が考えられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向（年齢区分別）■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

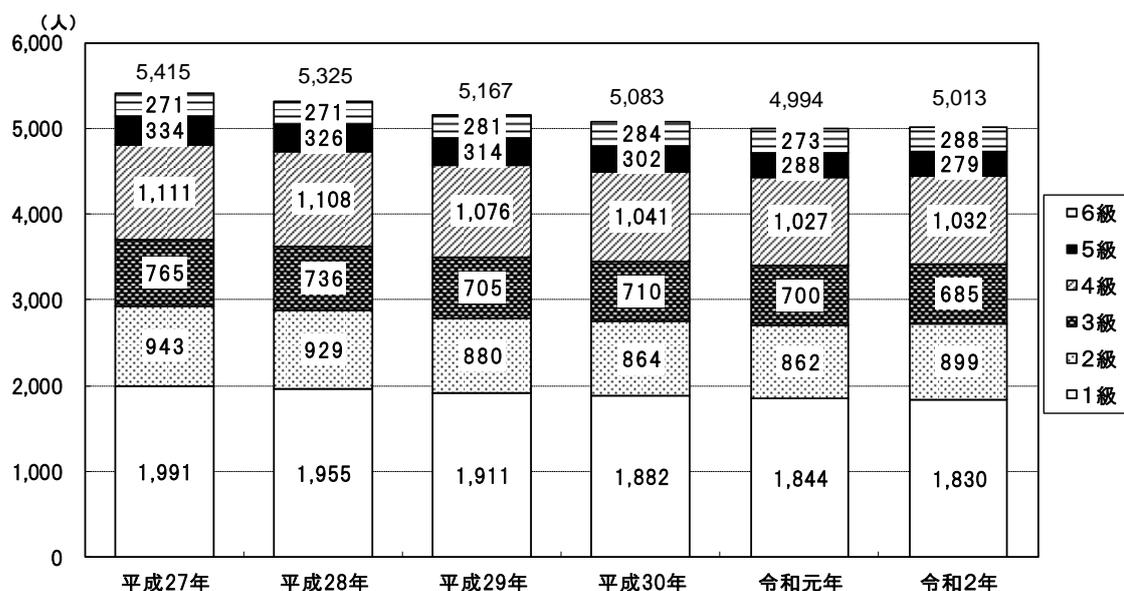
3 3 障がい種類別の等級別構成

身体障がいのある人では、令和2年では、「1級」が1,830人と最も多く、次いで「4級」が1,032人となっています。

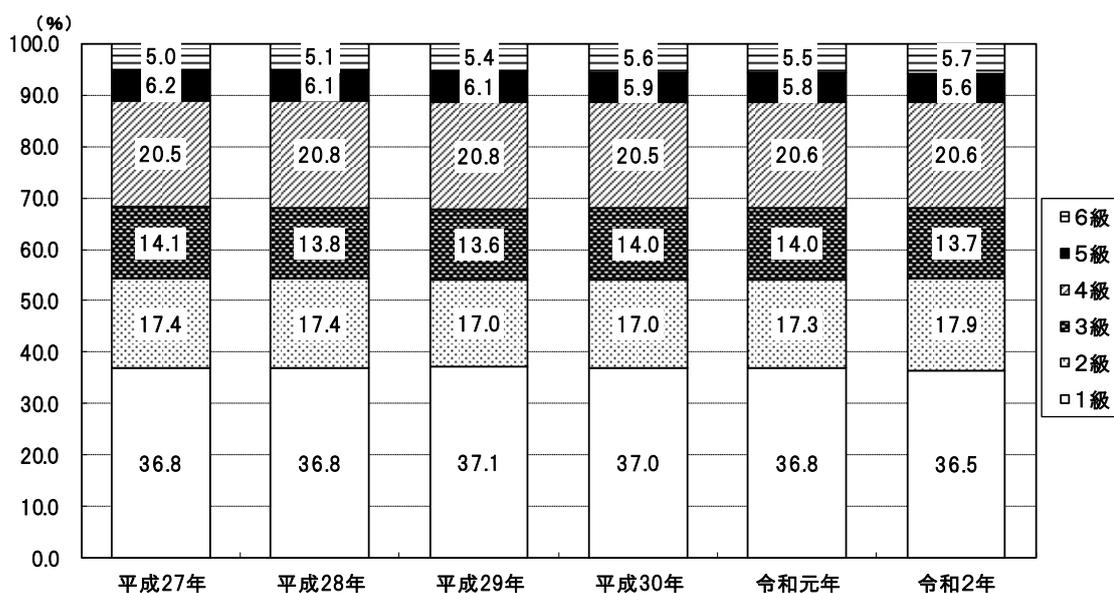
平成27年からの推移をみると、「6級」は増加していますが、それ以外の級で減少傾向にあります。

構成比でみると、全体的に減少していることから構成比に大きな変化はみられませんが、「2級」と「6級」の割合が若干増加しています。

■ 身体障がいのある人の等級別構成 ■



■ 身体障がいのある人の等級別構成（構成比） ■

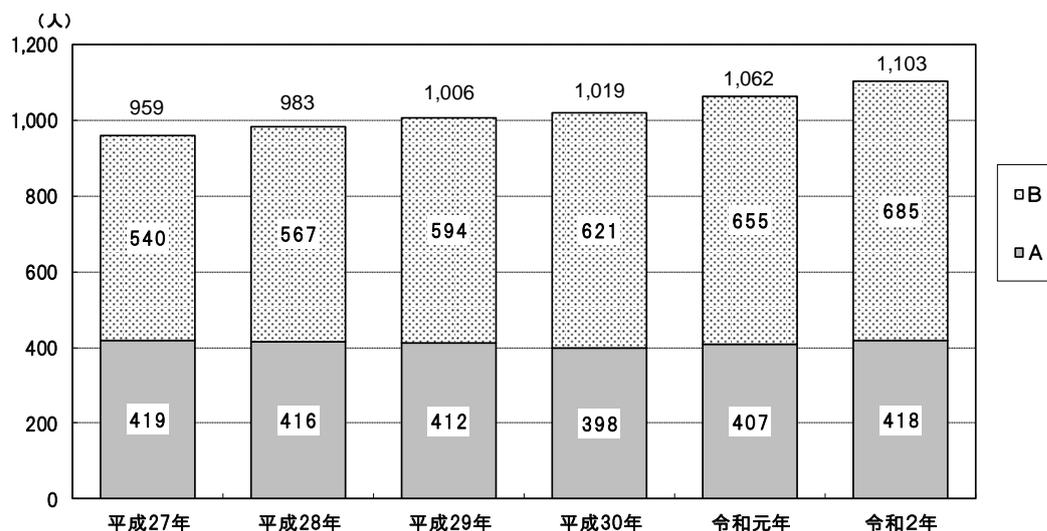


資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

知的障がいのある人では、令和2年では、「A」が418人、「B」が685人となっています。

平成27年からの推移をみると、「A」は横這いで推移していますが、「B」は26.9%の増加となっています。

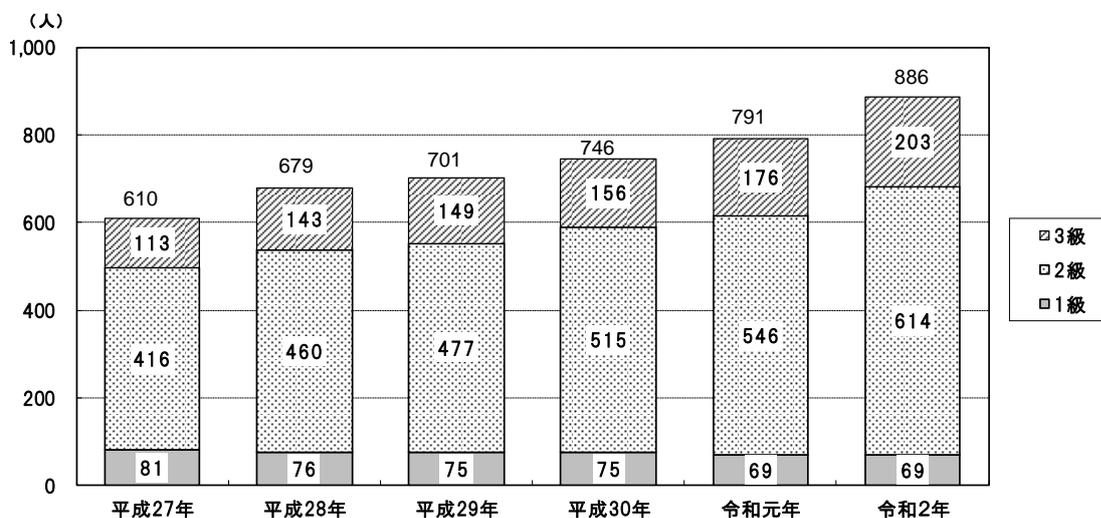
■ 知的障がいのある人の等級別構成 ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）は、平成27年からの推移をみると全体では45.2%の増加ですが、等級別には「1級」は微減、「2級」が47.6%の増加、「3級」が79.6%の増加となっています。

■ 精神障がいのある人の等級別構成 ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

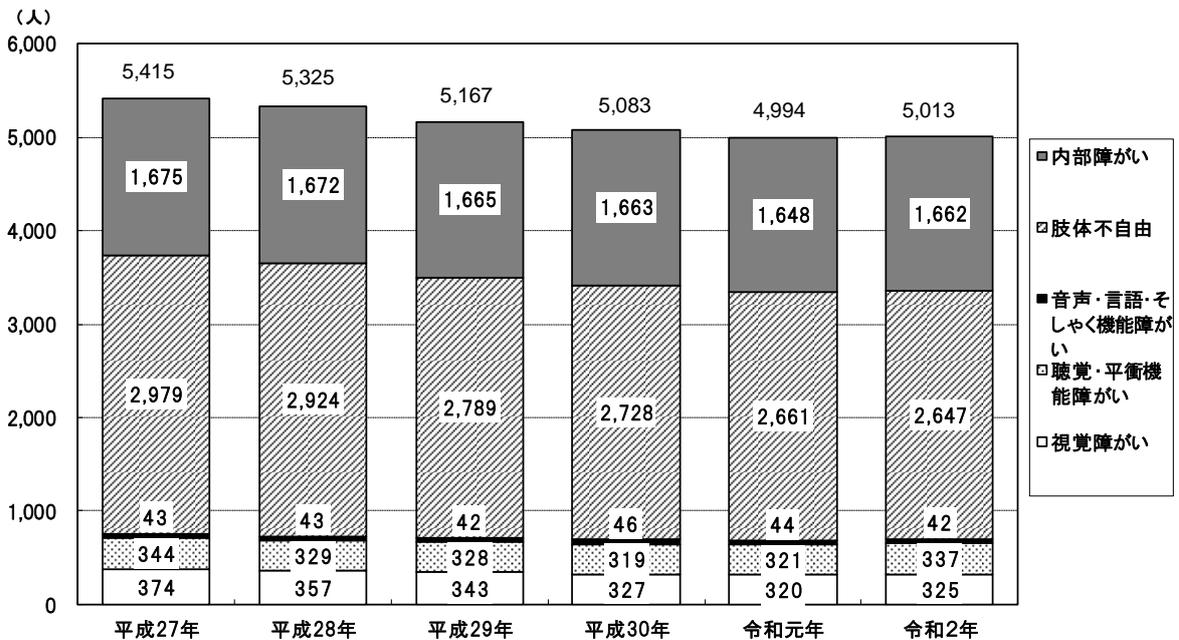
4 身体障がいのある人の部位別構成

身体障がいのある人の部位別構成では、令和2年では「肢体不自由」が2,647人と最も多く、次いで「内部障がい」が1,662人となっています。

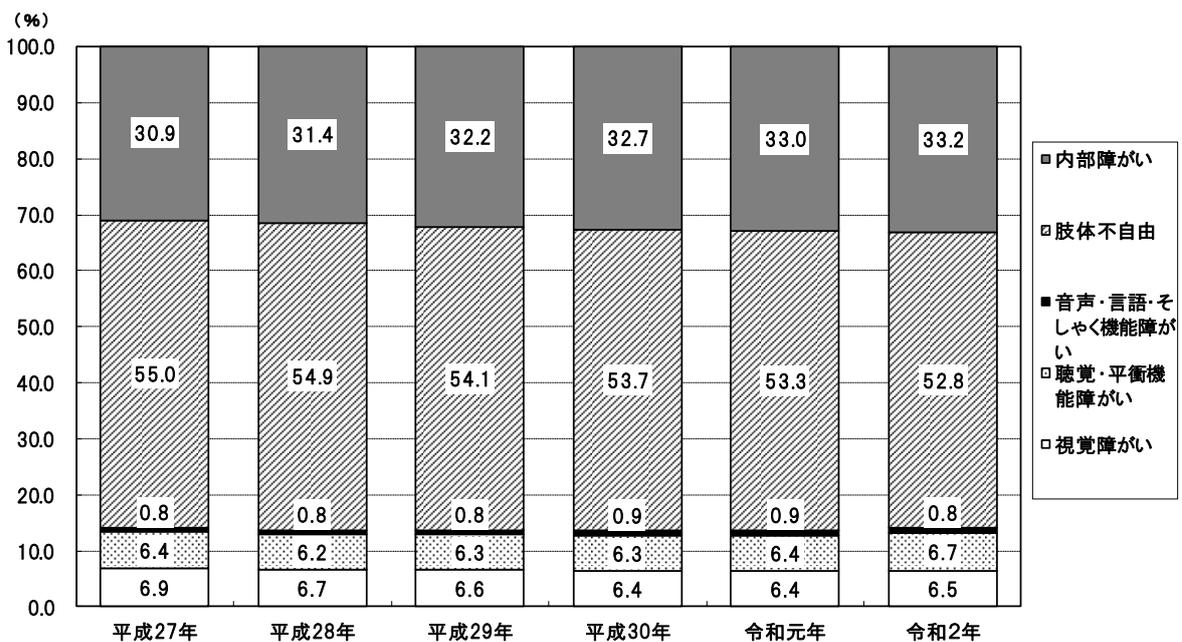
平成27年からの推移でみると、全体的に減少傾向となっています。

構成比をみると、「内部障がい」の割合が増加傾向にあります。

■ 身体障がいのある人の部位別構成 ■



■ 身体障がいのある人の部位別構成（構成比） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

令和2年における部位別、年齢別、級別内訳をみると、18歳以上の「肢体不自由」が2,594人と最も多く、次いで18歳以上の「心臓機能障がい」が999人となっています。

■ 身体障がいのある人の部位別、年齢別、級別内訳 ■

(主障がいのみ 単位:人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	(参考) H29
視覚障がい	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2	3
	18歳以上	99	116	20	26	45	17	323	340
聴覚障がい	18歳未満	1	6	0	0	0	6	13	12
	18歳以上	19	77	33	48	2	145	324	316
音声障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	3	22	16	0	0	42	42
肢体不自由	18歳未満	32	9	7	1	3	1	53	64
	18歳以上	550	663	381	652	229	119	2,594	2,725
心臓機能障がい	18歳未満	11	0	9	2	0	0	22	25
	18歳以上	726	10	171	92	0	0	999	1,043
腎臓機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	348	1	0	2	0	0	351	339
呼吸器機能障がい	18歳未満	1	1	1	1	0	0	4	4
	18歳以上	25	4	24	6	0	0	59	56
膀胱・直腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1	2
	18歳以上	0	1	11	177	0	0	189	170
小腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	0	1	1	0	0	3	2
免疫機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	7	3	4	0	0	17	10
肝臓機能障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1	1
	18歳以上	10	1	2	3	0	0	16	13
内部障がい	計	1,126	25	222	289	0	0	1,662	1,665
小計	18歳未満	48	16	17	5	3	7	96	111
	18歳以上	1,782	883	668	1,027	276	281	4,917	5,056
合計		1,830	899	685	1,032	279	288	5,013	5,167

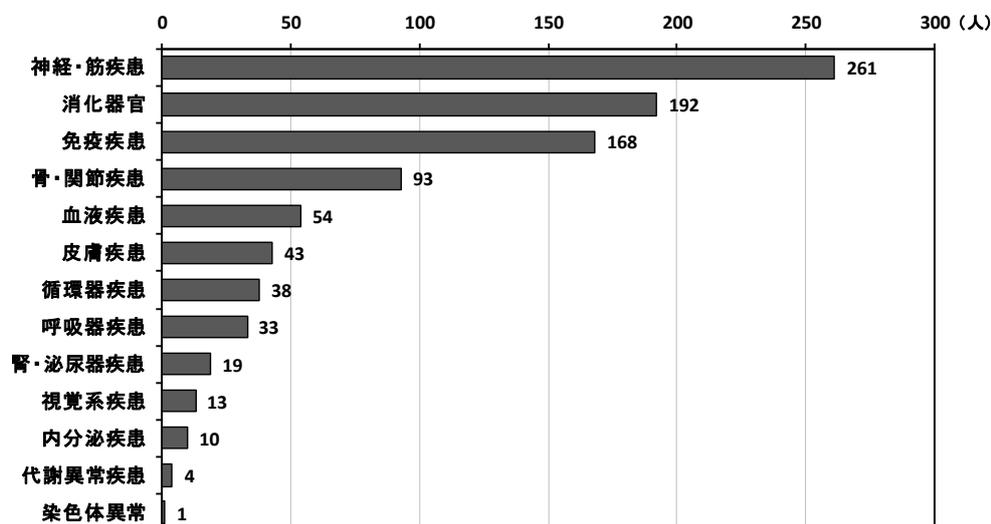
資料:地域福祉課(令和2年4月1日現在)

5 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

令和元年7月1日から指定難病は333疾病までに拡大しています。

本市における令和2年3月31日現在の受給者証所持者は、次のとおりとなっています。

■ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 ■ (総数 929人)



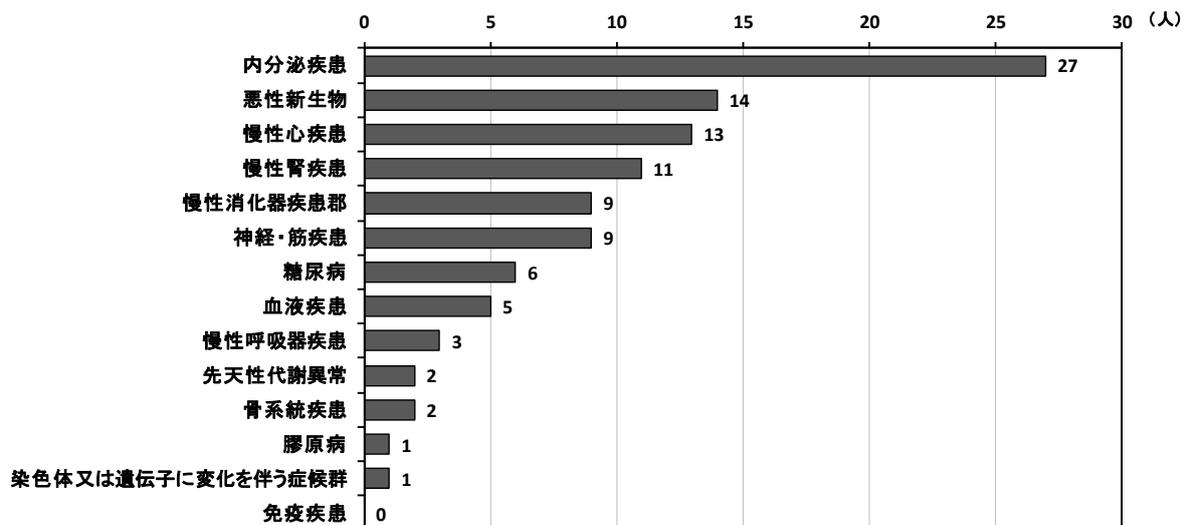
※疾患群別の所有者であり、重複疾患がある場合は疾患群ごとに計上 令和2年3月31日現在

6 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数

令和元年7月1日から適用されている疾病は762までに拡大しています。

本市における令和2年3月31日現在の受給者証所持者は、次のとおりとなっています。

■ 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数 ■ (総数 103人)



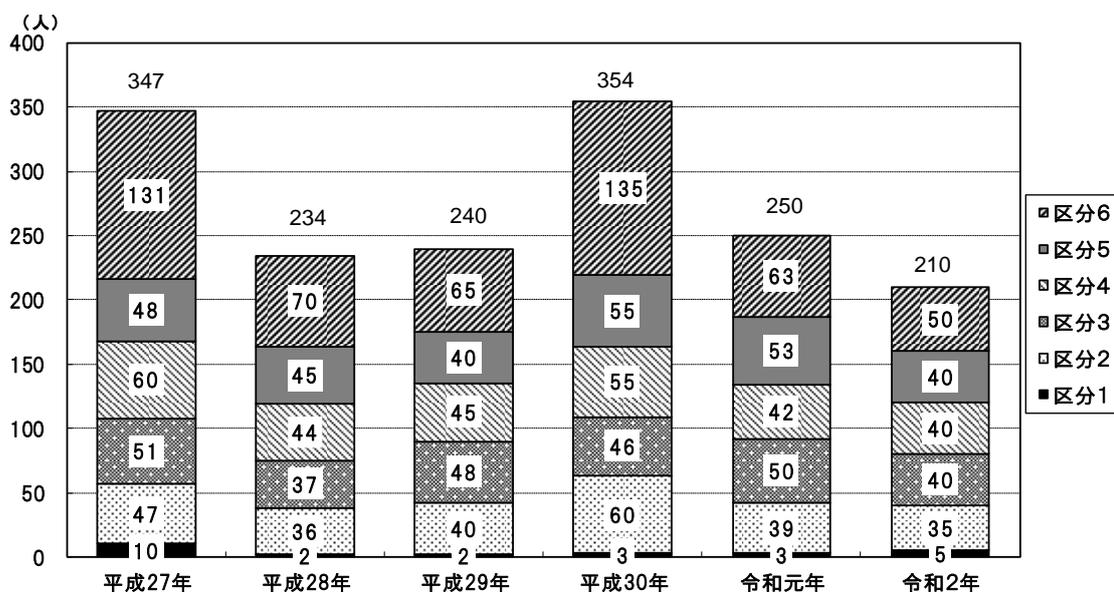
※疾患群別の所有者であり、重複疾患がある場合は疾患群ごとに計上 令和2年3月31日現在

7 障がい支援区分の認定者数

障がい福祉サービスを利用する場合に認定が必要な障がい支援区分の認定者は、3年に1度施設入所支援者の認定が必要となるため、各集計年度によって変動があります。

令和2年では210人となっています。

■ 障がい支援区分の認定者数の動向 ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

8 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療（更生医療）は、18歳以上の身体障がい者で一定の所得未満の人に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障がいの程度を除去または軽減されると期待できる場合に指定医療機関において受けた医療に要する医療費を支給します。

自立支援医療（育成医療）は、18歳未満の身体上の障がいを有する児童が指定医療機関において受けた医療に要する医療費を支給します。

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患で、通院による精神医療を受け続ける必要がある人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

本市の自立支援医療受給者数については次のとおりとなっています。

■ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）受給者数の推移 ■

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
更生医療	337	352	366	369	372	374
育成医療	21	21	21	21	16	8
精神通院医療	1,800	1,850	1,860	1,857	1,874	1,878

資料：地域福祉課（平成27年～平成28年は、各年度内(4月1日～翌3月31日)の実績値)

第3節 保育・教育環境の状況

障がい児には、発育過程において障がいの種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。

本市における障がい児の療育、通園・通学状況は次のとおりです。

■ 18歳未満の障がい児の年齢層の内訳 ■

(単位:人)

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障がい児	15	63	18	96
知的障がい児	40	202	60	302

令和2年4月1日現在

※身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

※両手帳を所持する児童は、身体障がい児及び知的障がい児のいずれの人数にも計上しています。

■ 0～5歳児の児童発達支援利用状況 ■

(単位:人)

	医療型児童発達支援	福祉型児童発達支援	計
利用者実績	0	86	86

令和2年4月1日現在

※身体障害者手帳もしくは療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。

■ 就学前の幼児のための相談・教室等の実施状況（療育等も含む） ■

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ことばの教室(登録人数)	127	112	113	126	130
ことばの教室(延人数)	1,340	1,303	1,152	1,180	1,455
育ちの教室(登録人数)	58	68	58	66	65
育ちの教室(延人数)	740	863	697	753	1,003
巡回相談(保育園+幼稚園)	160	166	117	139	156
総合相談(延人数)	335	384	543	611	758
発達検査(発達支援課)	67	105	109	101	112
フォローアップ教室(にこにこクラブ)(延人数)	153	160	156	140	68
発達相談・発達検査(保健センター)	212	158	141	192	162

資料:発達支援課・保健センター(各年4月1日現在) →各年度内(4/1～翌3/31)の実績値

■ 小学校における障がい児の通学状況 ■

(単位:人)

		学校数	学級数	児童数		
				低学年	高学年	計
特別支援学級	知的障がい	16	16	31	34	65
	自閉症・情緒障がい	15	32	89	72	161
	難聴	5	5	3	2	5
	弱視	1	1	1	1	2
通級指導教室	言語障がい	1	1	5	6	11
	自閉症	2	2	13	23	36
	LD(学習障がい)	2	2	0	16	16

令和2年5月1日現在

■ 中学校における障がい児の通学状況 ■

(単位:人)

		学校数	学級数	生徒数
特別支援学級	知的障がい	10	11	32
	自閉症・情緒障がい	10	15	64
	難聴	1	1	1
通級指導教室	言語障がい	0	0	0
	自閉症	0	0	0
	LD(学習障がい)	1	1	8
	ADHD(注意欠如・多動性障がい)	1	1	6

令和2年5月1日現在

■ 新居浜特別支援学校 ■

(単位:人)

	小学部	中学部	高等部	計
学級数	18	14	19	51
男	63	53	71	187
女	22	21	38	81
計	85	74	109	268

令和2年5月1日現在

■ 新居浜特別支援学校川西分校 ■

(単位:人)

	小学部	中学部	高等部	計
学級数	9	5	6	20
男	14	6	8	28
女	9	7	5	21
計	23	13	13	49

令和2年4月10日現在

第4節 雇用・就労の状況

愛媛労働局の統計による民間企業における障がい者雇用数及び実雇用率、障がい者就業・生活支援センターの利用状況と登録者・就労者の各状況は、次のとおりです。

■ 公共職業安定所における障がい者雇用者数及び実雇用率等 ■

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
公共職業安定所管内 企業の障がい者雇用率	2.27%	2.29%	2.27%	2.92%	3.12%
対象となる障がい者 雇用総数	328人	334.5人	344人	456.5人	485.5人
対象企業数 (法定労働者50人以上※) ※平成24年度以前は56人以上	78社	79社	82社	88社	86社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	43社 (55.1%)	40社 (50.0%)	48社 (48.5%)	48社 (54.5%)	49社 (57.0%)

数値は各年6月1日付で調査

■ 障がい者就業・生活支援センターの状況 ■

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
登録者						
身体障がい者	91	102	110	122	136	136
知的障がい者	148	182	207	227	249	254
精神障がい者	107	129	142	171	202	207
その他※	62	69	82	89	95	94
登録者合計	408	482	541	609	682	691
登録廃止	18	0	1	0	0	0
新規登録	56	74	60	68	74	9
実習	34	33	45	49	40	8
就労者						
身体障がい者	8	9	10	11	9	3
知的障がい者	25	21	33	19	16	4
精神障がい者	9	10	17	20	16	9
その他※	2	2	10	6	7	2
就労者合計	44	42	70	56	48	18

資料:地域福祉課(各年4月1日現在)

※令和2年は5月末現在

第5節 経済的支援受給者の状況

手当等の各種支援受給者の状況は、次のとおりです。

■ 手当等の各種支援受給者の状況 ■

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年
特別障害者手当受給者数	128	125	124
障害児福祉手当受給者数	88	89	83
特別児童扶養手当受給者数	278	284	292
心身障害者扶養共済制度加入者数	68	63	58
心身障害者扶養共済制度受給者数	107	104	107

資料:地域福祉課(各年4月30日現在)

第3章 実態調査の概要

第1節 アンケート調査結果の概要

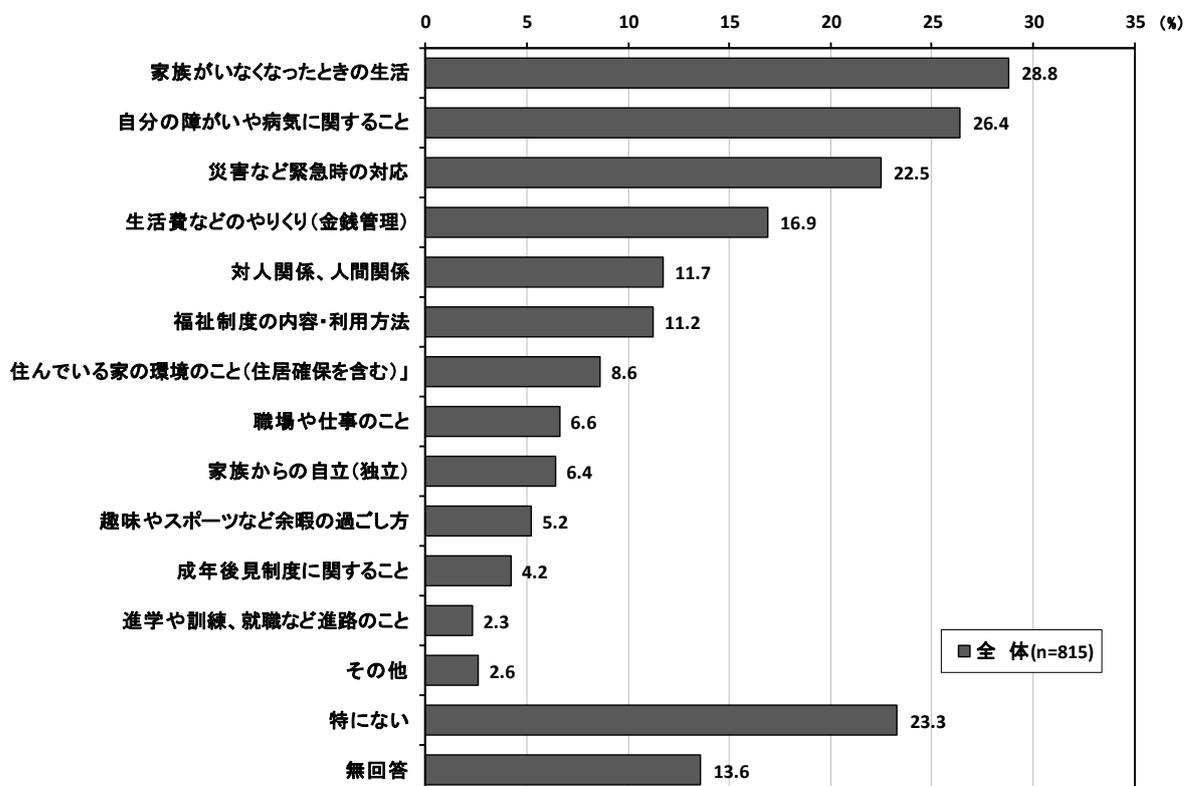
障がいのある人の生活や障がい福祉サービスなどの利用状況等を把握するために、アンケート調査を行いました。

市内在住の障害者手帳を所持している人から1,805人を無作為に抽出して調査票を郵送し、815人（有効回答率45.1%）、障がいのある児童や発達に関する不安のある児童の中から195人を無作為に抽出して調査票を郵送し、99人（有効回答率50.8%）の回答を得ました。

アンケートの回答から、次のようなことがみえてきました。

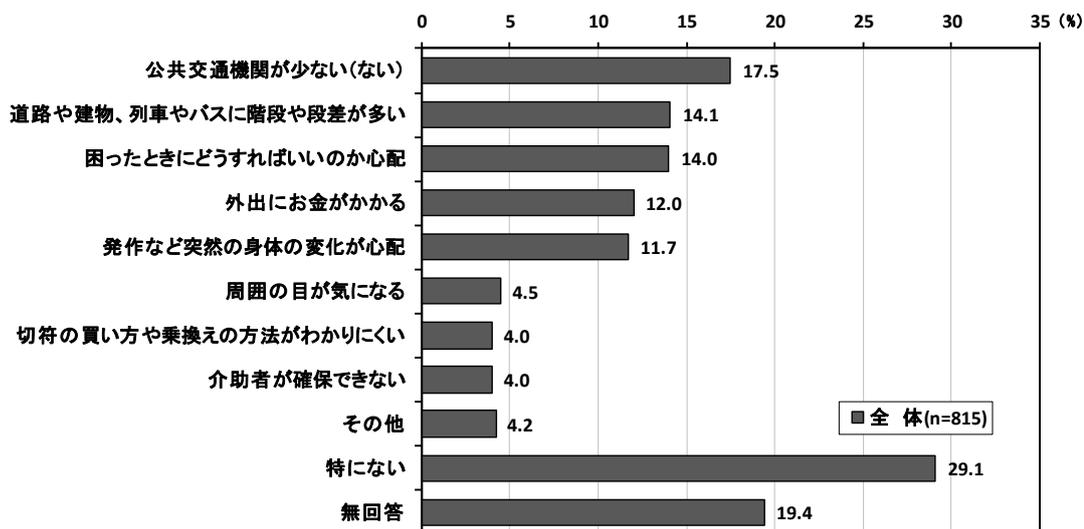
■ 今、悩んでいることや、わからずに困っていること ■

悩んでいることや困っていることとしては、「家族がいなくなったときの生活」が28.8%と最も多くなっています。次いで「自分の障がいや病気に関すること」、「災害など緊急時の対応」、「生活費などのやりくり（金銭管理）」となっています。障がい種別でみると、精神障がいのある人では「対人関係、人間関係」の回答が40.8%と突出しています。



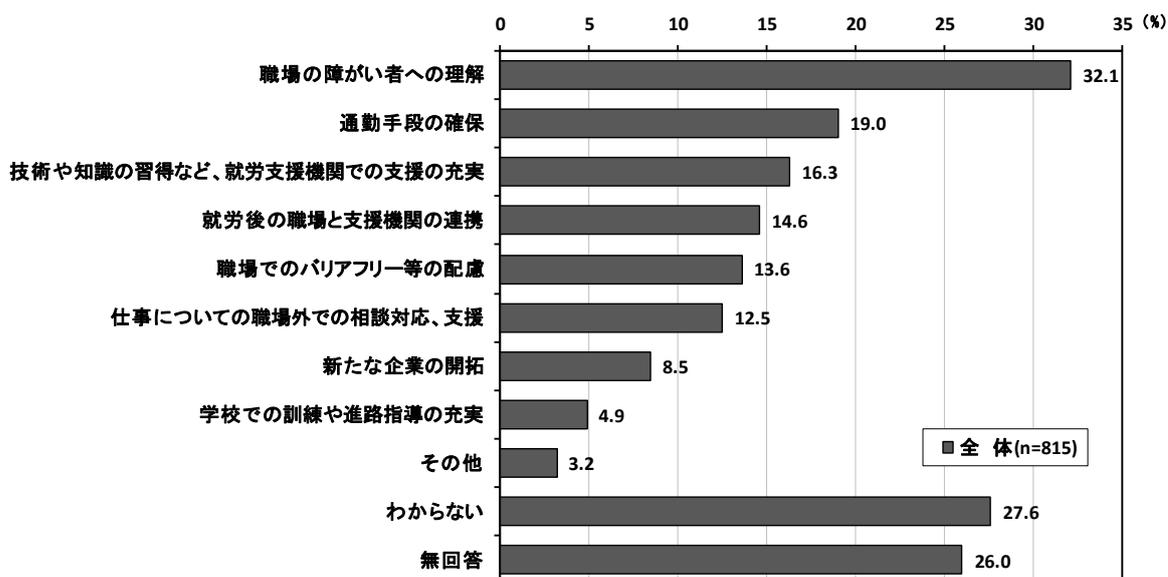
■ 外出するときに困ること ■

外出する時に困ることとしては、「公共交通機関が少ない(ない)」をはじめとして、「道路や建物、列車やバスに階段や段差が多い」、「困ったときにどうすればいいのかわからないのか心配」、「外出にお金がかかる」、「発作など突然の身体の変化が心配」などが多くあり、障がいのある人にも利用しやすい公共交通機関とバリアフリー化の促進が大切です。

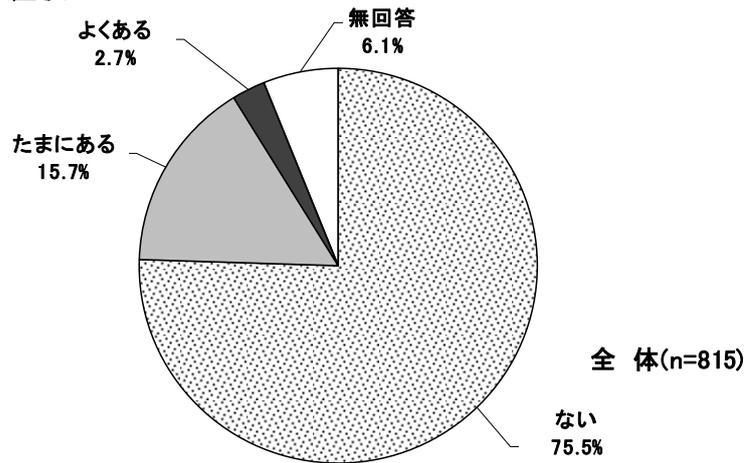


■ 障がい者の就労支援として今後重要なこと ■

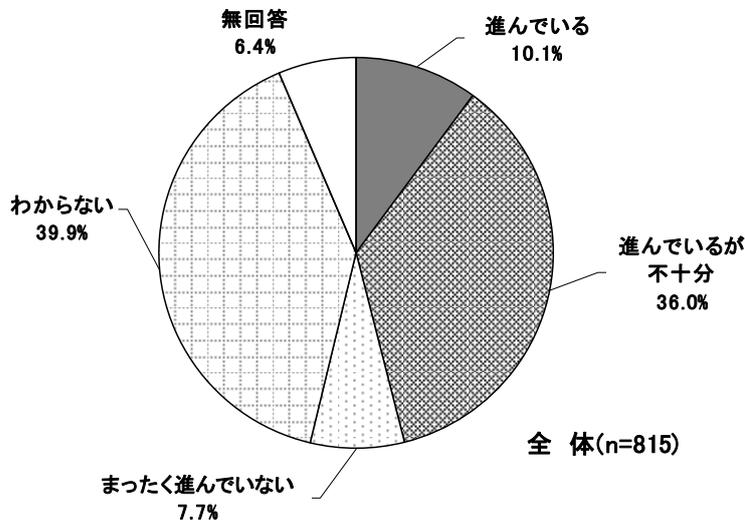
障がい者の就労支援として今後重要なこととしては、「職場の障がい者への理解」に3分の1近くの回答があり、続いて「通勤手段の確保」、「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」、「就労後の職場と支援機関の連携」、「職場でのバリアフリー等の配慮」などが多くなっています。



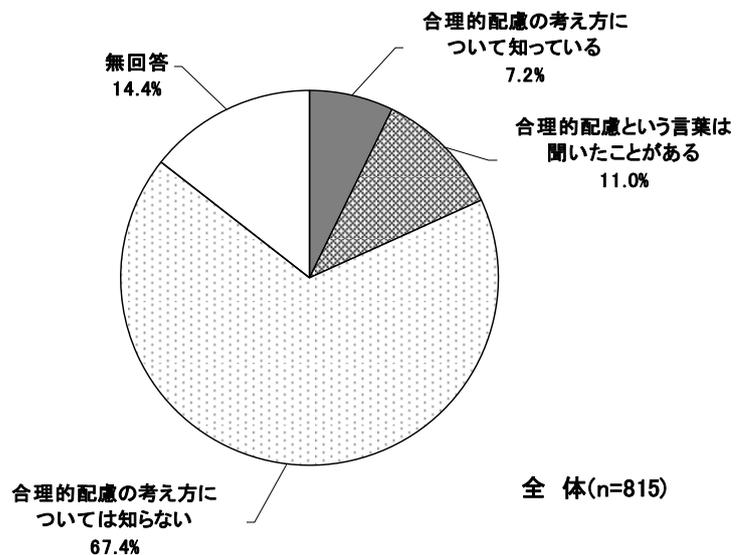
■ 障がいを理由に差別された経験 ■



■ 障がいのある人への理解 ■



■ 合理的配慮について ■



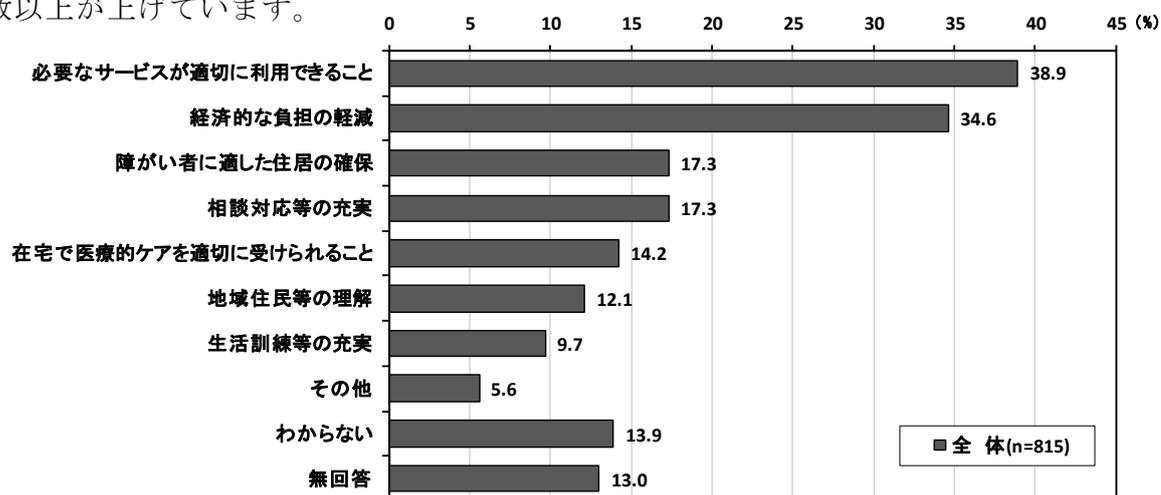
障害者差別解消法が施行された平成 28 年 4 月から今までに、障がい等を理由に差別されたり、いやな思いをした経験についてみると、「よくある」「たまにある」を合わせて約 5 人に 1 人が差別を受けた経験をもっています。

また、障がいのある人への理解について、「進んでいる」は 10.1%にとどまっており、合理的配慮の周知とともに障がいに対するより一層の理解の促進が必要です。

■ 地域で生活するために必要な支援 ■

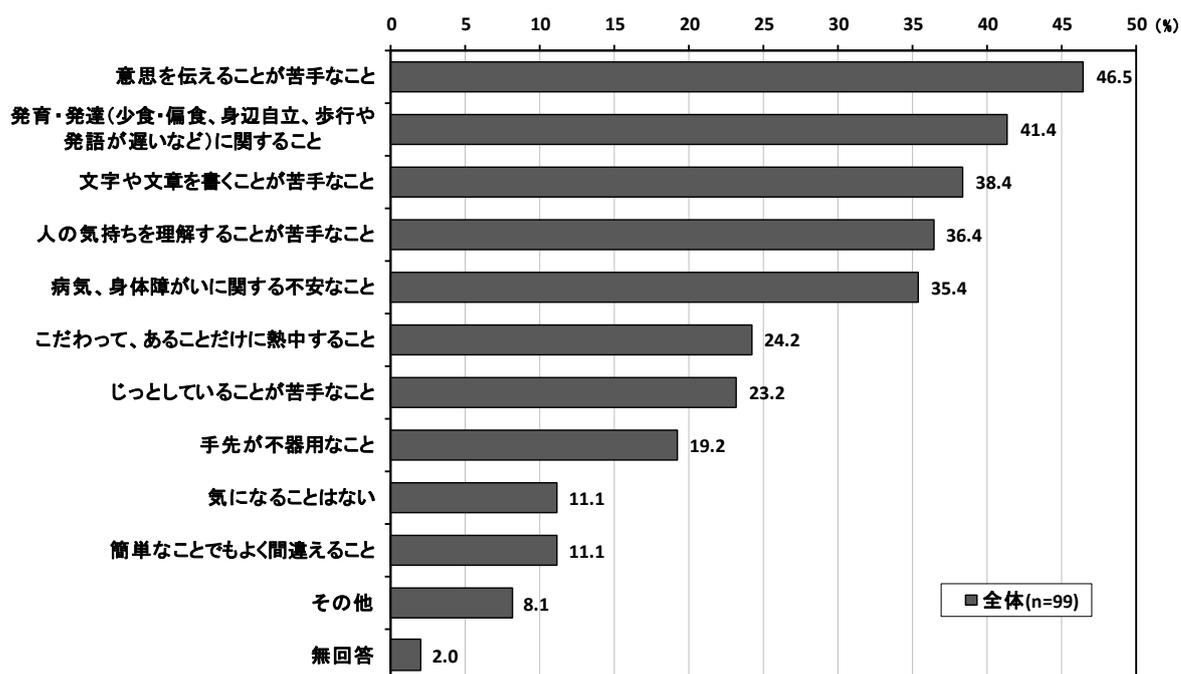
地域で生活するために必要な支援としては、「必要なサービスが適切に利用できること」(38.9%)、「経済的な負担の軽減」(34.6%)の2つが多くなっています。

年齢別にみると、「必要なサービスが適切に利用できること」は20歳代以下(51.0%)、「経済的な負担の軽減」は20歳代以下(58.8%)、30歳代(50.0%)と半数以上が上げています。



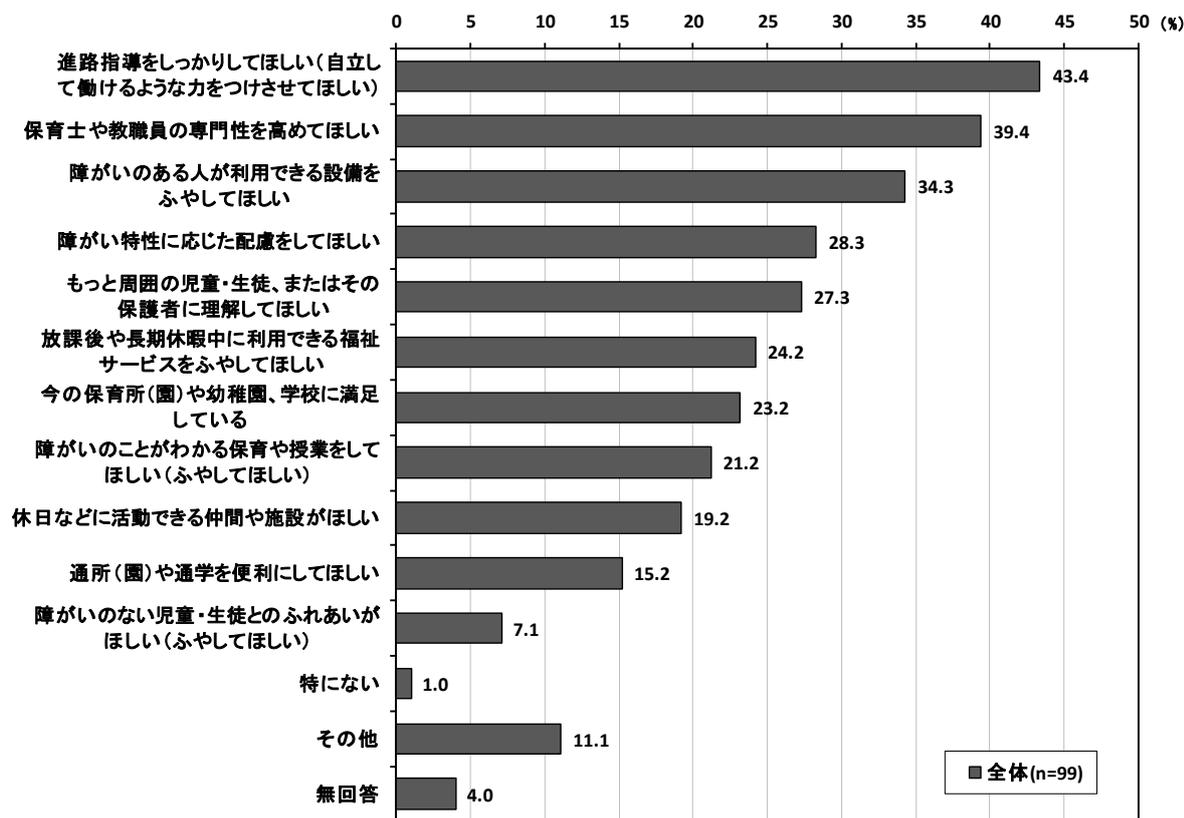
■ 発育・発達に関して気になること ■

障がいのある児童の発育・発達に関することとして、「意思を伝えることが苦手なこと」と「発育・発達(少食・偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど)に関すること」が40%を超え、次いで「文字や文章を書くことが苦手なこと」、「人の気持ちを理解することが苦手なこと」、「病気、身体障がいに関する不安なこと」が30%台で続いています。



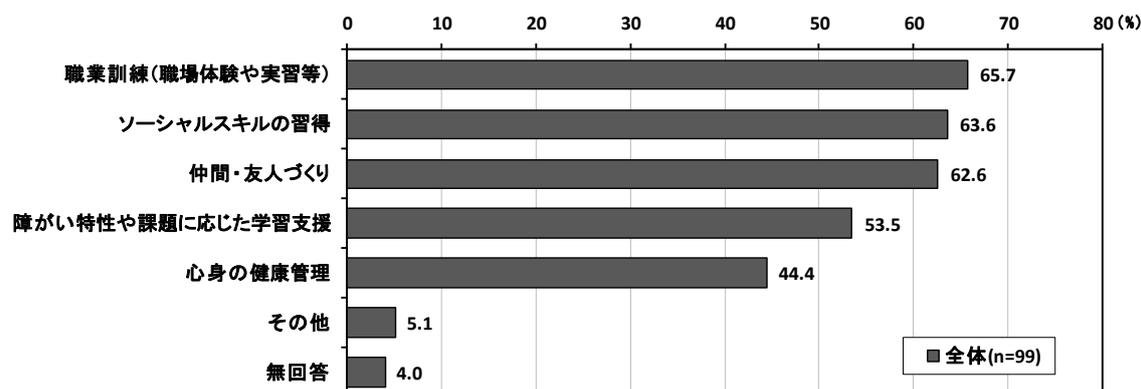
■ 保育や教育で今後必要なこと ■

今後の保育や教育に必要なこととしては、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が43.4%と最も多く、次いで「保育士や教職員の専門性を高めてほしい」、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」、「障がい特性に応じた配慮」、「周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解」となっています。自立に向けた指導の充実や資質の向上、周囲の理解が求められています。



■ 学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要な支援 ■

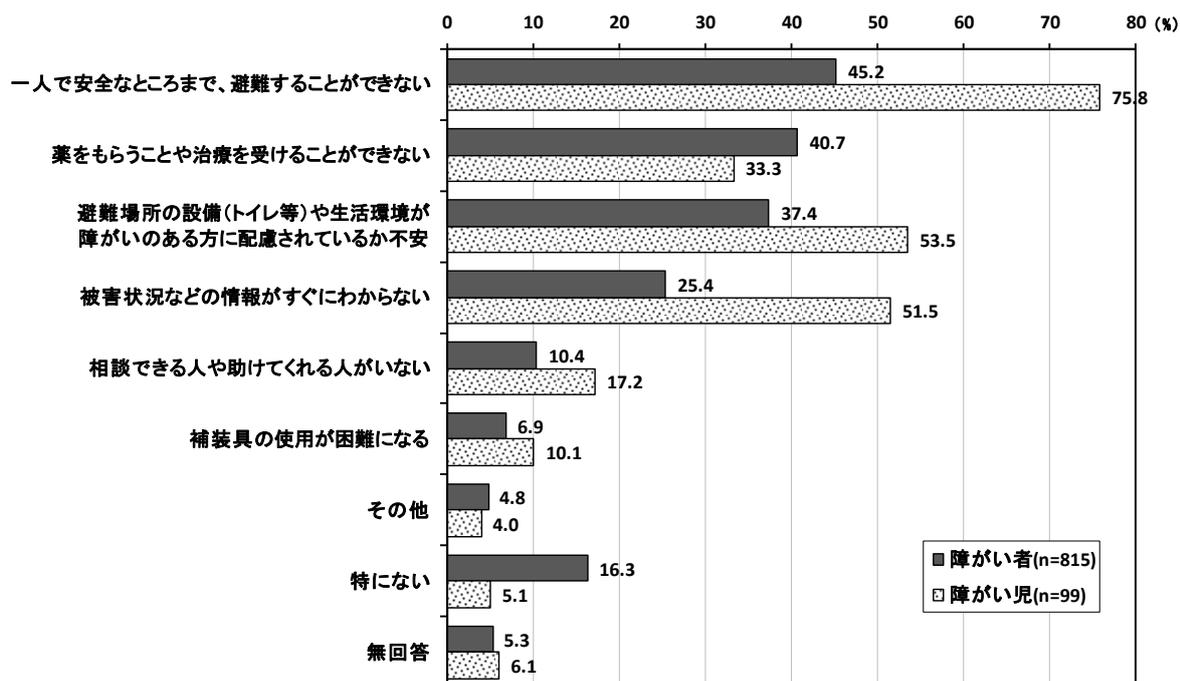
学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援としては、「職業訓練（職場体験や実習等）」が65.7%と最も多く、「ソーシャルスキルの習得」、「仲間・友人づくり」、「障がい特性や課題に応じた学習支援」、「心身の健康管理」もそれぞれ選択率が高くなっており、必要な支援が多いことが分かります。



■ 地震等の災害時に困ること ■

地震等の災害時に困ることとしては、障がいのある人も障がい児も、「一人で安全なところまで、避難することができない」が最も多く、特に障がい児では約4人に3人までがあげています。災害時に一人で避難できる環境の整備が求められています。

これに加えて、避難場所の設備や生活環境、被害状況などの情報の周知なども、障がいのある人が避難するときの大きな課題となっています。地震等の発生時に一般的に求められる「自助」の段階に関して、地域ぐるみで支援を考える必要があります。



1 事業所へのアンケート調査

新居浜市内の事業所・団体等に対し、アンケート調査（令和2年7月20日～令和2年8月11日）を行いました。

障がい福祉サービスを提供する事業所に対しては47法人81事業所に対して行い、33法人62事業所から回答を得ました。

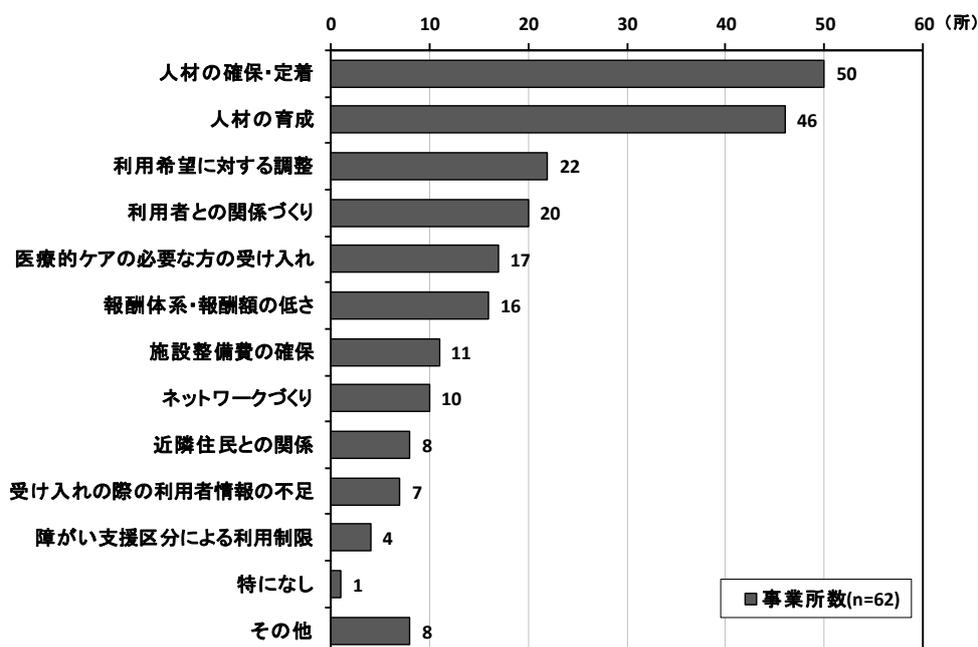
相談支援事業所は9事業所から回答がありました。

障がい者関連団体は12団体から回答がありました。

(1) サービス提供事業所等調査

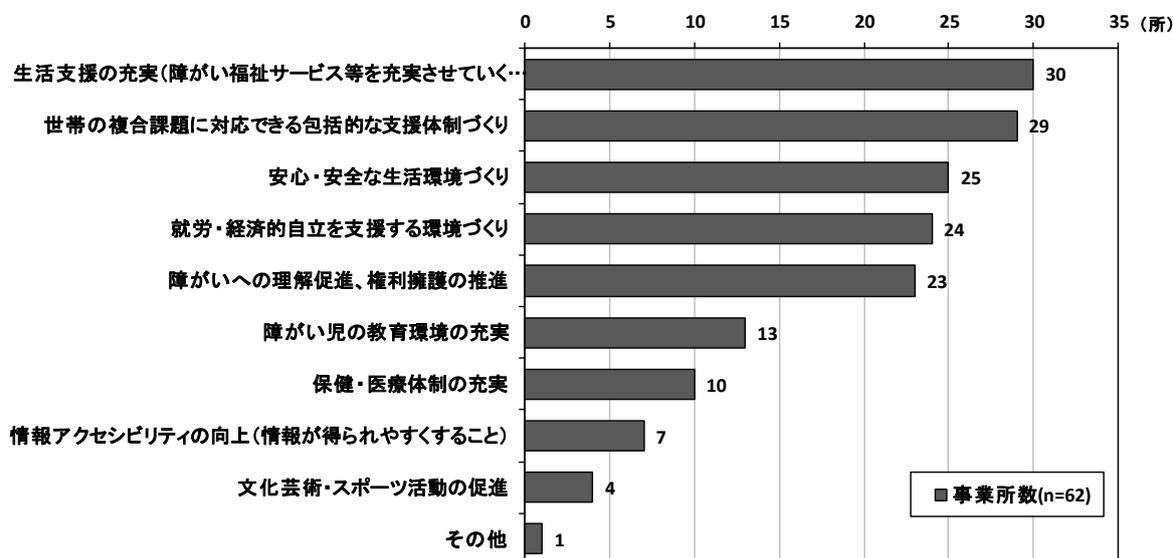
■ 事業所の運営上の課題 ■

「人材の確保・定着」と「人材の育成」が圧倒的に多く、運営に苦慮している実態がわかります。続いて「利用希望に対する調整」、「利用者との関係づくり」、「医療的ケアの必要な方の受け入れ」、「報酬体系・報酬額の低さ」などが多くなっています。



■ 特に力を入れていくべき分野 ■

「生活支援の充実（障がい福祉サービス等を充実させていくこと）」を筆頭に、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」、「安心・安全な生活環境づくり」、「就労・経済的自立を支援する環境づくり」などが多くあげられています。



アンケートの自由記述欄には、次のようなご意見をいただきました。

■ サービスの質・量の確保に向けた課題等 ■

- （放課後等デイサービスを3か所など）同じサービスを併用したり、支給量が多すぎたりすると、支援の統一や連携が難しく、本人主体の自立支援になりにくい。相談支援専門員によるサービスの適切な調整が必要である。
- 共働きの就労支援やレスパイト支援などは、療育とは別のサービスを検討すべきではないか。
- 障がい特性の理解やその特性に合わせた支援プログラムの研修などが少なく、事業所ごとの研修実施となってしまう、市内で提供されるサービス全体の質の底上げができていないと感じる。
- 年々最低賃金が上がるにつれ、事業所は生産性を求め、結果として、賃金に見合う仕事への対応ができる利用者に限られてしまうなど、質と量の確保が難しいケースがある。
- 介護保険に移行する際、引き継ぎ説明などが十分でないため、利用者や家族が困惑することがある。

■ 地域やその他の団体・行政との連携に関する課題等 ■

- 障がい児の早期発見・早期支援において、関係機関との連携は、周辺市町村と比べて進んでいると思う。この連携体制の中心となりマネジメントを行う中核的な施設として、児童発達支援センターの整備、充実が必要。

- 民生児童委員と協力し、福祉サービス利用につながっていない潜在的な障がい者児の発掘が必要。

■ 障がいのある人の一般就労について ■

- 仕事に就いて以後のフォローがもう少し手厚いと継続できるのではないか。
- 一般就労をしている人同士が集まり、悩みなどを話し合う場が必要。そこにはピアサポーター的な存在も必要で、障がい者雇用を行う企業の担当者のネットワークや、障がい福祉のノウハウがあれば、より理解が進んでいくと思う。
- 経営者の理解が得られても、ともに働く現場の理解が無ければ難しい。

■ 障がいのある人とその家族が地域生活を送るにあたっての課題等 ■

- 精神的な面でいろいろな課題があっても、家庭の外からはわからないことがある。専門的な医療や必要な支援につなぐことは家族だけでは困難。
- 障がいのある人の高齢化、重度化、家族の高齢化が進み、支援を頼れる家族や親族がいなくなり、住み慣れた地域で生活できなくなる。そのために、単身でも地域生活を行えるような24時間対応の在宅支援のサービス体制の整備が必要。
- 障がい重度だったり、医療的ケアが必要となったり、強度行動障がい重篤であることなどにより、家庭での生活が困難で、入所生活を送らなければならない人もいる。
- 相談機関等につながっていない人や、障がい認定を受けていない人などの把握が不十分であると考えられる。家族にも支援が必要で、地域とつながっていない・どうつながれば良いのか分からないなど、当事者も認識していないニーズを抱えたまま生活をしている人が多い。

■ 事業所で、利用者が地域生活へ移行するにあたり、実際に行っている取組 ■

- 将来のイメージ作りにつながるように保護者勉強会の中で、現状だけでなく、この先使える福祉サービスの紹介を行っている。
- 精神科病院入院中の人を訪問し、余暇活動や社会活動の情報提供を行い、実際に外出同行している他、新たな社会資源ができた際の情報提供や見学同行を実施している。
- 事業所のある地域での、避難訓練の積極的参加や文化祭への参加など。

■ 障がいのある人の地域生活について ■

- 皆それぞれにこだわりがあり、それを貫こうとして地域となじめず孤立する人や閉じこもる人がいる。障がいのある人が、その地域でのマナーやルールを学ぶ場があり、障がいのある人が地域を知るための取組も大事だと思う。
- 地域生活の中で、成功体験を積み重ねてほしい。そのためには、支援を受けながらも希望する人生が送れるような個別のニーズに合った福祉サービスのきめ細やかな提供が必要。
- 親と同居している場合、親が高齢となり、生活のことができなくなつてから動きだすことが多い。親が元気であるうちに、生活できるようなシステムづくりが必要。

■ 精神障がいのある人へのサービス提供における具体的な課題 ■

- 利用者間トラブルや症状の悪化への対応。
- 高機能の発達障がいの人の中には、当事者や家族が障がい特性への理解や受容がなされないまま成人期を迎え、その後障がい福祉サービスにつながる事例が増えている。学齢期から成人期までの一貫した支援やその人の特性に応じて自己理解の支援を受けられる仕組みが必要。

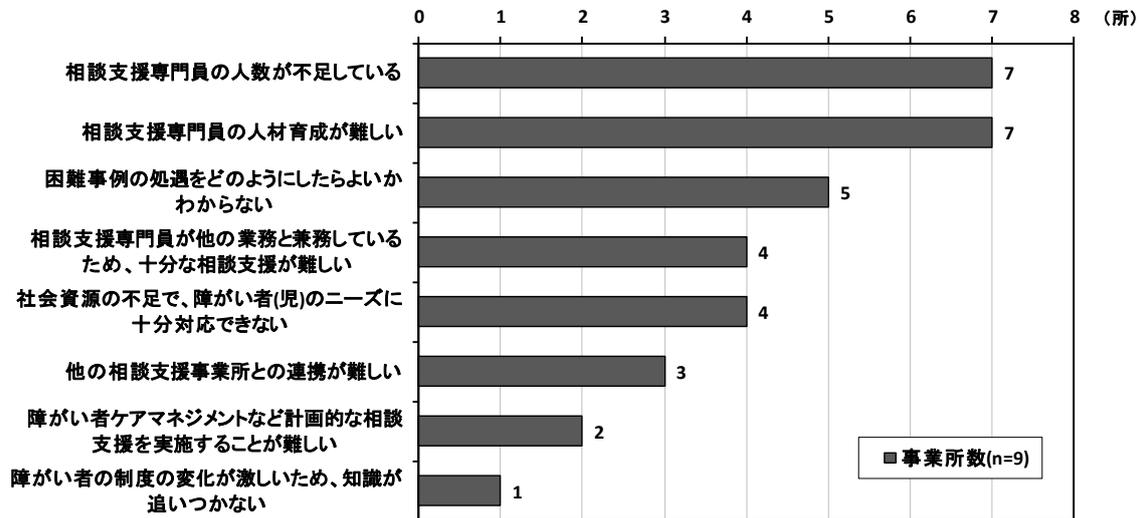
■ 障がいのある子どもの支援に関する意見等 ■

- 様々な福祉サービスが増え、選択できるようになり、障がいのある子どもの支援も豊かになってきている。その反面、親と過ごす時間や家族との関わりが少なくなってきたように思う。
- 本人だけでなく、親にも支援が必要な場合がある。また、できるだけ自分でできることが増えるようにとお手伝いしていても、親がしてしまうことがある。
- 児童への支援は充実してきていると思うが、重度心身障がい児の受入先は少ないと思う。また、思春期の性の学習に関しては課題が残っていると思う。
- 障がいのある（支援を必要とする）子ども達が生活しやすい教育・環境を幼い時から整えて欲しい。それは保護者の障がいの受容を進める教育（レッテルを張られると思うのではなく、仕事に関わる事も含め子ども達が生きて行く上で必要な事柄と考えること）を専門者から学ぶ場を整えて頂きたい。

(2) 相談支援事業所調査

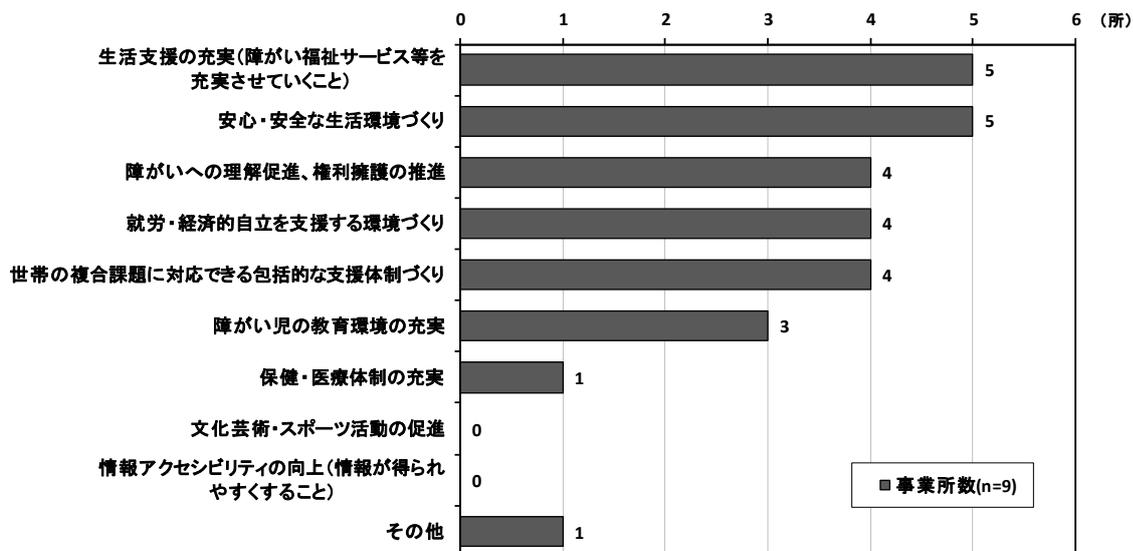
■ 相談内容等による新居浜市の課題 ■

相談内容等による新居浜市の課題としては、「相談支援専門員の人数が不足している」や「相談支援専門員の人材育成が難しい」が多くなっています。



■ 今後の障がい者施策について ■

今後の障がい者施策については、「生活支援の充実（障がい福祉サービス等を充実させていくこと）」、「安心・安全な生活環境づくり」、「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」、「就労・経済的自立を支援する環境づくり」、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」などが多くあげられています。



その他の施策についての具体的意見としては、次のようなことが挙げられています。

■ 障がいのある人に対する地域の理解について ■

- 地域住民への理解啓発が十分でなく、本人・家族側の引きこもりや囲い込みがあり、周囲が気づかないまま、相談やサービス利用に至っていない事例がある。
- 障がいのある人とかかわりがいい人には理解されていないと思う。
- 障がいに関する理解促進の取組を継続していくことが必要。

■ 相談内容のうち、今後の障がい者施策に反映してほしい相談や事例 ■

- 養育者の入院により、障がい児の養育ができなくなる相談を受けた時、様々な理由で協力先（受入先）の確保が困難だった。周りに協力してくれる親族等がないとき、主たる養育者にかわって支援してくれる機関があればいいと思う。
- 介護保険制度移行時、円滑に制度移行が進められる体制整備。サービス支給量がなるべく移行前に近い水準で支給されるような支給決定のプロセス。
- 公営住宅の障がい者優先入居体制。
- バリアフリーな外出先の増加、気軽に外出・移動ができる環境整備。ひとり暮らしができる住環境（車いすの人が生活できる賃貸物件やグループホーム）。
- 緊急時の見守り。

■ 障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくために必要な支援 ■

- 地域の障がい理解の促進や、包括的な相談支援（基幹相談支援センター）が必要。
- 移動しやすい交通機関や交通手段。
- 往診可能な医療体制。
- 生活拠点の確保。
- 日中活動、社会参加の場の整備。
- 働く場の開拓。
- 行動障がいのある人などへの個別の対応。
- 経済的な支援（家計管理等含む）。

■ 施設や病院に入所・入院している障がいのある人が退所・退院して地域で暮らしていけるような受け入れ体制で、整っている点と整っていない点 ■

（整っている点）

- 既存のサービス（デイケア、地域移行支援、生活訓練施設等）については、活用できているのではないかと思う。
- 退院後は医療機関の訪問看護や地域定着支援で地域生活の見守り等の支援を行えている。

（整っていない点）

- 住まいの確保の支援（住居探しと保証人の課題に対して住まい情報の一元的な提供ができるような機関や仕組み。保証人不要な物件の情報。保証人肩代わり機関。）
- 精神障がいのある人のための日中活動の場が、障がい福祉サービスにおいてごく少数しかない。

- 65歳を超える当事者の地域生活を送るための介護保険と障がい福祉サービスの住み分け（現状は規定に沿っての支援であるが、特性に配慮した支援の拡充が必要）。

■ 福祉施設（就労系事務所）から、一般就労への移行についての相談内容 ■

- 就労移行支援からの一般就労移行について。
- どのような手順を踏めば仕事に就けるのか。

■ 障がいのある人の一般就労に対する支援 ■

- 医療、福祉、教育、行政等が連携していくこと。
- 企業への啓発、一般市民への障がい者雇用についての啓発。
- 就労後の企業、障がいのある人に対する第三機関によるフォロー。
- 障がいのある人の受け入れ企業の量的拡大。多様な雇用形態。通勤の移動支援。
- 当事者は、一般就労がどのようなものか想像できない人が多いため、企業見学や体験就労等の機会が必要。
- 一般就労に至るまでの支援はあっても、その後のフォローを十分に受けられていない人がいる。企業側の人手不足もあるのかもしれない。就労したことで関わりが薄らいでいくのか、どこに相談すればいいのかわからない人がいるので、就労後も情報を提供できればいいのではないか。

■ 発達障がいがある人への支援 ■

- 発達障がいの特性に対し、様々な角度からの理解を深めてもらいたい。
- 発達障がいに対する世間の関心は高い印象を受ける。市民に向けた普及啓発活動を希望する。
- 発達障がいのある人への日常生活の困難さの理解促進と、その困難さについての関わり方の勉強会なども引き続きあればいいと思う。
- 発達障がいのある子どもへの学習支援を家庭でできるよう家族へのコーチング等の機会（放課後等デイサービスや児童の支援にあたる専門職による）があればいいのではないかと思う。

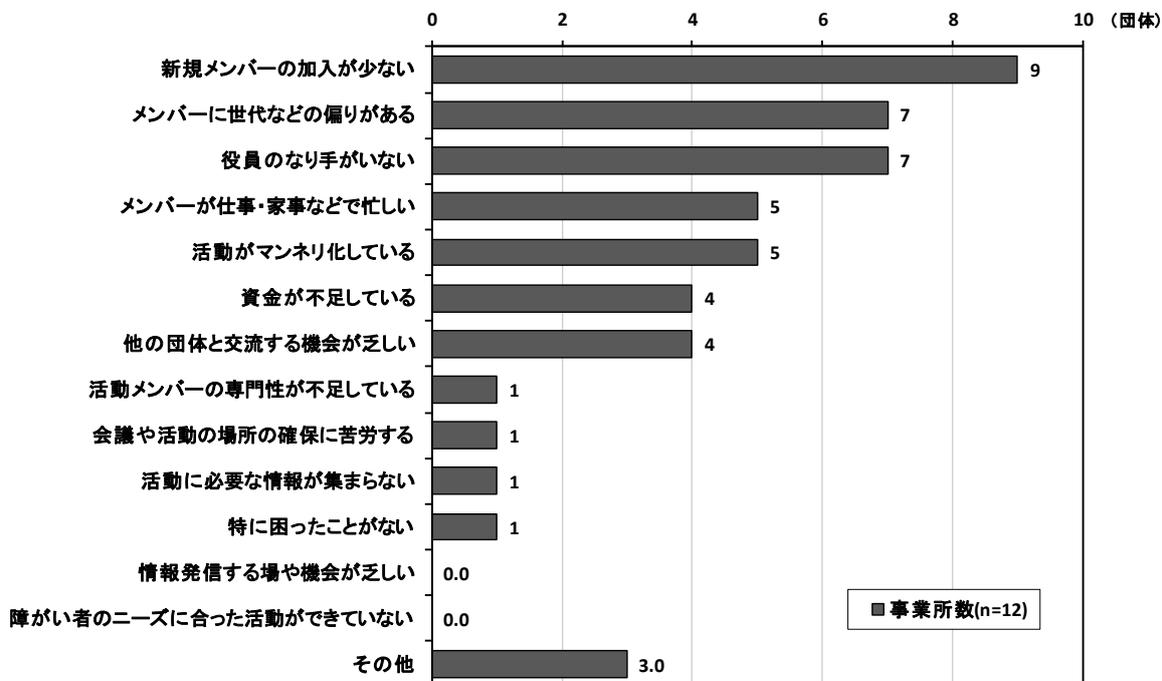
■ 障がいのある人のために必要なサービスや支援 ■

- 市民サービスとしての相談支援サービスをもっと身近で使いやすいものにしていくべき。そのために、対応できる相談員のすそ野を増やす必要があり、相談員に対する一定の質の担保をするための研修等も必要。
- 新居浜市という地域を対象とする動きがとれ、より明確に権限と責任を持つ基幹相談支援センターの設置が強く望まれる。

2 関係団体調査

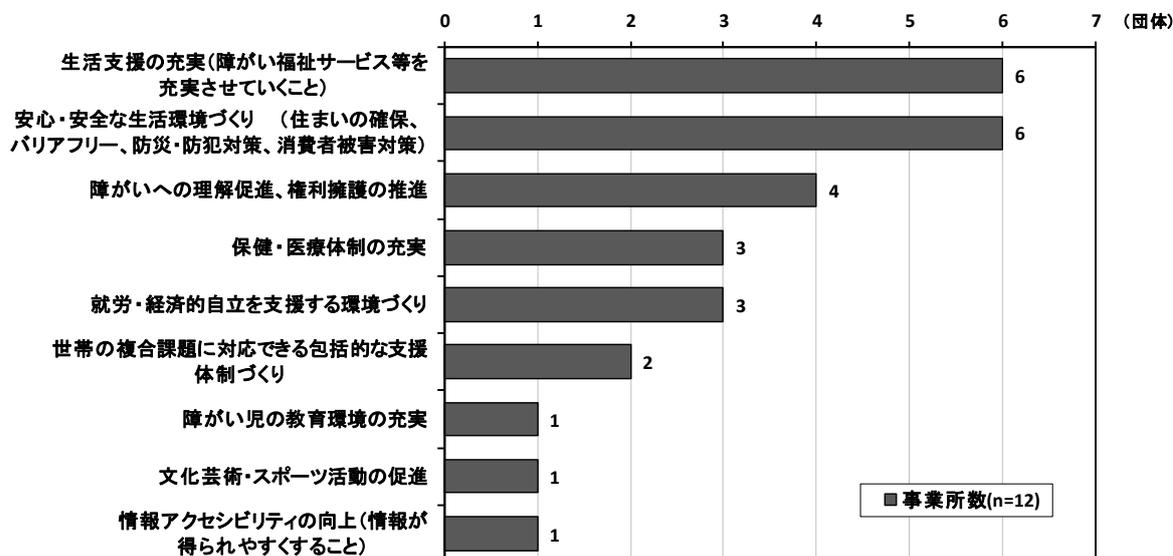
■ 団体の活動上の課題・問題点 ■

団体の活動上の課題・問題点としては、「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く、「メンバーに世代などの偏りがある」、「役員のみなり手がいない」などが多くなっています。



■ 障がい者施策の中で、特に力を入れていくべき分野 ■

こうした活動上の問題・課題がある中で、特に力を入れていくべき障がい者施策の分野としては、「生活支援の充実（障がい福祉サービス等を充実させていくこと）」と「安心・安全な生活環境づくり（住まいの確保、バリアフリー、防災・防犯対策、消費者被害対策）」、「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」が多くなっています。



各障がい者団体からいただいたご意見には次のようなものがありました。

■ **現在の活動上の課題・問題点について** ■

- 会の存続自体危ない。
- 高齢を理由とする退会が増える傾向にある。

■ **施設入所者等の地域生活への移行について整っていない点について** ■

- 当事者が困った時、誰に相談して良いか分からない。
- 地域住民の差別意識。アパートに入居の際に保証人がいない。

■ **障がいのある人の一般就労に対する支援について** ■

- 企業側に障がいのある人を受け入れるための支援が不十分なため、離職につながるケースがある。ジョブコーチ（職場適応援助者）などをどんどん活用すれば良いと思う。
- 就職後の企業との調整、相談、お互いへのアドバイスなどができる専門家を増やす。
- ①会社側…障がいのある人を雇うことについての積極性と相談できる場
②当事者側…就労への意欲
上記の①②を結びつけるコーディネーター的役割を担える存在、就労した後も経過を見守り、不都合が生じたら修正できる役割を持つ人が必要。
- 対人関係への理解の訓練や、SST（社会生活技能訓練）ができる専門性のあるスタッフを備えて欲しい。

■ **相談支援事業の充実のための取組について** ■

- 療育手帳のある・なしに関わらず相談を受けられることと相談のしやすさ。
- 支援員の数が少ないのではないか。1人が多くのケースを抱えていて、全部に行き届いてない気がする。
- メールや電話での相談受付システム、及びそのシステムを周知させること。
- 24時間体制の相談窓口が欲しい。

■ **障がい者（児）が地域で安心して生活を送っていくためのサービスについて** ■

- 自立して生活できる場所と困った時に相談できる相手。
- 災害時、避難場所の確保、拡充、情報提供。
- まちなかに就労支援事業所やグループホーム等があるような市にして欲しい（事業所のある地域が限られている）。そのために、地域の人々への障がいに対する知識と寛容な心を持ってもらうための啓発に力を入れて欲しい。
- 親亡き後を見越した当事者への支援の充実。成年後見制度や生活支援プログラムの周知。
- 地域でできる限りの声掛けを含めた見守り。

第2部 第3期障がい者計画

第1章 新居浜市における障がい者施策の実施状況と課題

第2期計画では、『発達を支援する乳幼児期』、『学びと育ちを支援する学齢期・思春期』、『自己実現を支援する青壮年期』、『尊厳維持を支援する高齢期』、『協働による地域の自立環境づくり』という5つの分野を設定し、様々な施策を実施してきました。

これら5つの目標について、施策の実施状況と課題についてまとめると、次のようになります。

■ 発達を支援する乳幼児期 ■

将来の子どもの社会的自立に向けて、障がいの早期発見と早い段階からのかかわり、障がい児を育てる家庭を支援するために、早期発見、早期療育体制の充実、児童発達支援対策の推進、保護者のサポート、就学準備の支援など、きめ細かな発達支援対策を進めています。今後の課題としては、主に次のような点があげられます。

- すべての妊婦に対し、保健師・看護師等の面接を行い、必要な支援につなげるとともに、特に、若年妊婦や高齢妊婦、障がいを持つ妊婦等に対し、子育ての準備を支援していくこと
- 乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等により、疾病及び異常を早期発見し、早期支援につなげること。さらに保護者への育児支援を実施し、幼児の健康の保持・増進を図ること
- 発達に課題のある子ども一人ひとりが、ライフステージを通じて一貫した支援を受けられるよう、個別の教育支援計画（サポートファイル）の作成及び活用、障がい特性に応じた支援
- 障がい児の受け入れ時における保育所への受け入れ要件及び集団保育になじむかどうかの判断基準を明確にするとともに、受け入れ児童にとって望ましい心身の発達支援と他児童との統合保育の充実のためのサポート体制を整備
- 就学前児童やその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な聞き取りを行うことにより、より適切でスムーズな就学を支援すること

■ 学びと育ちを支援する学齢期・思春期 ■

それぞれの児童の発達段階や障がい特性をふまえたうえで、一人ひとりの障がいの特性に応じて多様で細かな対応をするために、「学びと育ちを支援する学齢期・思春期」として、特別支援教育の充実、心身の健康づくり、放課後等の居場所づくり、卒業後の自立に向けての支援など、学びと育ちを支援する対策を進めていますが、今後の課題として、主に次のような点があげられます。

- 障がいのある児童・生徒に対応できる学校施設及び設備の充実
- 個別の教育支援計画（サポートファイル）は浸透し、関係機関等との連携にも活用されてきているが、内容と活用にあたっての質の向上
- 特別支援教育支援員（学校支援員・学校生活介助員）の配置のための人材の確保及

び特別支援教育コーディネーターの育成を図ること

- 学習のつまづきや、学校生活での困難さを抱えている子どもにとって、学校がより良い学びの場となるように、子ども及びその保護者をも支援する相談体制の充実を図っていくこと
- 放課後児童クラブへの受入体制の整備、放課後等デイサービス、障がい児タイムケア事業など、放課後・長期休暇時等の居場所づくりの充実
- 障がい児福祉サービスの充実
- 発達に課題のある子どもの自立及び社会参加、卒業後の進路指導や就労支援など、自立に向けて、就労支援事業所など関係機関との連携強化によるキャリア教育の推進

■ 自己実現を支援する青壮年期 ■

障がい者一人ひとりが、地域生活の中で社会的自立と社会参加が実現できるように支援するために、生活支援サービスの充実、介護・介助する家庭等の負担軽減、住まいの整備・確保の支援、一般就労に向けた相談体制の充実や障がい者雇用に関する啓発、福祉的就労の充実、障がい者の健康づくり、精神保健相談体制の整備、障がい者スポーツ活動の促進やレクリエーション活動の充実、中途障がい者への支援、権利擁護と虐待防止、差別解消の支援等の諸施策に取り組んでいますが、今後の課題として、主に次のような点があげられます。

- 障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づいた各種の障がい福祉サービス提供と基盤整備
- 各事業所の相談支援専門員が研修を受講したり、連絡会などで情報交換する等、資質向上や連携強化
- 精神障がい者、聴覚障がい者、視覚障がい者を対象とした、健康講座・健康相談等を実施し、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発
- 個別の健康づくりの支援として、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士による訪問指導の充実・強化
- 医療機関・障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所、宅建協会、民生委員等地域の連携による「地域移行支援」「地域定着支援」の実施体制の確立を図るとともに、公的保証人制度、相談支援事業所による居住サポート事業の実施
- 公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携し、障がい者の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また情報提供が行えるよう広報誌やパンフレットなどを通じた広報、啓発活動
- 特別支援学校卒業生や在宅障がい者の実態を把握し、就労継続支援施設など需要に見合った計画的な施設整備
- 年齢や性別、障がい等を問わず、広く参加できるよう障がい者の文化芸術活動、スポーツ活動、レクリエーション活動の普及・促進
- 障がい者虐待防止センターを中心として、障がい者に対する虐待の早期発見対応、虐待の防止と周知啓発活動

■ 尊厳維持を支援する高齢期 ■

障がいの特性に配慮した介護サービスの提供や地域とのつながりを保ち、生きがいをもって生活できるような生活支援を充実するために、高齢者福祉施策と連携し、介護サービスの利用など生活支援サービスの充実、健康づくりや介護予防事業の推進、精神保健相談体制の整備、スポーツやレクリエーションなどの生きがいづくり、権利擁護と虐待防止、差別の解消など支援施策に取り組んでいますが、今後の課題として、主に次のような点があげられます。

- 介護保険サービスの充実・強化
- 後期高齢者数の増加に伴い、心身機能の低下した高齢者の数が増加することが予測されており、地域ぐるみで介護予防に取り組むことや、高齢者が高齢者を支える仕組みづくり
- 生活機能低下がみられる高齢者は、心身の状態に応じた介護予防の充実・強化
- 年齢や性別、障がい等を問わず、広く参加できるよう障がい者の文化芸術活動、スポーツ活動、レクリエーション活動の普及・促進地域移行を推進する中で、障がいのある人が、地域で安心して生活していけるよう権利擁護事業の充実・強化を図るとともに、専門員の増員

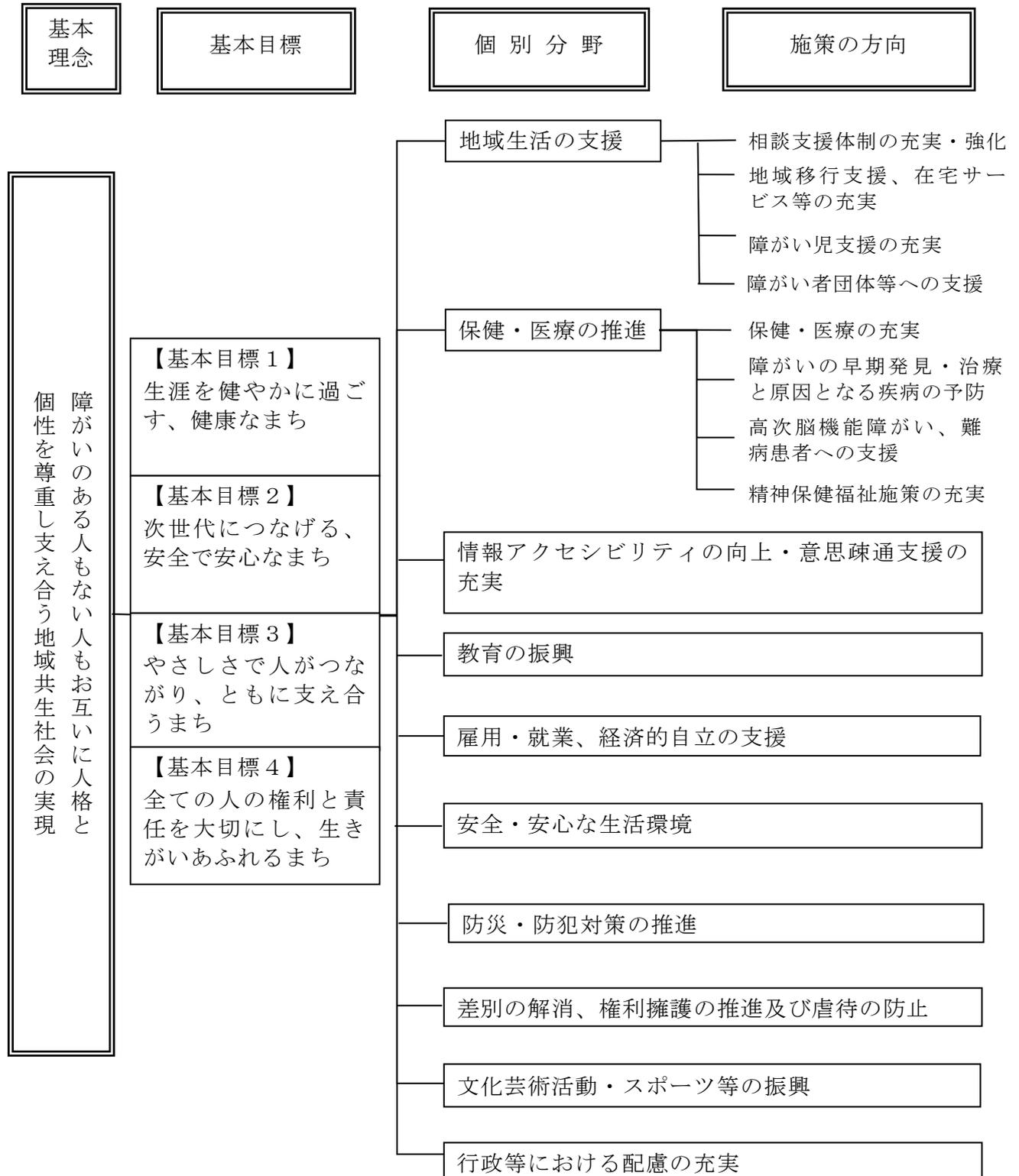
■ 協働による地域の自立環境づくり ■

障がいの有無にかかわらず、生き生きと地域で自立した生活を過ごすことができるように、情報提供の強化、意思疎通支援、障がいの理解啓発、利用しやすいサービスの提供の仕組みづくりを進めるとともにバリアフリーやユニバーサルデザインに基づくまちづくり、地域活動への参加や社会参加の促進、安全安心な地域生活を送れるように地域住民・ボランティアによる助け合い活動の推進、防災対策の充実、防犯体制の整備に取り組んでいますが、今後の課題として、主に次のような点があげられます。

- 障がい福祉サービス等に関するパンフレット、市のホームページ及び市広報誌等によるサービス等の情報を提供、出前講座による周知啓発
- 手話通訳者、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成と人員確保、点訳音訳ボランティアの確保・育成
- 障がい者に対する理解を深めてもらうため、様々な形で障がい者の人権に関する教育・啓発事業を行うとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の周知を図り、障がい者の人権が尊重されるまちづくりの推進
- 災害対策の基本となる、自助・共助・公助の自助・共助を地域で支える地域の自主防災組織づくりと支援を必要とする人と既登録者の情報取得の方法、データベースの整備等を検討し、災害時等に即応できる体制の整備
- 新居浜地区防犯協会において、市内全域のスーパーマーケットで特殊詐欺被害防止を呼び掛けるチラシ、防犯グッズの配布等の取組の継続

第2章 施策体系

本計画は、障がいのある人に関する行政施策等を 10 分野に区分しました。それぞれの分野における施策の体系は以下のとおりです。



第3章 具体的施策の方向

1 地域生活の支援

基本的考え方

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制づくりを推進します。

また、障がいのある人の地域移行を一層推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。

さらに、障がいのある人及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に取り組みます。

1-1 相談支援体制の充実

現状と課題

- 障がい種別に応じた複数の相談支援事業所において、在宅の障がい者（児）やその家族等に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報提供等を行い、相互に連携しながら相談支援体制の充実を図っています。
- 地域福祉課窓口において、月1回相談支援事業所による総合相談窓口を開設していますが、広報時期により利用状況にバラツキがあり、一層の周知を図る必要があります。
- 総合相談、虐待対応・権利擁護、地域移行・定着、地域体制の強化という機能を備えた基幹相談支援センターの設置に向けて、条件整備を進めています。

主要施策

具体的施策

事業名	事業の内容	担当課
相談支援専門員の資質の向上	相談支援事業における相談支援専門員の資質向上とともに連携強化を進め、障がい者の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を図ります。	地域福祉課
相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・障がいに応じ複数の相談支援事業所に相談支援事業を委託し、各事業所と連携を取りながら、障がい者・児やその家族への相談支援を行います。・月1回地域福祉課窓口で開設している総合相談窓口の充実を図るとともに、基幹相談支援センターの設置に向けた取組を進めます。	地域福祉課

1-2 地域移行支援、在宅サービスの等の充実

現状と課題

- 障がいのある人が身近な地域で安心して自立した地域生活が送れるよう障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づき障がい福祉サービス等の充実を図る必要があり、また、それぞれに必要なサービスを適切に選択できるよう、制度の周知や情報提供を行う必要があります。
- 長期入院や親亡き後も安心して地域で生活できる場として、多様な形態のグループホームの整備が必要です。
- 同行援護は視覚障がいのある人、行動援護は知的障がいまたは精神障がいのある人の地域生活の参加や外出時の危険回避等のために必要なサービスであり、積極的に利用を進めています。
- 平成 28 年に医療的ケアを伴う重症心身障がい者の受け入れ可能な施設ができ、生活介護事業が行われ、日中活動の場として利用されています。
- 盲導犬、介助犬、聴導犬について広報誌に掲載し周知を図っています。また、窓口にパンフレットを置くとともに、庁舎入口にほじょ犬マークを貼るなど制度の更なる周知が必要です。

主要施策

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
グループホームの整備促進	県等と連携し、グループホームの整備を行う事業者に対する支援を行います。	地域福祉課
障がい福祉サービスの充実	自立した社会生活を営むことができるよう、各種障がい福祉サービスの提供と基盤整備を進めます。	地域福祉課

1-3 障がい児支援の充実

現状と課題

- 発達支援課・保健センター等と連携し、発達の遅れや障がいのある児童の受入れを促進し、日常における基本動作の習得、集団生活への適応ができるよう適切な療育支援を行っています。事業所数の増加に伴い、利用児童数も増えています。適正な療育支援を行うため各関係機関との連携、意見交換を深める必要があります。
- 放課後の過ごし方について支援が必要な児童が増えており、これに伴い放課後等デイサービスの利用者やサービス事業者数も増加しています。大人になるためのステップアップも含め、各関係機関との連携を深める必要があります。放課後児童クラブを希望する場合には、その受け入れも行っています。
- 市町村による設置が義務付けられている児童発達支援センターについては、現在未整備となっています。児童発達支援センターの設置を目指し、各機関と連携を図り、早期発見、早期療育の体制の拡充が求められています。障がい児とともに保護者に対しても支援ができる体制整備も必要です。
- 医療的ケア児の短期入所の利用については、医療機器・医療行為の必要性から整備できていないため、条件整備を進める必要があります。

主要施策

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
児童発達支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援課・保健センター等と連携し、発達の遅れや障がいのある児童の受入れを促進し、日常における基本動作の習得、集団生活への適応ができるよう適切な療育支援を行います。 ・児童発達支援センターの設置により、早期療育体制の充実を図り、障がい児とその家族に対する必要な援助を行います。 	地域福祉課
放課後等デイサービスの推進	障がい児の放課後や長期休暇中の療育支援を行うため、今後も事業所や各機関との連携を強化して支援内容の共有化を図ります。事業所内での支援に限らず、保護者支援も進めていきます。	地域福祉課
障がい児タイムケア事業	障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。	地域福祉課
医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の状況の調査を進め、その情報を基にした支援体制の整備を図ります。 ・短期入所の利用について、小児科のある医療機関と協議を進め、体制の整備を図ります。 	地域福祉課

1-4 障がい者団体等への支援

現状と課題

- 各障がい者団体、家族会等の支援団体、障がい者ボランティア団体等では、新規会員獲得の低迷、会員数の減少、役員の高齢化や固定化が共通の課題となっています。市政だよりによる広報や地域福祉課のポータルサイト「つむぐつなぐ」への掲載と閲覧呼びかけを引き続き実施するとともに、個人情報保護に配慮しつつ、団体未加入者や障害者手帳の新規交付者等への直接的な呼びかけに相当するような広報のあり方を模索していく必要があります。
- 休止中の団体において活動再開に向けた要望がある場合には、関係者や関係機関との調整、会員や役員の確保、規約の点検等、既存団体ならではの煩雑な作業が伴います。関係者等との必要な連携など円滑に活動再開できるための支援を行う必要があります。
- 各障がい者団体等の組織問題は、新居浜市中心身障害者（児）団体連合会の運営にも影響が及んでおり、連合会行事参加者の年齢層や運営スタッフの確保など活動・組織強化の支援が必要となっています。このため、各構成団体への支援に加え、未加盟団体との連携を進めるなどの連合会のすそ野拡大による組織強化を図るとともに、こうした支援を通じた障がい者の地位の向上と環境整備を進めることが大切です。

主要施策

具体的施策

事業名	事業内容	担当課・機関
障がい者団体等の組織強化のための支援	障がい者団体、家族会等の支援団体、障がい者ボランティア団体の組織強化に結び付く広報等の支援の強化を図ります。	地域福祉課
休止中団体への再開支援	休止中の団体における再開に向けた活動について、関係者・機関との連携を進めるなどの必要な支援を行います。	地域福祉課
新居浜市中心身障害者（児）団体連合会活動への支援	新居浜市中心身障害者（児）団体連合会の組織強化に向けた支援とともに、文化・スポーツ活動を含む各種活動への支援を行います。また、連合会未加盟団体との連携を進めるなどによる支援を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会

2 保健・医療の推進

基本的考え方

障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を行います。

2-1 保健・医療の充実

現状と課題

- 母子健康手帳交付後、フォローが必要な妊婦に対して必要な支援に取り組んでいます。有職者は日中の連絡が取りにくいいため、メールによる相談を実施しています。
- 妊婦一般健康診査では、医療機関での健診結果に基づき、妊婦及び胎児の健康管理のため、医療機関と連携を図り健やかな妊娠の継続と出産につなげています。
- 若年妊婦や高齢妊婦、障がいを持つ妊婦等、丁寧な支援を要する妊婦が増加しています。
- 里帰り出産等の場合には、他市町村に依頼を行い把握に努めており、連絡票を活用し医療機関との連携も図っています。
- 乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査では、発達及び発育状況を把握し、要経過観察児に対して必要な支援に取り組んでいます。また、未受診者に対して家庭訪問や関係機関との連携により状況を把握しています。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠の届出により母子健康手帳を交付します。交付時に健康状態やサポート環境等の聞き取りを丁寧に行い、子育て応援プランを作成します。ハイリスク妊婦については、個別支援計画を作成し、妊娠期からの継続支援を行います。	保健センター
妊婦訪問・妊婦相談 (母子保健相談支援事業)	身近に相談できる人がいない、心身の不調又は育児不安がある人を対象に、妊娠・出産・育児に関する不安を和らげ、安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるようサポートするため、希望者に対して家庭訪問や来所相談等を実施します。	保健センター (子育て世代包括支援センター・すまいるステーション)
産後ケア事業	出産後の不安定な時期に、支援を必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア及び育児サポートを実施します。	保健センター (子育て世代包括支援センター・すまいるステーション)
乳児全戸・育児支援訪問	出産後の早い時期に家庭を訪問し、育児に不安を抱えている母親の支援を行います。支援が必要な家庭には継続的に訪問します。	保健センター
健康診査や各種健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康診査を委託医療機関で実施し、異常の早期発見及び適切な保健指導を行います。 ・乳児期は前期（3～4か月）、後期（9～11か月）に委託医療機関において健康診査を実施することにより、異常の早期発見及び健全な発育発達支援を行います。発育発達の節目にある適切な時期の受診について啓発します。 ・母子保健法に基づき、身体発育及び精神発達面の節目にある1歳6か月児、3歳児に対して内科健診、歯科健診、身体計測、栄養・生活相談等の総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき発達相談等適切な支援を行います。 ・医療機関との連携を図り、健やかな成長と発達を目指します。 	保健センター
障がい者の健康づくり	一般の健康教育・健康相談に加え、聴覚障がい者、視覚障がい者及び精神障がい者を対象とした、健康講座・健康相談等を実施し、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。個別の健康づくりの支援として、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士による訪問指導を実施します。	保健センター

2-2 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防

現状と課題

- 子育ての悩みを相談できる身近な場所の確保が求められており、発達相談において、発達に課題のある子どもの早期発見、早期対応、継続的な支援を行っています。適切な相談支援を充実させるために、専門職等の人材確保及びスキルアップが必要です。また、関係機関との連携を強化していくことで早期からの相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 経過観察児フォローアップ事業では、遊びを通して保護者が子どもへのかかわり方を学ぶだけでなく、保護者同士の交流や情報交換の場を設けることにより、同じ悩みを持つ保護者と悩みや喜びを分かり合えるよう取り組んでいます。また専門家に相談することで安心感を得て前向きな子育てにつながるような取組をしています。

主要施策

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
健康診査や各種健診の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康診査を委託医療機関で実施し、異常の早期発見及び適切な保健指導を行います。 ・乳児期は前期（3～4か月）、後期（9～11か月）に委託医療機関において健康診査を実施することにより、異常の早期発見及び健全な発育発達支援を行います。発育発達の節目にある適切な時期の受診について啓発します。 ・母子保健法に基づき、身体発育及び精神発達面の節目にある1歳6か月児、3歳児に対して内科健診、歯科健診、身体計測、栄養・生活相談等の総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき発達相談等適切な支援を行います。 ・医療機関との連携を図り、健やかな成長と発達を目指します。 	保健センター
経過観察児フォローアップ事業	<p>未就園児に対して、遊びを通して保護者が子どもへのかかわり方を学んだり、必要に応じて専門医等の育児支援を行います。また専門家とともに幼児の支援方法について検討し、適切な支援に繋がります。関係機関と連携して発達障がいの早期発見、早期診断、早期支援体制の充実を図ります。また、保護者の障がい受容への相談支援を行います。</p>	保健センター

2-3 難病・高次脳機能障がいに関する施策の充実

現状と課題

- 障害者総合支援法により、障がいのある人の範囲に難病等の人たちも加わり、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となりました。障害者総合支援法による対象疾病（難病等）は「障害者総合支援法対象疾病検討会」において見直され、令和元年の見直しでは 361 疾病に拡大されており、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。
- 高次脳機能障がいによる日常生活や社会生活への適応の困難さは、外見ではわかりにくいため、当事者や家族、職場関係者などに原因や対応方法が理解されていない場合が少なくありません。当事者や支援者が適切な相談支援やサービスの利用ができるよう、県の高次脳機能障害支援拠点機関と連携を強化し支援体制の整備・充実を進めていく必要があります。

主要施策

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
在宅難病患者等への支援における保健所との連携	<ul style="list-style-type: none">・保健所と連携し、訪問相談等の在宅難病患者の支援を行います。また連絡会や研修会で関係機関との情報共有を行っていきます。・高次脳機能障害支援拠点機関と連携を強化し支援を進めます。・障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の提供を行うことで、在宅の難病患者及び高次脳機能障がいの当事者を支援していきます。・制度周知に努め、在宅で生活する上で必要なサービスの提供を行っていきます。	地域福祉課 保健センター

2-4 精神保健・医療施策の充実

現状と課題

- こころの健康に関する正しい知識の普及啓発、専門家による相談を行っています。また、自殺予防の人材（ゲートキーパー）を養成しており、令和元年度末で、1,927人となっています。また、相談内容が複雑多様化していることから、精神科医師、心理士、精神保健福祉士等の専門家との連携を強化する必要があります。
- 精神障がい者、聴覚障がい者、視覚障がい者を対象とした、健康講座・健康相談等を実施し、健康づくりに関する正しい知識の普及に取り組みました。また個別の健康づくりの支援として、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士による訪問指導を実施しています。今後は、生活習慣病予防をはじめ、健康づくりに関する、ニーズに応じた健康づくりを支援していく必要があります。

主要施策

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
精神障がい者への支援	精神保健相談により精神疾患の早期発見・早期治療につなげます。 不安を感じた人が身近な相談場所から必要に応じて専門機関へとつながるよう、早期対応に向け関係機関と連携し相談支援体制を整えます。	地域福祉課 保健センター
精神保健活動の推進	こころの健康に関する正しい知識の普及啓発、専門家による相談、自殺予防の人材（ゲートキーパー）を養成するとともに、精神疾患をもつ人や家族に対して、情報提供や悩みを共有し支え合えるよう支援します。また、地域、職域、関係機関等と連携した見守り体制の充実を図ります。 「新居浜市自殺対策計画」に基づき自殺予防及びこころの健康づくりに取り組みます。	保健センター

3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

基本的考え方

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がいのある人が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。あわせて、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

現状と課題

- ボランティアグループにより「声の市政だより」と「点訳市政だより」を毎月制作し、利用希望者に送付しています。公民館等、施設には設置を行っていますが利用者がほとんどいないのが現状です。
- 声（CD）または点字のごみ収集カレンダー、分別辞典を発行していますが、必要な人に行き届いていない可能性があります。
- 地域福祉課窓口に耳マークを掲示するなど、「耳マーク」の周知を行っています。
- 手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を行っています。通訳等の派遣については、活動できる通訳者の確保や通訳者の技術向上のための研修等を考える必要があります。
- 手話通訳 IoT 事業では、事前に聴覚障がい者からの利用登録申請後、専用のパスワードを入力の上、利用してもらうようにしています。登録はしているが、利用が進んでいないのが現状です。
- 点訳・音訳に必要な基本的な技術を習得した点訳・音訳ボランティアの養成研修事業を行っています。毎年開催するものの、受講人数が少ないため、広報等の充実により、ボランティア人数を増やしていくことが課題となっています。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
<p>情報提供と情報保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページにおいては、障がいのある人を含むすべての人が利用しやすいように配慮したウェブデザインを行います。 ・視覚障がいのある人のために、市のホームページに音声呼び上げソフトを導入するほか、点訳・音訳による市の広報や公的文書などを作成することで、生活する上で必要な情報を提供します。 ・声（CD）または点字のごみ収集カレンダー、分別辞典の発行を行います。 ・聴覚障がい者が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるよう、「耳マーク」の周知を行います。 ・障がい福祉サービスのパンフレット等、市のホームページ及び市広報誌等により、サービス等の情報を提供します。また、市民の希望により、出前講座による周知啓発を行います。 	<p>秘書広報課 地域福祉課 ごみ減量課</p>
<p>意思疎通支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚・言語機能に障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する等のコミュニケーション支援のため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を行います。 ・聴覚障がい者がIoTを活用することで行政サービスに関する相談を、市内各支所に設置したタブレットや個人のインターネット機器（スマートフォンなど）を使って市に設置したパソコンを通して、地域福祉課に配置されている手話通訳者と手話による会話をを行い、行政サービスに関する相談を行います。 ・視覚障がい等により、情報を得るために支障がある障がい者等に、点字や音訳による情報提供を行うために、点訳・音訳ボランティアの養成研修事業などを行います。 ・要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。 ・聴覚障がいや難聴の人が、講演会や説明会などに参加される際の聞こえの補助として、携帯型ヒアリンググループシステムの貸し出しを行います。 	<p>地域福祉課</p>

4 教育の振興

基本的考え方

障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることができるようにするとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障がいのある学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます。

現状と課題

- 障がいのある乳幼児を保育所で受け入れ、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関との連携を図っています。しかし、保育士不足の状況が続いていることから、保育士・障がい児介助員・看護師などの必要人数の確保のみならず、現状の受け入れ体制において、障がい児保育にかかわる人材や専門機関などのサポート体制の整備・充実を図ることが必要です。
- 就学前児童やその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な聞き取りを行うことにより、より適切でスムーズな就学を支援する体制づくりが求められています。
- 障がいのある子どもの能力や教育的ニーズに合わせて、多様な学びの場を提供し、教育環境の充実を図る必要があります。生活や学習上の困難を有する児童・生徒に生活の介助や学習支援を行い、学校生活への適応を図る必要があります。
- 発達に課題のある子ども一人ひとりが、ライフステージを通じて一貫した支援を受けられるよう個別の教育支援計画（サポートファイル）の作成及び活用、障がい特性に応じた支援をしています。早期から療育を実施する必要があるため、療育機関の連携が不可欠であり、関係機関との情報共有、引継ぎの強化、支援の質の確保や向上性を目指すことができるよう連携を図る必要があります。
- 個々の発達段階やニーズに応じた支援計画の作成、肢体不自由児に限らず、発達障がいなどの障がい特性に応じたクラス療育体制の確立、家族への支援をしています。支援の効果を上げるために、親子通園を基本とし家庭、保育園・幼稚園とも連携を強化して支援内容の共有化を図り、支援を生活の場に広げ、充実していく必要があります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等への巡回相談や支援会議等を行い、相談支援体制の充実を図ります。また、保育士等を対象とした園内研修支援事業を行い、専門性の向上及び子どもへの支援の充実を図ります。 ・ 関係機関と連携を深め、障がい児の保育所等における適切で安全な支援体制の充実を図ります。 ・ 障がいのある乳幼児を保育所で受け入れ、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関との連携を図ります。 ・ 障がいの重度・重複化や多様化に対応するため、障がい児の状態に応じた個別の指導計画に基づく障がい児保育を行います。 ・ 障がいのある乳幼児を受け入れ、障がい特性に合った個別的な支援をした上で、障がいのない乳幼児との統合保育を行うことで、障がいのある乳幼児の心身の発達を促す保育を推進します。 	<p>地域福祉課 こども保育課 発達支援課</p>
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な学びの場を提供し、教育環境の充実を図るために、特別支援教育支援員（学校支援員・学校生活介助員）の配置の充実を図ります。 ・ 子どもやその保護者の相談支援を通して、子どもの能力や教育的ニーズを十分に把握し、より良い学習環境を選択できるように適切な教育支援を継続して行います。 ・ 自立に向けた相談支援を行う中で、個別の教育支援計画（サポートファイル）を活用し、関係機関との連携及び情報共有を深めます。 ・ 小・中・高等学校、関係機関等と連携し、総合相談、支援会議、巡回相談等の相談支援を行い、発達に課題のある子どもの教育的ニーズに合わせた継続的な支援を行います。 	<p>学校教育課 発達支援課</p>
教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援の方法を学ぶための研修を行います。また、校内研修支援事業を行い、教職員の専門性の向上を図ります。 ・ 特別支援教育コーディネーターによる支援の充実を図るため、専門性の向上を目指した研修を行います。 	<p>発達支援課</p>

5 雇用・就業、経済的自立の支援

基本的考え方

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会の確保に努めます。

また、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るよう事業所に働きかけます。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がいのある人の経済的自立を支援します。

現状と課題

- アンケート結果からも分かるように、経済的自立のための就労支援が求められており、就労に直接結びつく面接の機会の提供を含めた総合的な支援体制構築を進めていく必要があります。
- 一般企業等に就労を希望する障がい者に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を行う就労移行支援を行い、就労後においても就労の継続を図るため、就労定着支援を行います。
- 公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携し、障がい者の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また情報提供が行えるよう広報誌やパンフレットなどを通じ、広報活動に努めています。
- 障がい者就業・生活支援センターと連携を図りながら就労支援を行っています。
- 就労継続B型事業所における収益事業の確保が課題となっており、利用者の工賃向上につながる安定的な運営が求められています。
- 障がいのある人の希望に応じつつ、特性に応じた就労先（地域活動支援センター等による活動、就労継続A型・B型利用、一般就労等）に適切にコーディネートできる支援体制が必要です。
- 障がいのある人の生活の安定を図るため、一定の要件を満たせば支給される各種年金（障害年金）・特別障害者手当（常時介護を必要とする在宅の重度障がい者）の制度があります。また、手帳交付時の説明や、市政だよりへの掲載にて、制度の周知を行っています。
- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、医療費の助成を行っています。全国的には精神障がい者に対する同様の助成制度の適用が進んでおり、近県・県内の各自治体の意識醸成が求められています。
- 20歳未満で身体又は精神に重度又は中度以上の障がいを持つ子どもを監護している保護者に対して特別児童扶養手当を支給しています。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
総合的な就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般企業等に就労を希望する障がい者に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を行う就労移行支援事業を行い、就労後においても就労の継続を図るため、就労定着支援を推進します。 ・障がい者の働く場において、障がい者と事業所の双方を就労の前後を通じて支援するジョブコーチなどの周知を図り、利用の促進を図ります。 ・ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の就職面接会等を実施します。また、事業主に対する障がい者雇用に関する啓発・広報活動に努めます。 ・障害者雇用促進法による法定雇用率や障がい者雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の周知・広報活動に努めます。 ・県や公共職業安定所、特別支援学校や民間企業、施設等の事業者、就労支援を行っている機関によるネットワーク形成を行い、就労・雇用に関する情報共有を積極的に行う事により、障がい者の希望と特性に応じた適切な就労にコーディネートできる就労支援体制の構築を図ります。 ・就労継続支援事業所の運営の安定化とともに、農福連携の推進を含めB型事業所における工賃向上を目指します。 ・ハローワークなど関係機関と連携し、企業に対して、トライアル雇用の実施の働きかけに努めます。企業に対し、厚生労働省が実施するトライアル雇用奨励金の周知・広報活動を実施します。 	地域福祉課 産業振興課
市役所における障がい者雇用の促進	<p>新居浜市職員採用試験（正規職員）において、障がい者採用の別枠を設けて、障がい者雇用の拡大を推進します。会計年度任用職員の採用試験を計画するにあたっては、正規職員と同様に障がい者採用の別枠を設けています。</p>	人事課
経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の生活の安定を図るため、一定の要件を満たせば支給される各種年金（障害年金）や特別障害者手当（常時介護を必要とする在宅の重度障がい者）の制度があります。各種年金・手当が適切に活用されるよう、広報等により周知します。 ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、手帳交付時より医療費の助成を行います。 ・20歳未満で身体又は精神に重度又は中度以上の障がいのある子どもを監護している保護者に対して特別児童扶養手当を支給します。重度障がい児の生活の安定を図るため、障害児福祉手当を支給します。また、市政だより等にて周知します。 ・心身障害者扶養共済制度掛金の低所得者に対する一部助成を行うとともに、加入者死亡後、もしくは重度の障がい状態に該当となった際の不安の軽減を図ります。 	地域福祉課 子育て支援課 市民課

6 安全・安心な生活環境

基本的考え方

障がいのある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、安全に安心して生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりに努め、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上に努めます。

現状と課題

- 既存の市営住宅への手すり設置、新築住宅のエレベーターの設置、車椅子専用部屋の設置等を行いました。既存住宅は通路幅も狭く、階段の勾配も急であり、エレベーターのない住宅が大半であり、今後の課題となっています。
- 自宅へのスロープや手すりの設置など、障がい者が屋内で円滑に移動するための改修に対して 20 万円を限度に助成しています。
- 公共施設のバリアフリー化については、「新居浜市みんなで作る福祉のまちづくり条例」に基づき整備を進めています。
- ひきこもりの人などで、自身から相談できない人や社会との接点を失いかけている人へのアプローチや支援が必要と思われませんが、実際に支援につながるのは困難な状況です。
- 長期入院から地域生活へ移る人や「親亡き後」を迎えた人が、地域の一員として安心して生活できる環境づくりのため、グループホーム等の整備拡充が必要となっています。
- グループホームの入居者(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯)に家賃の一部助成を行っています。
- 相談、緊急時対応、体験の提供、人材養成、地域体制の 5 つの機能を実施する地域生活支援拠点の整備が求められています。現在、各機能は個別に実施できていますが、基幹相談支援センターの設置による統合的な運用を目指し、引き続き各機能の強化に向けた条件整備を進める必要があります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人にも利用しやすい庁舎とするため、わかりやすい案内表示、庁舎のバリアフリー化、トイレ等の改修・整備を継続して行います。 公園施設整備の際には、「新居浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に沿って整備を行います。 道路整備については「新居浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき整備を進めます。 既存の市営住宅は車椅子での昇降が困難な箇所が多いため、必要なバリアフリー化を進めます。また住宅を建替える際にはエレベーターの設置、車椅子専用部屋を設置する等を行います。 	<p>管財課 都市計画課 道路課 建築住宅課</p>
居住支援機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対し、不動産業者に対する物件の斡旋依頼、家主等との入居契約手続のサポート、生活困窮者等入居債務保証支援事業の利用案内、夜間を含め緊急に対応が必要となる場合の相談支援、関係機関との連絡・調整等の必要な支援を行います。 居住支援協議会への参加を通じ、支援体制・環境整備を図ります。 	<p>地域福祉課</p>
グループホームへの支援	<p>グループホームの整備を行う事業者に対する支援を行うとともに、入居者(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯)に家賃の一部助成を行います。</p>	<p>地域福祉課</p>
自ら助けを求めることが難しい人への支援	<p>生活困窮者自立相談支援センターを核に、断らない相談支援、寄り添う支援を実現します。</p>	<p>生活福祉課</p>
地域生活支援拠点の整備	<p>地域生活支援拠点の機能の充実に努め、基幹相談支援センターの設置により面的整備としての統合的な運用を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>

7 防災・防犯対策の推進

基本的考え方

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

現状と課題

- 聴覚・言語機能に障がいのある人のうち Net119 緊急通報システムに登録している人は、令和2年4月現在において50名程度となっています。今後は本システムの利便性を幅広く広報し、関係団体との勉強会等により認識度を高め、登録者数の増員に努める必要があります。
- 認知症の人を含む高齢者や障がいのある人の消費者トラブルが増加し、発見が遅れ、深刻な被害につながりやすくなっていることから、対策が求められています。消費生活センター及び消費者安全確保地域協議会の構成機関が連携して消費者被害防止の取組を強化する必要があります。
- 新居浜地区防犯協会において、市内全域のスーパーマーケットで特殊詐欺被害防止を呼び掛けるチラシ、防犯グッズの配布を行っています。
- 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の取得者に内容を説明し、支援を必要とする人に対して避難行動要支援者名簿への登録を進めていますが、登録者の現状把握と情報取得が難しく、名簿の最新化が困難な状況にあります。
- 単位自治会による自主防災組織の結成率があまり伸びていません。また、結成済みの組織においても、活動内容に温度差があります。
- 地域支援者が未定の避難行動要支援者が少なくありません。また、自治会未加入者への支援協力が理解が得られないこともあり、日常から地域と連携した支援組織づくりが必要です。
- 医療的ケア児は災害発生時の移動が難しく、また人工呼吸器等の電源や衛生環境が必要であるため、対象者の状況や実態の把握を進めるとともに関係機関の協力による支援体制の構築を進める必要があります。
- 既存の福祉施設等の中には、現在、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の区域内に所在する施設があり、災害の種類によってサービス提供や福祉避難所としての機能に支障が出る可能性のある事業所等があります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
災害時支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ Net119 緊急通報システムについて、聴覚、言語機能障がいによる音声通報が困難な人が、円滑に消防へ通報を行えるシステムとして普及活動を進めます。 ・ 万一の救急時に備えるための「救急医療情報キット」の無料配布について、認知度を高め、普及を図ります。 ・ 避難行動要支援者を支える組織づくりを推進します。 ・ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の取得者に内容を説明し、支援を必要とする人に対し名簿への登録を進めていきます。 ・ 自主防災組織の自主的な活動を活発化させるため、出前講座等を活用した訓練の充実や、防災意識の高揚を図ります。 ・ 地域の防災訓練を主催する自治会、公民館、学校等へ、様々な訓練内容・取り組みを周知し、多種多様な参加者を呼び込める訓練の充実を図ります。 ・ 障がいのある人も参加しやすいような自主防災訓練の工夫を呼び掛けます。 ・ 災害時に協力いただける事業所と協定を締結し、福祉避難所の確保に努めます。 	<p>危機管理課 通信指令課 警防課</p>
医療的ケア児への支援体制の構築	<p>相談支援機関、医療機関、福祉サービス事業所、教育機関等関係者と連携し、災害時の支援に結びつく登録の申請と、これに基づく状況調査を進めます。またその情報を基に支援体制の整備を図ります。</p>	<p>地域福祉課</p>
犯罪被害の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺など新しい形態の犯罪が悪質化し、巧妙化しており、防犯団体等を通じた被害防止活動の推進を図ります。 ・ 新居浜市、新居浜警察署のほか関係機関・団体によって構成される新居浜地区防犯協会運営事業への補助及び各支部の活動支援を行います。 ・ 新居浜地区防犯協会では各校区に支部を置き、支部ごとに防犯活動の推進を図っています。 	<p>危機管理課 地域福祉課</p>
消費者トラブルの防止と早期発見	<p>地域の様々な主体が、障がいのある人の消費生活上の安全に気を配り、何かあったら消費生活センターの相談につなぐ仕組みを充実・強化します。</p>	<p>消費生活センター</p>
施設整備支援	<p>危険地域からの移転や新設等の施設整備を検討する事業者等に対して、国県等と連携し支援します。</p>	<p>地域福祉課</p>

8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

基本的考え方

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を行います。

事業者や市民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施します。

障がい者への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

現状と課題

- 障がい者虐待防止センターを中心とし、障がい者に対する虐待の防止に努めています。
- 権利擁護や虐待防止の取組については、当事者の理解不足や支援拒否等対応に苦慮する困難事例が増加しており、法テラスや愛媛県虐待対応専門チームなど、専門知識を持つ団体との連携を強化し、適切で効果的な支援を強める必要があります。
- 知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行っています。
- 要保護児童対策地域協議会への対象児童数が年々増加しています。
- 市では、新たに職員となった者に対しては、毎年入庁した4月の基本研修第1部において、研修を実施しています。
- 障がいへの理解を深める必要があるため、「お茶の間人権教育懇談会」や講座・セミナー等の人権教育・啓発事業を推進しています。また、こうした事業に参加したことのない市民にも、障がいのある人の人権について考える場を提供する必要があります。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
障がい者を理由とする差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターを中心とした相談支援体制を充実させ、障がい者に対する虐待の防止に努めます。 ・要保護児童対策地域協議会においてケース検討及び関係機関との情報共有し、虐待防止に努めます。 ・市窓口においては、障がいのある方の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆記・読み上げ）で対応するなど合理的配慮を行うとともに社会的障壁の除去の実施のため、施設や設備の整備、関係職員に対する研修など必要な環境を整備等差別解消の取組を進めます。 ・障がいのある人などが、外出時や緊急時等に必要な支援を周囲に伝えるための「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の周知及び無料配布を行います。 ・障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、市の職員に対し、必要な研修を実施します。 ・障がいのある人の人権に関する教育・啓発事業を様々な形で実施するとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の周知を図り、人権尊重のまちづくりを推進します。 	<p>人事課 地域福祉課 子育て支援課 人権教育課</p>
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の権利を擁護するために、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。 ・知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行います。 	<p>地域福祉課</p>
成年後見制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等の権利を擁護するために、介護保険事業の成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。 ・権利擁護支援及び成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、中核機関の設置に向けた検討を行います。 	<p>介護福祉課</p>

9 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本的考え方

障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。

また、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

現状と課題

- 誰もが楽しめる軽スポーツ等の教室や大会は年間を通して開催していますが、障がいのある人の参加の促進については十分に図れていないのが現状です。
- 各公民館や施設等に「思いやり駐車場」を整備し、障がいのある人も含め、みんなが利用しやすい施設となるよう環境整備を図っています。
- 福祉のつどいや生き生き幸せフェスティバルなどの開催を行っています。
- 障がい者スポーツ大会に出場する選手等や障がい者スポーツ団体が行うプログラムへの支援等を行っています。指導者の養成や資格取得等への支援については十分に行えていないのが現状です。
- 心身障害者（児）団体連合会主催の各種行事の支援、県障がい者スポーツ大会などの競技大会に参加する選手等を支援しています。
- 国の障害者週間に合わせて、障がい者による作品の展示・発表の場である「新居浜市障がい者・児よいよHAPPYな作品展」を開催しています。障がいのある人の活動の場を広げるとともに、より多くの市民に周知されるよう広報活動の強化が必要です。

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者も一緒に参加し、楽しみを分かち合い、運動・スポーツを通じて交流できるスポーツ・レクリエーション事業を推進します。 ・誰もが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、社会体育施設の充実に努めます。 ・県障がい者スポーツ大会（陸上・卓球）などの競技大会に参加する選手等への支援や、知的障がい児のスポーツプログラム実践事業に対する支援を行い、パラアスリートの育成に取り組みます。また、障がいに応じたスポーツの指導を行うことができる指導者の養成及び資格取得等資質の向上を図るため、講演会や指導者育成支援事業を推進します。 	<p>地域福祉課 スポーツ振興課</p>
レクリエーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のつどいなどレクリエーションの支援の充実に努めるとともに、ボランティアや障がい者によるレクリエーション活動を支援します。 ・心身障害者（児）団体連合会主催の福祉のつどいや各種行事、ひまわり号の利用などのレクリエーション活動の支援の充実に努めるとともに、ボランティアや障がい者によるレクリエーション活動を支援します。 	<p>地域福祉課</p>
文化芸術活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のつどいや生き生き幸せフェスティバルなどの開催により、障がいのある人が様々な文化・芸術活動に関心を持ってもらえるよう支援を行います。また、あかがねミュージアム等で障がいのある人による作品の展示発表の機会を広く設けます。 ・公民館や地域交流センターなどで開催する講座や地域行事について、障がいのある人をはじめ、誰もが参加しやすい内容や教室の開催に努めます。 	<p>地域福祉課 社会教育課 文化振興課</p>

10 行政等における配慮の充実

基本的考え方

障がいのある人がその権利を円滑に行使できるよう、様々な手続きにおいて必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある人への理解の促進に努めます。

現状と課題

- 各投票所において、土足化及びバリアフリー化を実施していますが、一部施設においては、構造上実施困難なため、投票所の変更等の検討が必要なところがあります。
- 各投票所には、車椅子や点字器を配備し、点字による候補者等の氏名掲示を行っています。また、点字器使用の仕方（用紙のセット方法など）について、より分かりやすい図等を作成するなどしています。
- 市窓口においては、障がいのある人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆記・読み上げ）で対応するなど合理的配慮を行うとともに、平成 30 年度から手話通訳 IoT 事業を実施しています。

主要施策

具体的施策

事業名	事業内容	担当課
障がいのある人への理解の促進と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">・投票所の土足化及びバリアフリー化を引き続き実施し、構造上土足化などが困難な施設については、投票所の変更や別の支援を検討するなど、安心できる投票環境づくりに取り組みます。・投票所まで自力での移動が困難な重度障がい者等への移動支援を行います。・「新居浜市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、市職員に対し、障がいのある人に関する理解を促進し、窓口等における障がいのある人に対する合理的配慮の徹底を図ります。・筆記・読み上げ、手話通訳 IoT 事業など、市窓口における障がい特性に応じたコミュニケーション手段で対応するなどの合理的配慮を引き続き推進します。	選挙管理委員会 人事課 地域福祉課

第3部 第6期障がい福祉計画

第1章 基本的な考え方

第1節 国の基本方針

国は、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」の主なポイントとして、次のような内容を示しています。

1 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携

3 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

4 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

5 発達障がいのある人等支援の一層の充実

- ・発達障がいのある人等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がいのある人等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

6 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今后果たすべき役割を明記する。
- ・障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。

7 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。

8 障がい福祉サービスの質の確保

- ・多様な障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について基本指針に盛り込む。

9 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

10 その他

- ・相談支援体制の充実強化
- ・障がい児通所支援体制の教育施策との連携

第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、基本指針に示された基本的理念を踏まえて、配慮すべき点として次のような内容が掲げられています。市の対応とされているものについて目標を設定し、計画的な整備を行います。

1 必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障がい者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がい者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう適切に福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等の必要な量を見込む必要がある。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

6 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

第2章 令和5年度の目標値

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度を目標年度として、目標値を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、地域自立支援協議会で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市における、令和元年度末の施設入所者数は、174人となっています。福祉施設の入所者の地域生活への移行の数値目標としては、国の基本指針を踏まえ、令和5年度末時点の入所者数を171人とし、施設入居者の削減割合を1.7%と定めます。

また、計画期間中の地域生活移行数を11人とし、地域生活への移行割合は6.3%と定めます。

【成果目標】

年度末時点入所者数		【目標値】令和5年度		【目標値】令和5年度	
令和元年度 (A)	令和5年度 (B)	削減見込 (A-B)	削減割合 (A-B)/(A)	地域生活 移行者数(C)	移行割合 (C)/(A)
(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)
174	171	3	1.7	11	6.3

【基本指針による算出方法】

当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定にあたっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

【成果目標】

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	2人	2人	2人
	医療(精神科)	5人	5人	5人
	医療(以外)	0人	0人	0人
	介護	0人	0人	0人
	当事者	0人	0人	0人
	家族	0人	0人	0人
	その他	6人	6人	6人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	6回	6回	6回
	評価	6回	6回	6回
精神障がい者の地域移行支援		2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援		4人	5人	6人
精神障がい者の共同生活援助		20人	20人	20人
精神障がい者の自立生活援助		0人	1人	2人

【基本指針による算出方法】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
精神障がい者の地域移行支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の地域定着支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の共同生活援助	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障がい者の自立生活援助	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上を整備することを基本とするとされており、専門的人材の養成、確保を図って、令和5年度から事業を開始します。

【基本指針による算出方法】

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、以下の国の基本指針を踏まえて、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を、次のように設定します。

【成果目標】

(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業		(3)就労継続支援A型事業	
令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)
11	14	3	4	3	4
(4)就労継続支援B型事業		(5)就労定着支援事業利用者数		(6)就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所	
令和元年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (人)	【目標値】 令和5年度 (%)		【目標値】 令和5年度 (%)	
5	6	70		70	

【基本指針による算出方法】

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととする。

就労定着支援事業の利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

5 相談体制の充実強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応するための相談支援体制の充実強化を図ります。

【成果目標】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	3	3	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	3	3	3
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	6	6	6

【基本指針による算出方法】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

6 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

地域課題を新居浜市障がい者自立支援協議会において、抽出し、実現に向けて行政と障がい福祉サービス事業所との連携を図り、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

【成果目標】

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員員の参加人数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	体制の有無	有	有	有
	実施回数	12	12	12

【基本指針による算出方法】

- 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- 指導監査結果の関係市町村との共有

第3章 障がい福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策

各サービスの見込量の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、地域自立支援協議会で協議を進め、本市の実情に応じて設定します。

令和5年度の目標値の実現に向けて、障がい福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、第5期計画（平成30年度から令和2年度）の利用状況を踏まえながら、第6期にあたる令和3年度から令和5年度までの各年度における見込量を設定します。

第1節 訪問系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ・食事等の介護、家事、その他生活全般にわたる援助等を行う。	障がい支援区分（以下「区分」という。）1以上である人
重度訪問介護	「居宅介護」に加え、外出時における移動中の介護等を総合的に行う。	区分4以上（入院入所中は区分6）の、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護、その他必要な援助等を行う。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人
行動援護	常時介護を要する人が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護、排せつ等の介護、その他必要な援助を行う。	区分3以上で、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難がある人
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する人につき、居宅介護等複数の障がい福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を行う。	区分6に該当する、意思疎通に著しい困難がある人

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
居宅介護	人/月	実績値	197	203	202
	時間/月	実績値	3,051	3,074	3,032
同行援護	人/月	実績値	53	49	47
	時間/月	実績値	1,266	1,197	894
重度訪問介護	人/月	実績値	2	2	1
	時間/月	実績値	248	245	214
行動援護	人/月	実績値	25	24	20
	時間/月	実績値	218	204	144
重度障がい者等包括支援	人/月	実績値	0	0	0
	時間/月	見込量	0	0	0
合 計	人/月	実績値	277	278	270
		見込量	310	322	335
	時間/月	実績値	4,783	4,720	4,284
		見込量	5,580	5,796	6,030

3 サービス見込量とその確保のための方策

訪問系サービスについては、サービス需要は今後も増加し、必要とされるものと見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

■ 訪問系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	203	204	205
	時間/月	3,074	3,080	3,095
同行援護	人/月	51	52	53
	時間/月	1,213	1,238	1,261
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	245	245	245
行動援護	人/月	24	25	26
	時間/月	204	213	221
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合 計	人/月	279	282	285
	時間/月	4,736	4,776	4,822

【基本指針による見込量の考え方】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

第2節 日中活動系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
生活介護	主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満で、区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上の障がい者 ・50歳以上で、区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の障がい者
自立訓練 （機能訓練）	原則として1年6か月間、理学・作業療法、必要なりハビリテーション等の支援を行うサービス	自立した日常・社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練等が必要な障がい者
自立訓練 （生活訓練）	原則として2年間、入浴、排せつ、食事等に関する訓練等の支援を行うサービス	自立した日常・社会生活を営むことができるよう生活能力の維持・向上等のために支援・訓練等が必要な障がい者
就労移行支援	原則として2年間、生産活動等の機会の提供を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者
就労継続支援 A型（雇用型）	雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障がい者
就労継続支援 B型（非雇用型）	就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者。次のいずれかに該当。</p> <p>a) 就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な者。</p> <p>b) 就労移行支援事業を利用したが、B型事業の利用が適当と判断された者。</p> <p>c) a、bに該当せず、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p>
就労定着支援	就労に関する問題を解決するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話等を行うサービス	区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。区分5以上の進行性筋委縮症患者又は重症心身障がい者
短期入所	居宅で介護する者の病気その他の理由で施設へ短期間入所した利用者に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービス	区分1以上の障がい者等

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、生活介護、就労移行支援A型、療養介護はほぼ見込み通りですが、それ以外は見込量を下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
生活介護	人/月	実績値	363	360	357
		見込量	348	350	352
	人日/月	実績値	7,020	6,917	7,039
		見込量	6,682	6,720	6,758
自立訓練(機能訓練)	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	0	0
		見込量	17	17	17
自立訓練(生活訓練)	人/月	実績値	9	7	6
		見込量	12	12	12
	人日/月	実績値	191	173	156
		見込量	254	254	254
就労移行支援	人/月	実績値	8	11	11
		見込量	15	16	17
	人日/月	実績値	118	170	168
		見込量	257	274	291
就労継続支援A型	人/月	実績値	103	107	109
		見込量	109	110	111
	人日/月	実績値	2,105	2,220	2,250
		見込量	2,180	2,200	2,220
就労継続支援B型	人/月	実績値	193	190	175
		見込量	213	216	219
	人日/月	実績値	2,995	2,982	2,809
		見込量	3,408	3,456	3,504
就労定着支援	人/月	実績値	1	1	1
		見込量	13	13	13
療養介護	人/月	実績値	19	19	19
		見込量	19	19	19
短期入所 合計 (福祉型、医療型)	人/月	実績値	50	41	26
		見込量	60	65	70
	人日/月	実績値	480	266	250
		見込量	438	475	511

3 サービス見込量とその確保のための方策

今後も利用を希望する障がい者の増加が見込まれることから、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。そのため、障がい福祉サービスの利用状況や利用見込み等日中活動系サービスに関する情報を提供し、新規参入を促進します。

また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行うとともに、事業所間の情報共有がスムーズに図れるように連携体制を構築します。

■ 日中活動系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	360	361	362
	人日/月	7,020	7,039	7,059
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	10	10	10
自立訓練(生活訓練)	人/月	7	8	9
	人日/月	173	192	216
就労移行支援	人/月	13	14	15
	人日/月	221	238	255
就労継続支援A型	人/月	106	108	110
	人日/月	2,173	2,214	2,255
就労継続支援B型	人/月	185	187	189
	人日/月	2,960	2,992	3,024
就労定着支援	人/月	3	4	7
療養介護	人/月	19	19	19
短期入所 合計 (福祉型、医療型)	人/月	40	41	41
	人日/月	266	272	272

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
生活介護	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
療養介護	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
自立訓練 (機能訓練)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 (生活訓練)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

サービスの種別	見込量算出の考え方
就労移行支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 A型(雇用型)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 B型(非雇用型)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援 B型事業所における工賃(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
短期入所	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労定着支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

第3節 居住系サービス

1 サービスの概要

サービスの種別	主なサービス内容	主な対象者
自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者等
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に、共同生活住居においての相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス	障がい者。(身体障がい者にあつては65歳未満の者。)
施設入所支援	主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス	50歳未満では区分4以上、50歳以上では区分3以上の障がい者

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、施設入所支援は見込みどおりですが、それ以外は下回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
自立生活援助	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	19	19	19
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	実績値	71	87	91
		見込量	95	96	97
施設入所支援	人/月	実績値	177	174	174
		見込量	173	173	173

3 サービス見込量とその確保のための方策

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。

施設入所支援は、地域移行の推進により必要なサービス量の減少を見込んでいますが、今後も市内の事業所及び市外の事業所の利用など広域的な対応により、適切なサービスの提供に努めます。

■ 居住系サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	1	2
共同生活援助(合計)	人/月	93	105	105
共同生活援助 (介護サービス包括型)	人/月	57	63	63
共同生活援助 (外部サービス利用型)	人/月	23	29	29
共同生活援助 (日中サービス支援型)	人/月	13	13	13
施設入所支援	人/月	176	175	174

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
自立生活援助	現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

サービスの種別	見込量算出の考え方
共同生活援助 (グループホーム)	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
施設入所支援	令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 当該利用者数の見込みの設定に当たって、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することとし、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

第4節 相談支援（サービス等利用計画等作成）

1 サービスの概要

サービスの種別	事業内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うサービス
地域移行支援	施設や病院に長期入所（入院）していた障がい者が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援するサービス
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うサービス

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、計画相談支援は見込量を上回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
計画相談支援	人/月	実績値	143	176	213
		見込量	151	163	175
地域移行支援	人/月	実績値	3	2	2
		見込量	2	2	2
地域定着支援	人/月	実績値	7	5	4
		見込量	10	10	10

3 サービス見込量とその確保のための方策

相談支援体制の充実・強化を図るとともに、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとに、対象者の適切な把握に努めます。

■ 相談支援サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	185	187	189
地域移行支援	人/月	3	4	4
地域定着支援	人/月	5	6	7

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
計画相談支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。
地域定着支援	現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

第4章 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がいのある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、障がいのある人及び家族介護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援（手話通訳者や要約筆者の派遣）、日常生活用具の給付、移動支援等に関する地域生活支援事業を実施します。

第1節 実施事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。本市では、事業として研修会及び作品展を実施します。
相談支援事業	障がい者等や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業です。本市においては、専門性や継続性を確保し、障がい種別に応じ複数の拠点を設置し、相互に連携する相談支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な知的・精神障がい者に対し、本人の法定代理人として財産の管理などを行う成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に市が申立てを行ったり、申立てに要する経費や後見人等の報酬の負担が困難な場合にこれらの費用の助成を行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介をする等のコミュニケーション支援を行う事業です。本市においては、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うとともに、手話通訳者を市地域福祉課に設置、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。本市においては、必須事業の一つとして、継続して事業実施を行い、重度障がい者等の日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。本市においては、社会福祉協議会に委託し、入門・基礎の各コースで手話奉仕員を養成しています。

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。 本市においては、個別的支援が必要な障がい者等に対しマンツーマンにより支援する「個別支援型」と複数の障がい者等へ同時支援する「グループ支援型」により移動支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターが、障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、地域生活支援の促進を図る事業です。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の事業形態があり、本市ではⅠ型とⅢ型を実施します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者に、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行う事業です。本市では、サービス利用のニーズがあり継続して事業を実施し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練事業	障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。本市では、視覚障がいのある人に対し、創作や季節の行事等を実施する教室や日常生活上必要な訓練・指導を行う事業を実施します。
日中一時支援事業	<p>ア タイムケア事業 障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。特に、夏休みなど長期休暇時の受け入れを拡大し、事業の充実に努めます。</p> <p>イ 日中短期入所事業 障がい者等に対して短期入所事業所で、日帰りの短期入所を行うことで、日中活動の場を提供するとともに、保護者等の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。</p>
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的とする事業です。 本市では、スポーツ・レクリエーション教室開催、点字・声の広報等事業、手話通訳・要約筆記奉仕員、点訳・音訳ボランティア等を養成する奉仕員養成研修、障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造費助成事業、リフト付き福祉バスの運行などを実施します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	地域生活支援事業実施要綱に基づき、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給します。 また、施設入所者就職支度金の給付は入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給します。

第2節 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、各事業に対するニーズに応じた実施事業者の確保等とともに、事業の対象者の把握と利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

1 サービスの現状

地域生活支援事業は、細かく分かれていることから見込量の推計が難しいところがありますが、これまでの実績を考慮しながら、事業を進めていくことにしています。

■ 地域生活支援事業の利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	有	有	有
		見込量	4	6	1
	回/年	実績値	5	5	5
		見込量	1,307	1,647	575
	人/年	実績値	1,000	1,000	1,000
		見込量			
【相談支援事業】					
障がい者相談支援事業	委託事業所数	実績値	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	実績値	1	1	1
		見込量	7	8	8
【意思疎通支援事業】					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延人/年	実績値	19	35	20
		見込量	22	22	22
手話通訳者設置事業	設置者数	実績値	2	2	2
		見込量	2	2	2
【日常生活用具給付等事業】					
介護・訓練支援用具	給付件数/年	実績値	0	4	2
		見込量	13	13	13
自立生活支援用具	給付件数/年	実績値	17	14	16
		見込量	26	26	26
在宅療養等支援用具	給付件数/年	実績値	9	16	13
		見込量	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	実績値	151	154	153
		見込量	150	150	150
排せつ管理支援用具	給付件数/年	実績値	3,167	3,246	3,322
		見込量	3,000	3,000	3,000
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	実績値	1	2	2
		見込量	10	10	10
手話奉仕員養成研修事業	養成研修 修了者数	実績値	31	28	12
		見込量	28	28	28
移動支援事業	利用者数/年	実績値	64	51	58
		見込量	50	52	54
	延利用時間/年	実績値	2,586	2,425	2,506
		見込量	2,454	2,646	2,753
地域活動支援センター	実施箇所数	実績値	4	4	4
		見込量	4	4	4
	利用者数/月	実績値	162	165	163
		見込量	164	169	174

《任意事業》

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
日中一時支援事業(日中短期)	実施箇所数	実績値	7	6	6
		見込量	11	11	11
	人/年	実績値	43	38	41
		見込量	13	12	11
訪問入浴サービス事業	人/年	実績値	5	4	3
		見込量	9	9	9
生活訓練等事業	実施箇所数	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	実績値	1	2	1
		見込量	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	回/年	実績値	24	22	25
		見込量	31	33	34
点字・声の広報等発行事業	回/年	実績値	12	12	12
		見込量	12	12	12
奉仕員養成研修事業	人/年	実績値	50	47	21
		見込量	45	45	45
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	人/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1

2 サービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業については、新居浜市の実績や実情を考慮し、見込量を設定しました。

今後とも、各事業のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保と質の向上に努め、サービス提供体制の充実・強化を図ります。

■ サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
	回/年	6	6	6
	人/年	1,500	1,500	1,500

【相談支援事業】

障がい者相談支援事業	委託事業所数	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	8	8	8

【意思疎通支援事業】

手話通訳者派遣事業	延人/年	25	25	25
要約筆記者派遣事業	延人/年	10	10	10
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数/年	16	16	16
在宅療養等支援用具	給付件数/年	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	153	153	153
排せつ管理支援用具	給付件数/年	3,398	3,474	3,550
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	2	2	2

手話奉仕員養成研修事業	養成研修 修了者数	31	31	31
移動支援事業	利用者数/年	58	58	58
	延利用時間/年	2,506	2,506	2,506
地域活動支援センター	実施箇所数	4	4	4
	利用者数/月	170	175	180

《任意事業》

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業(日中短期)	実施箇所数	6	6	6
	人/年	41	41	41
訪問入浴サービス事業	人/年	4	4	4
生活訓練等事業	実施箇所数	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	回/年	24	24	24
点字・声の広報等発行事業	回/年	12	12	12
奉仕員養成研修事業	人/年	50	50	50
更生訓練費・施設入所者 就職支度金給付事業	人/年	1	1	1

第4部 第2期障がい児福祉計画

第1章 基本的な考え方

障がい児支援の提供体制の確保に当たっては、基本指針の「障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」に掲げられている次のような点に配慮して計画的な整備を行います。

- 子ども・子育て支援の良質かつ適切な内容及び水準の確保を図り、健やかに成長するように支援するため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備する。
- 児童発達支援センターについては、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図るとともに、その地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
- 障がい児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、県の各担当部局との連携体制を確保する。
- 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保する。
- 障がい児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る。
- 重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握を行い、支援体制の充実を図る。
- 障がい児相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る。

第2章 令和5年度における支援提供体制

基本指針に示されている障がい児支援の提供体制の整備等については、以下のように施設、サービスの整備を図ります。

●児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの令和5年度末までの設置検討を進めます。

なお、本市では、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備しており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

《基本指針に示された目標》

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

●難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

県が計画に盛り込む聴覚障がい児を含む難聴児への支援体制と連携した支援を行います。

《基本指針に示された目標》

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

●児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、重症心身障がい児が利用する児童発達支援及び放課後等デイサービスの体制を整備しており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

《基本指針に示された目標》

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

本市では、医療的ケア児の適切な支援についての協議を行う場として、医療的ケア児等支援協議会を設置しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの複数配置も行っており、今後とも支援体制の充実・強化に努めます。

医療機器や医療行為を伴う介助が必要であるという特殊性により、短期入所サービスや災害発生時支援が整備できていないため、対象者の状況や実態の把握を進めるとともに関係機関の協力による支援体制構築を進めます。

《基本指針に示された目標》

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第3章 障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の見込量及び確保方策

第1節 障がい児通所支援

1 サービスの概要

サービスの種別	実施内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を総合調整する人のことです。

2 サービスの現状

サービスの利用状況をみると、放課後等デイサービスの利用が増加するとともに、児童発達支援も見込量を上回っています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
児童発達支援	人/月	実績値	139	139	112
		見込量	122	126	130
	人日/月	実績値	834	834	784
		見込量	677	728	751
放課後等デイサービス	人/月	実績値	334	402	454
		見込量	317	336	346
	人日/月	実績値	3,006	3,216	3,632
		見込量	2,627	2,758	2,841
保育所等訪問支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	0	0
		見込量	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1
	人日/月	実績値	0	0	0
		見込量	8	8	8

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

種類	単位	区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)
コーディネーター配置人数	人	実績値	2	3	0

3 サービス見込量とその確保のための方策

サービス提供事業所及び市発達支援課、保健センター等、関係機関と連携しながら事業の周知を図り、必要なニーズに見合うサービス提供体制の確保に努めます。

■ 障がい児通所支援サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	134	139	146
	人日/月	840	852	860
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	10	10	10
放課後等デイサービス	人/月	476	499	523
	人日/月	4,104	4,309	4,524
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター配置人数	人	5	5	5

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

第2節 障がい児相談支援

1 サービスの概要

サービスの種別	実施内容
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

2 サービスの現状

サービスの利用状況を見ると、令和2年度では、見込量を上回る利用が見込まれています。

■ サービスの利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
障がい児相談支援	人/月	実績値	71	78	106
		見込量	85	90	93

3 サービス見込量とその確保のための方策

障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障がい児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

■ 障がい児相談支援サービス量の見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人/月	96	102	111

【基本指針による見込量の考え方】

サービスの種別	見込量算出の考え方
障がい児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

第3節 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人等に対する支援については、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を踏まえ、以下の項目について、必要量を見込みました。

■ 発達障がいのある人等に対する支援 ■

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	30人	30人	30人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

【基本指針による見込量の考え方】

種類	見込量算出の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

第4章 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

第1節 実施事業

事業名	事業内容
日中一時支援事業 (再掲)	<p>ア タイムケア事業 障がい児（小・中・高校生）を対象に一時預かりを行うことにより、学校の放課後や長期休暇時に活動する場を確保するとともに、障がい児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。特に、夏休みなど長期休暇時の受け入れを拡大し、事業の充実に努めます。</p> <p>イ 日中短期入所事業 障がい者等に対して短期入所事業所で、日帰りの短期入所を行うことで、日中活動の場を提供するとともに、保護者等の就労支援及び家族の負担軽減を図る事業です。</p>
移動支援事業 (再掲)	<p>屋外での移動が困難な障がい者等に、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動を支援する事業です。 本市においては、個別的支援が必要な障がい者等に対しマンツーマンにより支援する「個別支援型」と複数の障がい者等へ同時支援する「グループ支援型」により移動支援を行います。</p>
訪問入浴サービス事業（再掲）	<p>入浴が困難な在宅の身体障がい者に、訪問により居宅において移動入浴車による入浴サービスを行う事業です。本市では、サービス利用のニーズがあり継続して事業を実施し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。</p>
日常生活用具給付等事業（再掲）	<p>日常生活用具給付等事業は、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。本市においては、必須事業の一つとして、継続して事業実施を行い、重度障がい者等の日常生活の便宜を図ります。</p>

第2節 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、各事業に対するニーズに応じた実施事業者の確保等とともに、事業の対象者の把握と利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

1 サービスの現状

地域生活支援事業は、これまでの実績を考慮しながら、事業を進めていくことにしています。

■ 地域生活支援事業の利用状況 ■

サービス種類	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
タイムケア事業	実施箇所数	実績値	1	1	1
		見込量	1	1	1
	人/年	実績値	4	4	4
		見込量	10	10	10
日中一時支援事業(日中短期)	実施箇所数	実績値	7	6	6
		見込量	6	6	6
	人/年	実績値	12	8	10
		見込量	15	17	19
移動支援事業	利用者数/年	実績値	8	8	8
		見込量	6	7	8
	延利用時間/年	実績値	215	205	210
		見込量	285	310	337
訪問入浴サービス事業	人/年	実績値	1	1	1
		見込量	-	-	-

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	実績値	0	2	1
		見込量	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数/年	実績値	6	4	5
		見込量	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数/年	実績値	4	2	3
		見込量	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	実績値	113	91	102
		見込量	80	80	80
排せつ管理支援用具	給付件数/年	実績値	364	356	364
		見込量	421	421	421
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数/年	実績値	0	0	0
		見込量	1	1	1

2 サービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業については、新居浜市の実績や実情を考慮し、見込量を設定しました。

今後とも、各事業のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保と質の向上に努め、サービス提供体制の充実・強化を図ります。

■ サービスの見込み ■

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タイムケア事業	実施箇所数	1	1	1
	人/年	5	5	5
日中一時支援事業(日中短期)	実施箇所数	6	6	6
	人/年	10	10	10
移動支援事業	利用者数/年	8	8	8
	延利用時間/年	210	210	210
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	給付件数/年	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数/年	5	5	5
在宅療養等支援用具	給付件数/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	102	102	102
排せつ管理支援用具	給付件数/年	372	380	388
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	1	1	1

第5部 計画の推進体制

1 計画推進に向けた基本的取組方針

障がい福祉に関する計画と施策について、本市の最上位計画である「第六次新居浜市長期総合計画」の施策「障がい福祉の充実」では、次のような内容で取組を方針化しています。本計画の推進においては、新居浜市長期総合計画も含めた各計画の内容を網羅するものとして体制の構築を進めます。

1 障がい者への理解と社会参加の促進のための取組方針及び主な取組内容

- ①「ノーマライゼーション」理念の普及啓発と地域共生社会構築を推進します。
 - ・新居浜市障がい者自立支援協議会の充実を図り、円滑な運営協議を進めるとともに、理解促進のための研修や啓発事業を実施します。
- ②移動、コミュニケーション確保等に対する支援を推進します。
 - ・地域バスの運行など外出時の多様な移動手段の充実を図るとともに、手話通訳者の設置及び点字、声の広報の発行など意思疎通支援を進めます。
- ③就労機会の確保及び社会参加の支援に努めます。
 - ・就業関係機関と連携し、雇用機会の確保を図るとともに、文化・スポーツ活動などの社会参加への支援を行います。

2 障がい福祉サービスの充実のための取組方針及び主な取組内容

- ①障がい福祉サービス、施設サービスの充実を図ります。
 - ・自立支援給付による障がい福祉サービスの提供を行うとともに、障がい者福祉センターの整備、障がい者支援施設等への施設整備支援を進めます。
- ②障がい者の経済的負担の軽減を図ります。
 - ・重度心身障がい者（児）医療費助成制度及び自立支援医療を実施します。
- ③障がい者団体等への支援を行います。
 - ・障がい者団体等への活動補助を行うとともに、活動や組織への支援を行います。

3 地域生活の支援体制の充実のための取組方針及び主な取組内容

- ①障がい者（児）の健康づくりを推進します。
 - ・保健、医療関係機関との連携を進めるとともに、地域生活支援事業の充実を図ります。
- ②相談支援体制の充実強化を図ります。
 - ・基幹相談支援センターの設置を図るとともに、住居確保体制の整備を進めます。
- ③障がい者（児）の生涯にわたる総合的な支援体制の整備と充実を図ります。
 - ・早期発見早期療育の理解促進を進めるとともに、障がい児通所サービスの充実と児童発達支援センターの設置を図ります。

2 計画の推進体制

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する総合的な体制の構築が不可欠です。

計画の着実な実施に向けて、新居浜市障がい者自立支援協議会及び各部会等の活動を中心に、関係団体・機関との連携を強化し、各施策の推進を図ります。

また、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、利用者の障がい福祉サービスのニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みを進めます。

1 新居浜市障がい者自立支援協議会及び部会等の活動の推進

(1) 新居浜市障がい者自立支援協議会

- ア 協議会を構成する各種団体等の連携を図り、新居浜市における地域課題やニーズを共有し、社会基盤の整備を進めていきます。
- イ 計画の実施状況を点検し、評価・助言を行います。
- ウ 障がい者福祉施策の専門的・総合的な支援体制づくりを進めるため、協議会に設置する4つの専門部会の活動を推進します。
- エ 新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会、新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会（※令和3年度から専門部会化：「こども部会」）と連携し、その活動を支援し、関係の強化を進めます。
- オ 事務局会において、各部会等の協議内容や事業の調整を行い、部会等の円滑な運営を図ります。
- カ 部会等の活動でカバーしていない事柄や新規の課題、制度改正等について協議し、対応を図ります。

(2) 専門部会等

①相談支援部会
相談支援事業に関する諸課題、地域課題及び事例の検討を通し、障がい福祉の取組全般の質の向上を図るため、次の活動を進めます。 <ul style="list-style-type: none">・居住支援（県居住支援協議会への参加）・進路支援（特別支援学校や普通高校の進路担当者へのアプローチ）・総合相談窓口・相談支援専門員の人材育成・他の部会等の事務局機能と活動の連携・研修、啓発等・理解促進のための活動、他
（構成）委託相談支援事業所、地域福祉課

②はたらく部会

福祉的就労、一般就労における課題の検討及び各事業所との情報共有により障がい者の就労環境等の向上を図るため、次の活動を進めます。

- ・ 求人の情報や状況の共有
- ・ 支援事例検討
- ・ 「連携ガイドライン」作成による連携体制の構築
- ・ 障がい児通所支援事業者等との相互理解
- ・ 特別支援学校への就労支援事業所説明会
- ・ 就職面接会
- ・ 理解促進のための活動、他

(構成) 就業・生活支援センター、就労継続A型事業所、就労継続B型事業所、就労移行事業所、就労定着事業所、公共職業安定所、新居浜産業技術専門校、委託相談支援事業所、地域福祉課

③権利擁護部会

関係者の連携により、障がい者差別の防止・解決、権利擁護、虐待の防止・対応等を推進するため、次の活動を進めます。

- ・ 行政情報の共有
- ・ 障がい者差別の防止、解決の取組及び虐待防止センターの活動報告等
- ・ 障がい者差別防止、解決の取組
- ・ 成年後見制度の活用促進
- ・ 消費者被害の情報共有
- ・ 連携事例の検討
- ・ 理解促進のための活動、他

(構成) 委託相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障がい者虐待防止センター、社会福祉協議会、愛媛県社会福祉士会、人権教育課、弁護士、新居浜警察署、県立新居浜病院(新居浜市医師会)、西条保健所、保健センター、新居浜特別支援学校、発達支援課、公共職業安定所、労働基準監督署、新居浜商工会議所、心身障害者(児)団体連合会、民生児童委員協議会、公募市民、子育て支援課、地域包括支援センター、介護福祉課、生活福祉課、地域福祉課

④新居浜市医療的ケア児等支援協議会(専門部会)

保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児等への適切な支援の提供体制構築を図る。

- ・ 対象者や状況の把握
- ・ 社会資源の把握と活用
- ・ 必要なサービスの協議
- ・ 災害時に必要な対応の協議、他

(構成) 県立新居浜病院(新居浜市医師会)、愛媛県医師会、訪問看護ステーション、特別支援学校川西分校、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、西条保健所、保健センター、学校教育課、発達支援課、こども保育課、地域福祉課

⑤新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会（部会外の連絡会）

長期入院患者の減少、地域生活移行及び地域生活継続の支援の推進を図り、精神障がい者が住み慣れた地域で充実した生活を送れる支援体制構築を推進するため、次の活動を行っています。

- ・地域移行に関する個別支援の協議
- ・ピアサポートの活用
- ・居住支援事業の状況の共有
- ・理解促進のための活動、他行政情報の共有

（構成）市内精神科病院、社会福祉法人、委託相談支援事業所、西条保健所、保健センター、地域福祉課

⑥新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会

（※令和3年度から専門部会化：「こども部会」）

サービス事業者や関係機関が情報や課題への取組等を共有し、支援の向上を図ることを目的とし、次の活動を行っています。

- ・業務等の現状や課題の情報交換
- ・ローカルスタンダード（地域標準）作成・共有による考え方や方策の標準化
- ・はたらく部会との相互理解
- ・理解促進のための活動、他

（構成）児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、タイムケア事業所、委託相談支援事業所、発達支援課、地域福祉課

2 総合的な相談支援体制の構築

（1）相談支援体制の構築

ア 相談支援部会を相談支援の充実に向けた活動の核と位置づけ、体制づくりの協議を進めるとともに、相談支援部会の充実を図ります。

イ 相談支援を適切に実施していくため、相談支援事業所の連携、情報の共有、資質の向上等を図るとともに、相談支援事業の運営評価、困難事例への対応のあり方等に関する助言・指導確保を図ります。

ウ 委託相談支援事業所による相談窓口の充実を図るとともに、これを基礎として地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの整備を図ります。

エ 障がい者のニーズに応じてライフサイクルを通じた総合的・計画的な相談支援が図れるように市の関係課の連携を強化するとともに、身近な地域における相談から相談支援事業者等を活用した専門的な相談まで重層的な相談支援体制を構築するため、障がい者相談員や民生児童委員等との連携・協力体制を強化します。

オ ライフステージで切れ目のない相談支援の継続・調整を図るため、新居浜市発達支援協議会との連携を強化するとともに、保健医療・福祉・教育・労働など関係機関等とのネットワーク体制の整備とコーディネート機能の充実を図ります

カ 新規参入の促進や人材の育成支援を行い、体制を充実強化させるとともに、障がい者（児）に対する相談支援事業がうまく機能し、障がい者等のニーズにきめ細かな対応ができるよう情報を共有しながら事業所間の連携を図ります。

3 就労支援及び一般就労移行等の推進

- ア 就労支援及び一般就労移行の取組については愛媛県、公共職業安定所、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス提供事業所、産業技術専門校、庁内の労働・福祉・教育など関係機関との連携により推進する必要があるため、はたらく部会を基礎として支援推進の体制づくりを行います。
- イ 障がい者就業・生活支援センター等との連携により障がい者の就労にかかわる情報の共有化・活用を進めるとともに、連携ガイドラインの作成により各分野の効果的な相互連携を進め、職場の開拓、就労前の訓練等から就職後の職場定着に至るまでの一貫した支援を展開します。
- ウ 就労支援事業所の新規参入を図るとともに、国・県の各種施策・補助メニュー等の活用により、支援策の充実と工賃向上を図ります。
- エ 就職面接会・説明会・相談会等の開催を進めるとともに、合理的配慮の理解や職場環境のユニバーサルデザイン化の促進について事業主等へのパンフレットの配布を行うなど、関係部署と連携して障がい者雇用の環境整備に向けた情報発信の強化を図ります。
- オ 市の業務委託等による就労の確保を図るとともに、計画的に障がい者を市職員として採用するなど障がい者一人ひとりの状況や能力に応じた雇用機会の提供・確保を進めます。
- カ 障害者優先調達推進法に基づき、市が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することにより、障がい者の経済面の自立を推進します。また、障がい者就労施設等において組織された共同受注窓口の体制整備のための支援や認知度の向上のための情報発信を行い、官公署に係る受注機会の拡大を図ります。

4 障がい児支援の提供体制の充実

(1) 早期発見・早期療育、児童発達支援のための体制の構築

- ア 早期発見・早期療育の取組については、発達支援課・子ども発達支援センター、保健センター、子育て支援課等との連携が必要であり、地域発達支援協議会への参加はもとより、障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会（※令和3年度から専門部会化：「こども部会」）への支援を行い、必要な施策を推進します。
- イ 連絡会が作成したローカルスタンダードを周知・活用し、児童発達支援、放課後等デイサービスの療育水準の向上を図ります。
- ウ 理解促進を積極的に進めるとともに、ペアレントトレーニングや母子通園の拡充を進め、ライフステージに応じた総合的・継続的ケアを適切かつ円滑に行います。
- エ 福祉型の児童発達支援センターの設置検討を進め、地域の中核的な療育体制の構築、保育所等における療育体制の充実を図ります。

(2) 医療的ケア児等支援の体制の構築

- ア 医療的ケア児、重症心身障がい児等に関する施策の推進については、保健・医

療機関、福祉サービス事業所、児童福祉部所等の連携が必要であり、医療的ケア児等支援協議会の活動を中心に進めます。

イ 医療的ケア児等の療育の機会の確保に向け、重症心身障がい児の通所支援事業所との連携を強めるとともに、医療型の児童発達支援センターの設置を視野に、体制の整備を進めます。

ウ 緊急時、災害等発生時やレスパイトの提供のための短期入所の整備を図ります。

エ 緊急時、災害等発生時の環境確保に向け、状況把握と関係者の支援の体制整備を進めます。

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 地域移行支援・地域定着支援については、保健機関・精神科医療機関との連携が必要であり、理解促進の取組も含めて精神保健医療福祉関係機関連絡会の活動支援を中心に進めていきます。

イ 効果的な実施に向け、相談支援事業者、保健所や医療機関、地域の障がい福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化を目指します。

ウ 相談支援部会や関係部所と連携し、地域移行に必要な居住支援を進めます。

エ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、県の施策と連携し、支援の検討を行います。

オ 新たな課題や取組の推進に向け、連絡会活動の充実に向けた支援を行うとともに、検討の施策との連携を図ります。

6 地域生活支援拠点の構築

ア 地域生活支援拠点については、各施策の進捗と経緯、福祉サービス事業所の取組と特徴を踏まえ、求められる5つの機能を地域全体として実施する面的整備として構築を進めます。

イ 相談機能については、基幹相談支援センターの設置を視野に、総合相談窓口の充実と委託相談支援事業所の活動強化を図ります。

ウ 緊急時対応については、短期入所事業所と相談支援事業所の連携と体制整備により実施します。

エ 体験の提供については、各福祉サービス提供事業所が実施しており、その内容の体系化・メニュー化を進めます。

オ 人材養成については、研修等の機会の周知・提供を行うとともに、県が委託している研修センターと連携して、従事者のキャリア形成や地域の体制づくりも含めた人材育成の充実を図ります。

カ 地域体制については、民生児童委員協議会、社会福祉協議会及び各支部、福祉関係課の組織等との連携を強化し、目的に応じた体系化を進めます。障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域福祉の要である新居浜市社会福祉協議会との連携を図りながら、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携を強め、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との協働体制づくりを進めていきます。

7 計画の周知

基本理念である「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」に向けて、障がい、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。本計画については、市政だより、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援にかかわる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

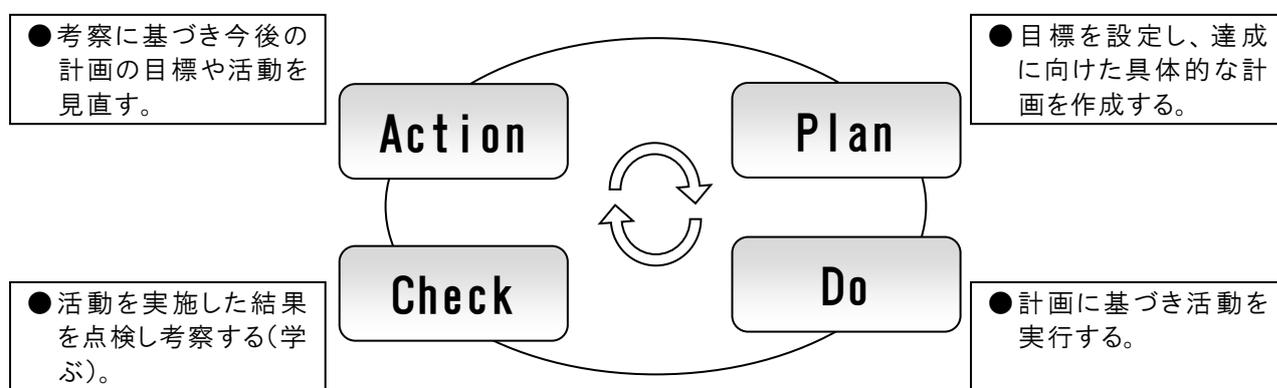
また、今後も障害者総合支援法など障がい者に係る法律等の改正等情報収集に努め、国の障がい者施策の動向の把握や関連情報の周知に努めます。

3 計画の進行管理

障がい者福祉につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために常に改善を図ります。

取組の進捗状況は新居浜市障がい者自立支援協議会へ報告し、評価と助言を受けることにしています。

【PDCAサイクルのイメージ】



【資料】

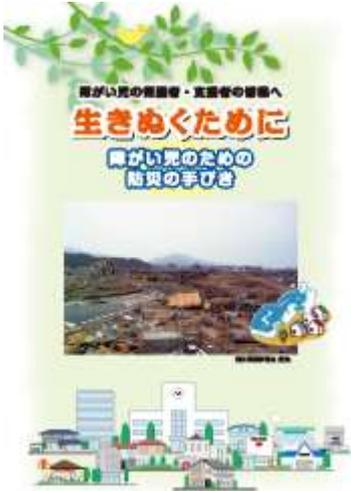
1 福祉避難所

(1) 新居浜市の障がい関係の福祉避難所（指定避難所）一覧

施設名		対象者
愛媛県立新居浜特別支援学校 本郷3-1-5 ☎ 0897-31-6656	体育館	知的・発達障がい者（児）
新居浜市総合福祉センター 高木町2-60 ☎ 0897-35-2940	研修室1、研修室2 教養娯楽室	障がい者、難病患者、その他要支援者
新居浜市障がい者福祉センター 庄内町1-4-18 ☎ 0897-33-3341	会議室	肢体不自由・視覚・聴覚・言語障がい者
まさき育成園 大生院1686 ☎ 0897-41-6191	訓練作業室、研修室 ボランティア室、会議室	知的・発達障がい者（児）
くすのき園 菡生1834-1 ☎ 0897-41-6361	多目的ホール	知的・発達障がい者（児）
グループホームすいよう 郷4-9-43 ☎ 0897-31-2077	居室	知的・発達障がい者（児）
わかば共同作業所 船木741-1 ☎ 0897-44-7025	作業室	知的・発達障がい者（児）
わかば第2作業所 船木甲2144 ☎ 0897-43-9531	多目的ホール	知的・発達障がい者（児）
愛媛県立新居浜特別支援学校 川西分校 宮西町4-46 ☎ 0897-31-1121	多目的室、教育相談室	肢体不自由者（児）
あゆみ苑 西の土居町2-8-12 ☎ 0897-33-4655	作業・日常生活動作訓練 室、和室、食堂兼談話室	身体障がい者（児）
ハビリテーリングセンター vivre 若水町2-4-38 ☎ 0897-35-3003	避難スペース	重症心身障がい者（児）
どんでんどん 下泉町2-7-25 ☎ 0897-40-6111	作業場、相談支援事業所	精神障がい者
つぼみ 喜光地町1-6-34 ☎ 0897-40-6440	作業場	精神障がい者

(2) 防災の手引き・ガイドブック

- ① 障がい児のための防災の手引き
(平成28年度作成)



- ② 精神障がい者のための災害時避難ガイドブック
(平成29年度作成)



- ③ 身体障がい者の皆様へ
共に生きる 防災の手引き
(平成30年度作成)



- ④ 障がい者 災害対応のてびき
(令和元年度 愛媛県発行)



2 本計画の策定過程

年月日	会議名称	内容
令和2年 6月18日	第1回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の説明 今後のスケジュールの説明
令和2年 7月	障がい者（児）福祉アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内の障がい者（児）2,000人にアンケート調査の実施
令和2年 7月～8月	障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、障がい者団体等へのアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス事業所等にアンケート調査の実施
令和2年 10月8日	第2回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の骨子案の説明 障がい者（児）アンケート調査の集計結果の説明
令和2年 11月27日	第3回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案の説明
令和3年 1月27日	第4回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）の検討
令和3年 2月10日～ 3月10日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）に対しパブリックコメントを実施し、市民からの意見提言を求める。
令和3年 3月19日	第5回 障がい者自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> 計画（案）を自立支援協議会において承認
令和3年 3月末	新居浜市第3期障がい者計画 新居浜市第6期障がい福祉計画 新居浜市第2期障がい児福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 新居浜市第3期障がい者計画 新居浜市第6期障がい福祉計画 新居浜市第2期障がい児福祉計画の決定

3 新居浜市障がい者自立支援協議会

(1) 新居浜市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者等相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉の円滑な推進と障がい福祉計画の策定等のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、中核的な役割を果たす協議の場として、新居浜市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定等に関すること。
- (2) 障がい者相談支援事業に関すること。
- (3) 障がい福祉に関するシステムづくりに関すること。
- (4) その他障がい者施策に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療又は福祉関係者
- (4) 教育又は雇用関係機関を代表する者
- (5) 企業を代表する者
- (6) 障がい者関係団体を代表する者
- (7) 学識経験者
- (8) 公募委員

3 委員の任期は、2年と市、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

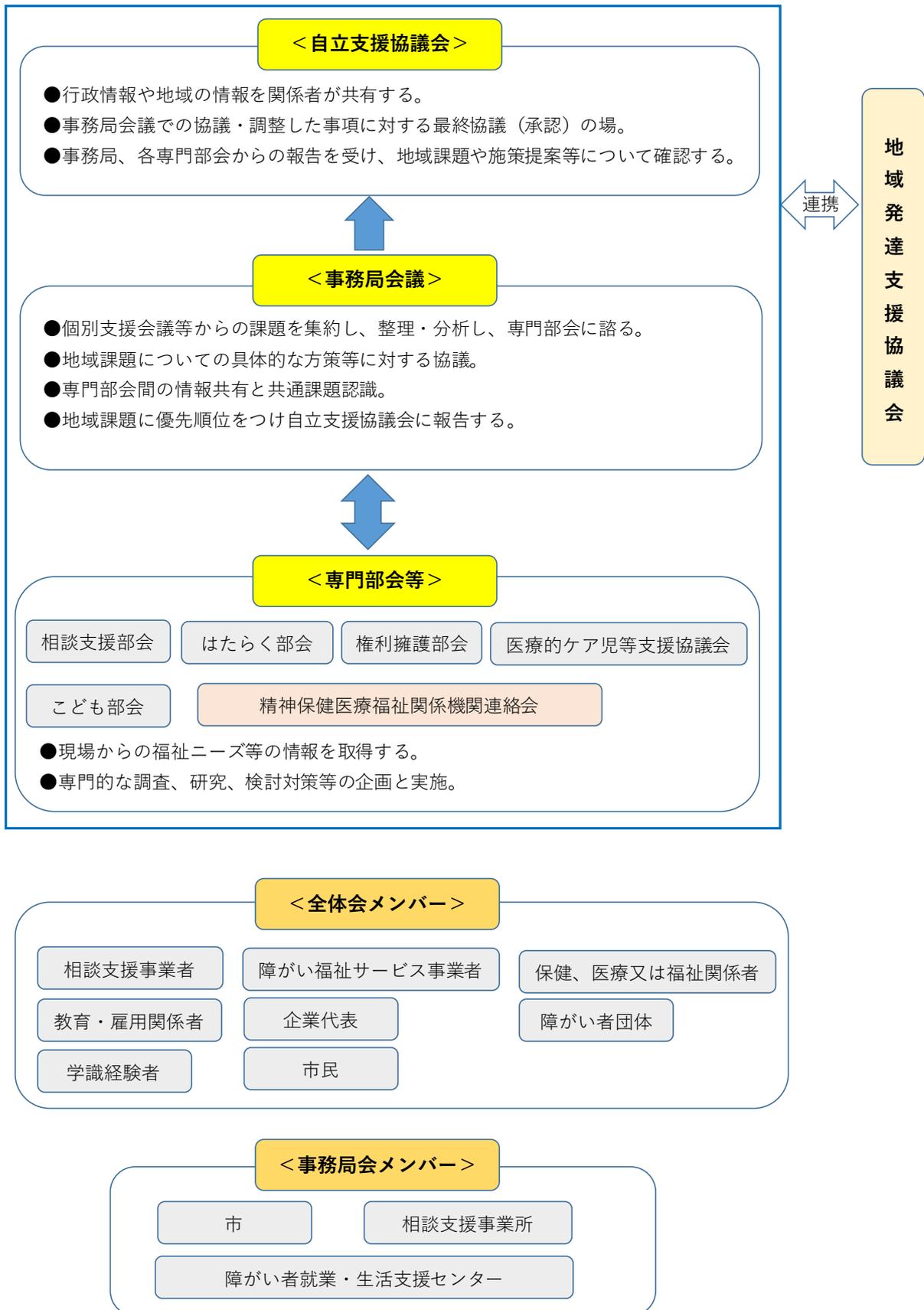
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(2) 新居浜市障がい者自立支援協議会委員名簿

(R2. 12. 1)

区分	氏名	所属
相談支援事業者	緒方 春美	相談支援部会
障がい福祉サービス事業者	本多 知里	権利擁護部会
	住友 裕美	新居浜市精神保健医療福祉関係機関連絡会
	真木 昭	はたらく部会
	明智 美香	新居浜市障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会
保健・医療関係者	竹本 幸司	新居浜市医師会
	田窪 小夜	東予地方局健康福祉環境部健康増進課
	黒川 由美	新居浜市保健センター (医療的ケア児コーディネーター)
	秋月 伸一	新居浜市社会福祉協議会
	土岐 智恵美	新居浜市訪問介護事業所職員連絡会
教育・雇用関係者	児島 万代光	県立新居浜特別支援学校
	佐野 公星	新居浜公共職業安定所
企業代表	吉村 卓代	新居浜商工会議所
障がい者団体	鎌倉 荘一	新居浜市中心身障害者(児)団体連合会
	三木 由紀子	新居浜市中心身障害者(児)団体連合会
学識経験者	北中 律子	新居浜市民生児童委員協議会
	山本 豪	権利擁護センターぱあとなあ愛媛
市民	山本 晴美	公募により



4 用語解説

あ行

アクセシビリティ	施設、設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。
一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。
医療的ケア	家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
インクルーシブ	「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念のこと。
ADHD(注意欠如・多動性障がい)	多動性（過活動）、不注意（注意障がい）、衝動性を症状の特徴とする行動障がい。
LD(学習障がい)	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に困難が生じる障がい。

か行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談支援に関する業務をワンストップで総合的に行う機関。相談支援、情報提供、助言のほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関への連携の支援を行う。
強度行動障がい	人を傷つけたり物を壊したりするなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起きるため、特別な支援を必要としている状態。
居住支援協議会	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体や居住支援団体、県、市町等が連携し、住宅確保要支援者および民間賃貸住宅の賃借人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行うため設立された協議会。
ケアマネジメント	援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。
権利擁護	自己の意思表示の困難な知的障がいのある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。
公共職業安定所 (ハローワーク)	「職業安定法」により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。

高次脳機能障がい	頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がい。
高次脳機能障がい支援拠点機関	高次脳機能障がいに関する専門的支援や相談を行う拠点機関。
合理的配慮	障害者差別解消法では、障がいの「ある人」が「ない人」と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫を「合理的配慮」としています。また「合理的配慮」を行わないことは差別として位置づけられています。
個別の教育支援計画 (サポートファイル)	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切な対応が行えるよう、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画。
個別指導計画	幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導ができるよう、学校の教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的な個別の指導目標や内容、方法等を盛り込んだ指導計画

さ行

サービス等利用計画	障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。なお、18歳未満の人が障がい児通所支援を利用する場合に作成する計画は「障害児支援利用計画」という。
児童発達支援センター	施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、他事業所への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
社会的障壁	障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
重症心身障がい	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態。
手話通訳者	福祉事務所などの公的機関に置かれ、重度の聴覚・言語障がいのある人と関係機関との意思伝達を手話で通訳する人のことをいう。手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）又は手話通訳者全国統一試験に合格し、意思疎通支援者として県や市に登録されている。

手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に、養成されている。養成研修（入門・基礎）を終了し、登録（本市では登録に際し試験を実施）される。
障がい支援区分	障がい福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。介護の必要性に応じて、区分1（軽度）から区分6（重度）の6段階に分かれている。全国統一の調査項目をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障がい支援区分の判定が行われる。
障害者活躍推進計画	障害者雇用促進法に基づき、公的機関（国、地方公共団体）が策定する障がい者の雇用拡大や障がいのある職員が活躍しやすい職場づくり・人事管理等に関する取組みをまとめた計画。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和45年制定の「心身障害者対策基本法」を改正して平成5年に成立、平成16年に大幅改正。障がいのある人に対する障がいを理由とした差別、その他権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。平成23年の改正により、障がい者の定義を拡大、合理的配慮の概念を導入。
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届出の窓口。
障害者権利条約	障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。障がいに基づくあらゆる差別の禁止、障がい者が社会に参加し、包括されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等を主な内容とする。国連総会において平成18年採択、日本は平成26年に批准。
障害者雇用促進法	障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置や職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする。平成20年度の改正では、障害者雇用納付金制度の適用対象の拡大、短時間労働者に対応した雇用率制度の見直し等が行われた。平成25年度の改正では、障がい者の権利に関する条約の批准を受けた対応を反映し、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることとなった。

<p>障害者差別解消法</p>	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。「障害者基本法」の基本理念に沿って、障がい者を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。</p>
<p>障がい者自立支援協議会</p>	<p>関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関。</p>
<p>障害者総合支援法</p>	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けた障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を平成 24 年に改正したもの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障がい福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。</p>
<p>障がい福祉サービス</p>	<p>障がいにより日常生活上に支援が必要な方や、自立へ向けた知識や技術の習得に支援が必要な方に、障害者総合支援法に基づき提供するもので、ヘルパー等が在宅で支援する訪問系サービスや事業所等に通所しサービスを受ける日中活動系サービス、施設やグループホームでサービスを受ける居住系サービス、地域相談支援などがある。</p>
<p>自立支援医療</p>	<p>心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。</p>
<p>身体障害者手帳</p>	<p>身体に障がいのある人が、「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。等級は1級から6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）等に分けられる。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>精神障がいのある人が各種の支援を受けやすくすることを目的として、交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級に区分されている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。</p>

相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。
----------------	---

た行

地域活動支援センター	障がい者（児）を対象に、通所の方法により創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図るなど、地域における障がい福祉の増進を図ることを目的とした施設。
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するための地域支援のための拠点。
特別支援学校	障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。従来の盲学校・聾学校・養護学校を一本化し、障がい種別を超えた学校として創設。平成19年4月施行。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な行

難病	原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい者・児の対象に、難病（130疾病）等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となったが、その後対象疾病が拡大され、令和元年7月時点では、333疾病が対象とされている。
ネットワーク	本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いられている。
農福連携	農業者や農業法人等の農業分野と、障がい者の就労支援に携わる社会福祉法人やNPO法人等の福祉分野が連携して、農業の担い手確保や労働力確保、障がい者の工賃向上など、両分野の課題を解決していく取組み。

ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会が普通の社会であるという考え方。
------------	--

は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。
発達障害者支援法	発達障がいに対して、早期発見と早期療育や学校教育・就労・地域生活に必要な支援と家族への助言、発達障がいの啓発、都道府県での発達障害者支援センター設置など、その自立と社会参加の援助について国・自治体の責務を規定した法律。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアサポート	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間＝英語で「peer」（ピア）＝が、体験を語り合い、回復を目指す取組。
ヒアリンググループ	聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備のこと。
避難行動要支援者	災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。災害対策基本法改正で、市町村に名簿作成を義務づけており、名簿は災害時に生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができるとされる。
福祉避難所	避難行動要支援者の避難所生活の負担を軽減させるために、相談等にあたる介助員等の配置やその他日常生活上必要な消耗器材の整備等の特別な配慮を行う避難所。
ペアレントメンター	発達障がい児の子育て経験のある親で、その育児経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う者。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

補装具	身体に障がいのある人の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や社会生活を容易にするために用いられるもので、視覚障がい者安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすなどがある。
------------	--

や行

優先調達推進法	平成 25 年 4 月 1 日から、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための法律。障がい者の工賃向上を目指す。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
要約筆記	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは、書く（入力する）スピードより数倍速くすべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記する。

ら行

ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。
リハビリテーション	単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって、障がい者が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。
療育	自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。
療育手帳	愛媛県においては、県内に居住する者であって、福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター又は南予子ども・女性支援センターにおいて知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人や知的障がいのある子どもに対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A 最重度、A 重度、A 中度、B 中度、B 軽度の 5 段階に区分される。

新居浜市

第3期障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

発行日：令和3年3月

編集・発行：新居浜市 福祉部 地域福祉課

〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話：0897-65-1237 FAX：0897-37-3844

電子メール：chiifuku@city.niihama.lg.jp